

議長／皆さんおはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案、及び報告の24件を議題といたします。

これより、21日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって発言は、発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用について、藤本君、細川君、山岸みつる君、野田君より申出があり、許可いたしましたので御了承をお願いします。

酒井君。

酒井議員／皆様、おはようございます。

自民党福井県議会の酒井秀和です。

今回、1番目の発言ということで、失礼を承知で冒頭少しだけお話をさせていただきます。

私たち議員は、有権者の投票によって選出された県民の代表ですが、そもそも議員とは、議会とは、会派とは、どのような役割を果たすべきなのでしょう。

私は、議員自身が県民の声をお聞きし、県民の意思を把握することに努める。

そのために県内、地元にしっかりと軸足を置いて民意を吸収することが重要であり、もし会派内の議員に恣意的、専門性の偏りがあるならば、特に手薄となる地域、分野で一層の努力を重ねるべきと考えております。

また、安易な手法で民意を集めようとする前に、私たち議員が汗をかき、声を集めるべきとも思っております。

我々議員は、こうして把握した民意を県政に反映させるため、会派の総意として代表質問を行い、一般質問や委員会で深掘りをし、それを総括して予算決算特別委員会で締めくくる、これがあるべき真意のプロセスであると認識しております。

これまで諸先輩方が築かれた伝統ある福井県議会において、特に私を含めた新人議員はその伝統を重んじるとともに、福井県民一人一人の思いを胸に、公正かつ公平で透明性を持った議論を尽くし、最善の議決に導く、その結果を県民にお伝えするとともに、その立ち振る舞いを次の世代を担う皆様を感じていただけるよう取り組まなければならないと思うところです。

若輩者が失礼しました。

それでは、通告書に従い、県政課題について、質問と提言をさせていただきます。

1点目、北陸新幹線敦賀以西大阪延伸までの経済振興策について、お伺いします。

先日、福井県が示した北陸新幹線福井敦賀開業2か月間の状況では、好調を維持とか、引き続き好調、増加という言葉が目立ち、人流及び客数については一定の効果があったと感じ取れます。

一方で、金額的な効果が見えてこないとも感じております。

この報告書で唯一、売上高について記載されている小浜地域の宿泊施設の利用状況では、小浜5施設の宿泊者数で、開業前日151.1%と記されているものの、売上前年比は5%増

にとどまっているとのことでした。

時期的なこともあり、秋の繁忙期に向けて多数の問合せがあると補足をされてはいるものの、両手放して喜べる状況には至っていないと感じております。

国内外から福井に来ていただくことはもちろん重要ではありますが、お金を落としてもらわなければ、福井県に活力を与えることにはつながらないと考えております。

株式会社日本政策投資銀行富山事務所が、2019年11月に示した新幹線開業5年目の富山県の経済波及効果は304億円。

伸びしろがあるのはインバウンド宿泊客であると報告しております。

福井県はいかがでしょうか。

福井県が公表している整備効果は、1年間で約309億円。

その補足には、北陸新幹線の敦賀開業は交流人口拡大や利用者の利便性向上など、様々な効果をもたらします。

北陸新幹線沿線の人口は、東海道人新幹線と比較しても遜色のない沿線人口を有しており、高い需要が見込めますと講評をされております。

そこで、開業から3か月を経過し、福井県の経済波及効果、1年間約309億円の達成に向けて、観光地や商業施設においてどのように県内消費を増やしていくのでしょうか。

杉本知事の所見を伺います。

次に、北陸新幹線沿線から離れたエリアの振興策について、特に現在、北陸新幹線の終着駅である敦賀駅以西の振興策について伺います。

これについて、杉本知事は、以前から注力されており、これまでに嶺南振興局の拡大をはじめ、多方面で御尽力をいただいていることは承知しておりますが、北陸新幹線が開業した今、嶺南地域住民がその効果を実感するには至っていない。

むしろ効果を実感というよりも、敦賀駅の現状課題解消への道は険しく、課題が山積していると感じているのではないのでしょうか。

課題があるとはいえ、嶺南地域は北陸新幹線全線開通前に、舞鶴若狭自動車道の4車線化も順次進めており、これについても人流、交流拡大の期待ができることから、嶺南地域のさらなる活性化に向けて、引き続きとても重要な時期であると考えております。

そこで、準備を進めながらも、自然や歴史、伝統、そして、食の文化を生かした、切れ目のない誘客政策が必要だと感じておりますが、敦賀以西の短期的及び中長期的な振興策をどのように考えておられるのか、杉本知事の所見を伺います。

2点目、FUKUI RAYSについてお伺いします。

福井県では、FUKUI RAYS発足以降、県民応援チームを中心に、県内のスポーツ振興に大きな成果を上げられております。

一つは、本年3月31日に開催された第1回ふくい桜マラソン。

桜の開花が間に合わなかったものの、参加者及び関係各位の御尽力により、成功裏に終えることができました。

ふくい桜マラソンについては、第1回の開催を経て、見つかった課題への対策を検討、改善する必要はあるものの、先日、第2回開催が決定され、来月にはランニングフェスタを開催するなど、参加者拡大と県民の機運醸成に取り組まれている状況であります。

そして、福井発のプロスポーツチーム、福井ブローウィンズは昨年のB3リーグに参入し、ホーム負けなしの完全優勝を成し遂げ、さらに福井永平寺ブルーサンダーは2023、2024シーズンを、過去最高位となる9位の成績で終わりました。

さらに、丸岡RUCKは、今シーズン開幕から3試合を経過して1勝2分、粘り強く負けない試合を展開しております。

このように、一つのチームの活躍から、FUKUI RAYSの各チームに勝利の連鎖反応が始まっており、メディア露出の機会も増え、選手の目覚ましい活躍に県民は感動をいただいていることと思っております。

私は、ぜひともこの勢いをさらに加速させ、恐竜王国福井の肩書きに追加して、スポーツ王国福井と呼ばれるようになったらと夢見ているところです。

さて、県民応援チームFUKUI RAYSへの支援策について、福井県民応援チームとは、では、県民の皆様が一体となって応援し、という観点で、ふるさと納税を活用し、指定チームの強化、育成、広報活動を支援するとしております。

そこで、福井県として各チームに対して行ってきた支援の実績と成果をどのように捉えているのか、担当部長の所見を伺います。

成長するFUKUI RAYSに対し、福井県の支援策として、今年度もふるさと納税を活用した強化、育成等への応援等が盛り込まれておりますが、チームの成長に伴い、さらなる支援の検討が必要だと考えております。

例えば6年間のNBAキャリアを終え、来季日本でプレーすることを決めた渡邊雄太選手や、富樫勇樹選手のように、1人の選手に億単位のお金が必要になります。

B2を勝ち抜き、B1を目指すには、日本代表クラスの選手及び助っ人外国人選手の獲得が必至で、スター選手の獲得がさらなるファン層を拡大、福井県のスポーツ振興につながると期待できます。

FUKUI RAYS指定チームが次のステージを目指すために、今こそ、県だけでなく市町と連携するなど、県民一丸となって幅広い支援の輪を構築することが求められているのではないかと考えております。

そこで、福井県として今後成長していくFUKUI RAYS指定チームをどのように支援していくと検討されているのでしょうか。

担当部長の所見を伺います。

3点目、中学校部活動と県民スポーツ祭についてお伺いします。

日本中学校体育連盟は、全国中学校体育大会について、3年後から規模を縮小して、水泳など9競技について実施しないことを決めました。

その理由は、少子化による生徒数の減少や夏の大会の暑さ対策、運営に関わる教員の負担などの課題を踏まえて検討した結果、部活動の設置率が20%未満の競技を原則として削減の対象にしたと説明しております。

一方で、継続する11競技についても、大会期間を3日以内とし、参加者の数や経費を現在より30%削減するとしております。

平成25年5月の運動部活動での指導のガイドラインの趣旨は、運動部活動の一層の充実で締めくくられておりましたが、平成30年3月の運動部活動の在り方に関する総合的なガイ

ドラインの趣旨からはその文言は消え、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることと記載され、現在では全国的に中学校の部活動地域移行が進められております。

時代の変化の中で少子化、教員のなり手不足、教員の働き方改革等々、様々な視点で鑑みると、この流れを止めることはできないと理解はしているものの、本当にこのまま進むことが生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動につながるのか、不安が残ります。

そこで、運動部、文化部にかかわらず、部活動がもたらす体力・心身の向上、他者を尊重し、他者と協働する精神、公正さと規律さを尊ぶ態度や好奇心、実践的な思考力や判断力の育成自、主性、協調性、責任感、連帯感及び人間性の育成、努力による達成感と充実感を学校教育の現場でどのように醸成していくのか、藤丸新教育長の所見を伺います。

部活動の地域移行が進めば、中学生が地域のクラブチームやサークルに参画する機会が増え、子どもたちや県民のスポーツ環境は転換期を迎えると考えられます。

ただ、それぞれの場所でスポーツをするにしても、自己の上達を確認する場、記録に挑戦する場が減少してしまえば、スポーツすることの楽しみも半減し、子どもたちのスポーツ離れにつながってしまうのではないかと懸念をしております。

そこで、この多様化する環境に県民スポーツ祭で柔軟に対応していただき、子どもたちがスポーツする機会ロスの削減に努めていただきたいと思います。

幸い、県民スポーツ祭の実施大綱で、県民の参加について、参加者の実情に応じて弾力性を持たせることと記載されており、例えば中学生であっても、大人と一緒に軟式野球チームに所属するのであれば参加が可能になるのではないかと期待をもちました。

そこで、競技、種目別に参加基準が設けられてはおりますが、令和8年度以降、中学生以上であればどの種目においても競技団体や市町の判断で参加できるなど、中学生の出場機会を増やす配慮を検討していただきたい。

その旨を競技団体に促していただきたいと思います。担当部長の所見を伺います。

4点目、環境負荷低減事業活動および関連事業についてお伺いします。

福井県は環境負荷低減事業の事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標で、2030年に有期農業、特別栽培の取組面積を2200ヘクタール、化学肥料由来の窒素成分量10%減、化学合成農薬の使用回数10%減、農林漁業分野におけるCO₂排出量10.6%減スマート農林水産業の導入面積1万2000ヘクタール、施設園芸における燃油使用量15%減と示しております。

着実に前進し、クリアさせたい目標である一方、肥料や原料の価格高騰、農業の担い手不足等が進んでいる現状でもあります。

国は、地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジを2030年までに200つくることを目標としている中、各市町からはなかなか手が上がらないのが現状であるとも伺っておりますが、環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標達成に向けて、今後の取組はどのように進めていくのか。

越前市に続く候補地が生まれるよう、どのように働きかけていくのか、鷲頭副知事の所見を伺います。

福井県では、学校給食における地場産食材の利用促進を目的に、福井の地場産学校給食推

進事業に取り組まれております。

昨年度も供給体制構築のためのモデル事業として、2つの事業所が参画されたと伺っておりますが、開始からこれまでにどのような事業に取り組まれ、どのような成果につながっているのでしょうか。

これまでの実績とその成果及び地場産学校給食推進と名のつく事業の今後の展開について、担当部長の所見を伺います。

以上、適切な御答弁をよろしく申し上げます。

議長／知事杉本君。

杉本知事／酒井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、県内の観光地や商業施設における消費額を拡大するための施策について、お答えを申し上げます。

まず、観光消費額を引き上げるためには、やはり宿泊を伴う観光、これは日帰り観光の4倍の消費額があるというふうに言われておりますので、そういう意味では宿泊施設をいいものにして、たくさん泊まっていただく、こういうことが大事だというふうに考えているところでございます。

こういうことから、福井県は漁家民宿をはじめとして、民宿が大変多い魅力的な地域と言われておりますので、こうした民宿をはじめとした小さなホテルも含めてリニューアルをするような、こういった事業を行わせていただいたり、また、食が自慢ですので、それを宿と絡めたオーベルジュ、こういったものの整備であるとか、ちょっと上質な宿をつくっていくとか、マリオットのような外資系のホテルの誘致、こういったところに努めてきたところでございます。

また、福井駅、敦賀駅、こういったところの周辺では、県と市が一緒になりまして、まちづくりファンドというのをつくらせていただいております。

この中で飲食店、この2年くらいの間に、例えば福井市では100店舗、それから、敦賀市の駅の周辺では50店舗、新規開店だったり、お店を直すとか、こういったところで魅力アップを図っているということで、消費額の拡大を図っているところでございます。

こちらも想定よりもかなり多い収入があるというふうにも伺っているところでございます。また、新幹線の効果は、決して新幹線に乗ってくる人だけではなくて、その宣伝効果も大変大きいということで、例えば宿泊でいいますと、小浜の主要な宿にお伺いをいたしますと、この新幹線前の3か月と後の3か月では、売り上げが2倍ぐらいになっているというふうなお話も伺っているところでございます。

こういうことで、今後とも観光客の方に長く滞在していただく。

そして、宿泊を含めてより多くの消費をしていただく、こういった環境をつくってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、敦賀以西の短期的、それから中長期的な観光振興策についてお答えを申し上げます。

新幹線開業で多くのお客様においでいただいております。

なんと言っても、敦賀から先にも大変自然もすばらしい、それから歴史や文化もすばらしくて、食が何といてもいろんなものがある。

こういう嶺南地域に多くのお客様に行っていただきたい、こういうふうに考えているところでございます。

これへの対応ですけれども、短期的には観光開発プロジェクトと言いまして、県とJR西日本、それから旅行会社さんでいろんな観光プランをつくらせていただいています、この5月までの状況でも、この嶺南地域に限っても6つの商品をつかって、約900名のお客様においでいただいているというふうに伺っているところでございます。

また、中長期的には、観光施設の磨き上げ、これがとても重要だというふうに認識をいたしておりまして、例えば三方五湖の山頂公園のところをリニューアルしていくとか、敦賀のミュージアムであるとか、若狭町の山座熊川であったり、高浜のUMIKARA、いろんな施設の磨き上げを各市町も一緒になってやらせていただいているところでございますし、また、上質な宿というのは県下で3軒採択させていただきましたけれども、そのうち2件嶺南ですし、それから民宿のリニューアル、小さなホテルのリニューアルも、全県で89件のうち56件は嶺南地域ということで、多くの嶺南地域で宿なんか改修がされているということですし、今回の6月補正でもさらに22件の追加の補正予算もお願いしているというところでございます。

さらに、観光地域のスケールアップ支援ということで、全県で3件採択させていただきますが、そのうちの1件は高浜町の城山公園周辺ということで、こういったいろんな事業を活用しながら、これから短期的、中長期的に嶺南地域の観光、磨き上げを行ってまいりたいと考えているところでございます。

そのほかにつきましては担当より御答弁申し上げます。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、環境負荷低減に関する目標達成に向けた取組とオーガニックビレッジにつきまして、お答えを申し上げます。

県では、有機農業の特別栽培の取組面積を2030年に、基準年であります2020年の3割増となります2200ヘクタールにすることなど、非常に高い目標を掲げて取り組んでいるところでございますけれども、現状としては高度な栽培技術や、あるいはコスト面、そして、それに見合った価格での販路確保というところが課題となっております。

この高い目標達成に向けまして、まず生産面では、県の普及指導員による指導体制の強化や、あるいは水田除草機などの購入への補助などを行いまして、生産者に取り組みやすい環境というところを支援してまいります。

また、消費面につきましては、食と農の博覧会や、食べて当てよう！キャンペーンなどを通じまして、消費者の理解醸成と、そして購入喚起というのを図ってまいります。

また、さらに、今年度からは給食基準米との差額支援などによる学校給食での有機特別栽培米の導入促進などを実施していくこととしてございまして、これは県立学校と、それから県内の11市町で取り組んでいただく予定というところでございます。

御指摘のとおり、これらの取組は地域ぐるみで取り組んで進めていくということが有効でございます。

その中でオーガニックビレッジにつきましては、住民の意識醸成であるとか、消費者へのPR、また、手厚い国の助成もございますので、まず県内で先進的に取り組んでいる越前市をしっかりと支援をしまいいりまして、その成果とか取組の具体的なやり方などを横展開していくことによりまして、他の市町に参加を促してまいりたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは3点、まず、県としてFUKUI RAYSに対して行ってきた支援の実績と成果についてお答えを申し上げます。

県では、FUKUI RAYSにスポーツコミッションのメンバーにも加わっていただきまして、テレビ局に委託いたしまして、試合のハイライトを放送していただく、あるいは情報ポータルサイト、F. Sports!での試合結果の発信、まちなかの競技体験イベントの開催、学校や地域でのスポーツ指導や交通安全等の街頭啓発など、県民が一体となって応援する機運の醸成に努めてきたところでございます。

その結果、民間企業が行いますイベントに出演依頼が増えましたほか、チーム相互に観戦や応援しあう機会が生まれまして、観戦者数が増加するなど、応援の輪が広まってきている、このように感じてございます。

また、他チームの活躍によって、選手のモチベーションが互いに高まるなど、よい刺激になっているともお聞きしてございます。

引き続き各チームのさらなる認知度向上を支援することによりまして、新規ファンの開拓ですとか、既存ファンの定着など、県民の身近な存在として、愛されて応援されるチームづくり、これが進むよう応援してまいりたいと、このように考えております。

それから、FUKUI RAYSの成長に伴う支援策についてお答えを申し上げます。

県では、令和5年度から、各チームがサポーターやスポンサーを獲得いたしますため、学校や地域でのスポーツ指導や交通安全等の街頭啓発、こういったものに草の根運動を支援するとともに、安定的なチーム運営が図られるよう、ふるさと納税を活用した資金獲得の仕組みを提案してございます。

このふるさと納税では、昨年度はFUKUI RAYS全体で4000万円以上の寄付がありまして、例えば福井ブローウィングスでは選手の獲得や試合中の演出等に活用しておりますほか、福井永平寺ブルーサンダーにおきましても選書獲得など、チームの強化費に活用しておられると聞いております。

今後、チームと関係が大変深い市町にも、このような良い事例を紹介するなどいたしまして、チームの強化や育成、広報活動等がさらに充実され、県民に愛され、応援してもらえるチームづくりにつながっていくよう応援してまいりたいと、このように考えてございます。

続きまして3点目、県民スポーツ祭で中学生の出場機会を増やす配慮についてお答え申し上げます。

県民スポーツ祭では、年間を通じて、県民の誰もが気軽に参加できます県内最大のスポーツイベントとして、国民スポーツ大会の正式競技からニューススポーツまで、全68競技を実施してございまして、昨年は約3万5000人の方々に参加いただいております。

大会では、中学校の部を開催しております、19種目に加えまして、市町対抗や交流大会の部109種目のうち、ローイングですとかホッケー、フェンシングなど37種目、合計で56種目で中学生の参加が現在可能となっております。

現在の参加資格では、御提案もいただきましたけど、例えば軟式野球のように中学生が成人と一緒にプレーできない競技もありますので、子どもたちのスポーツ環境をさらに充実させ、スポーツに親しむ機会をより増やす観点から、今後、開催ルールを決定しております競技団体や、参加者を取りまとめている市町スポーツ協会へ、参加資格の拡大の検討を働きかけてまいりたい、このように考えてございます。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私からは、給食における地場産食材の利用促進についてお答え申し上げます。

給食における地場産食材の使用率の向上に向けましては、食材価格の高騰や不作不良、あるいは食材の規格や数量といった納入の条件、こういったものを満たしていくことが課題となっております。

県では、地域の生産者と給食の現場をつなぐコーディネーターの設置や、生産流通事業者と市町の給食担当者による課題解決に向けた意見交換を実施しております。

このほか、令和3年度と4年度の2か年におきまして、障害者の就労支援施設に対しまして、かぼちゃの冷凍庫や里芋の洗浄機などの導入を支援しました結果、現在も当該施設から給食への食材提供が続けられている状況でございます。

また、昨年度は地場産食材の供給促進につながるモデルの実証としまして、公募により、麦ご飯やみかンデザートを提供に取り組みまして、給食担当者からは好評をいただいたところでございます。

品目ごと、あるいは地域ごとに課題は様々ございますけれども、関係者間での意見交換や課題解決に向けたモデル実証などを引き続き進めまして、給食の地場産率向上に努めていきたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私からは、部活動がもたらす教育的効果についてお答えを申し上げます。

国の教育振興基本計画では、教育の目標として、豊かな情操と道徳心、健やかな体、自主及び自立の精神、自他の敬愛と協力などを養うことがうたわれておりまして、学校では部活動をはじめ、体育祭、文化祭等の学校行事など、教育活動全般を通して人間関係の形成、連帯感の深化などの醸成を図っているところでございます。

また、県では、個性を引き出す教育、学びを楽しむ教育を掲げ、スポーツや文化などの部

活動につきましても、一人一人の能力や特性に応じて、得意を伸ばし成長を促すよい機会と捉え、これまで積極的に推進してきているところでございます。

これからは部活動の休日地域移行もございまして、これまで以上に保護者、地域、そして関係団体の御理解、御協力をいただきながら、学校はもとより、地域全体で子どもたちのスポーツ、文化活動の機会確保に努めてまいりたいと考えております。

酒井議員／ありがとうございます。

1点だけ、FUKUI RAYSのチームなんですけれども、本当にこれから費用がかさむと思いますし、実際、チームも困っているところだと思いますので、ふるさと納税のところでも尽力いただいているということは今御答弁いただいたんですけれども、さらに支援を県内に広げていただけるように取り組んでいただけたらと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長／以上で、酒井君の質問は終了いたしました。

山浦君。

山浦議員／皆さん、おはようございます。

自民党福井県議会の山浦光一郎です。

じめじめした梅雨の時期に入ってしまったけれども、すかつとした質問ができて、すかつとした答弁いただけるよう、よろしく願いいたします。

さて、本当に待ちに待った新幹線が3月16日にやってきました。

その日の駅前の混雑ぶりは、知事もいつもおっしゃっているとおり、ここは福井かと思わせるような大変なもので、その後も駅前には多くの人々が来訪しているというのを日々実感しています。

一方で、その人流がどのぐらい継続できるのかというのが重要になってきています。

そして、コロナの時と比べるだけではなくて、コロナ前と比べてどれぐらいの人流が増えたのか。

また、駅前だけではなくて、福井県全体でどのぐらい人流が増えているのか。

例えば飲食店を例にとると、くるふとかMINIE、こういったところで増えた分、片町で減っていると。

もしそういうことがあれば、福井県全体としてはそれほど意味がないんじゃないかというふうなことにもなってしまうと思いますので、そういう視点も重要かと、こういうふうに思っています。

ということでこの点、令和5年福井県観光客入込数を見ても、一部の観光名所では、2019年比ではお客さんが増えていないというところもあるようですけれども、その理由の認識と対策について所見を伺います。

また、福井県の特徴の一つに、外国人の来訪者や消費額が非常に少ないということが挙げられています。

もちろん駅前を歩いていると、以前に比べていろいろ、バックパッカーも、外国の方も見るには見るんですけども、でも実際に、外資系ホテルとかも、想定ほどには宿泊者がいないんじゃないかといった状況も見られる中で、これをどのように増やしていくのか。

例えば、外国の表記をもっと増やすとか、ハラルの店を案内するとか、こういった、ほかの地域とのより差別化できるようなこと、これが非常に重要ではないかというふうに思いますけれども、どのような戦略で臨んでいかれるつもりなのか、所見を伺います。

次に、福井駅周辺の人流、県全体の人流、これを継続的に増やしていくという意味でも、今計画されているアリーナ構想、これは非常に重要なことだというふうに思いますので、次に、この点について伺いたいというふうに思います。

もともとアリーナ計画というのは、民設民営ということで始まった計画でしたけれども、今上がってきている計画によると、国、県、市からの支出が建設段階で合計50億円。

さらに、今後30年にわたって県が毎年2億円、市が7000万円支出するという計画であり、非常に大きな公的負担になるため、福井市議会でも議論が紛糾しているというふうに理解しております。

もちろん、地元でみんなが応援できるスポーツチームがあって、福井駅から歩いていける距離にアリーナがあるというのは、駅前の活性化、福井県への人流増加という意味でも可能性のある計画ですし、例えばほかのところを見ると、鹿島アントラーズとか、今まで工業地域というところだったのが、サッカーでも有名になったということで、こういう大きなイメージの変化というのもあるので、基本的には応援したいなというふうに思っています。

ただ、これだけの支出をしていくということになると、本当にその効果があるのか、これをしっかり見極めなければならないというふうに思います。

実際に私が最近行った地元での小規模な座談会というのがあったんですけども、そのお金があるのであれば、少子化対策や若い人の人口流出防止にもっとお金を使ってほしいというお声をいただきました。

もちろん若い人がワクワクするようなものがあることが、人口流出防止にもつながる可能性があるということでお話はさせていただいたのですが、その方のお気持ちもよく分かります。

そこで伺います。

まず、資材費がどんどん高騰し、また、働き方改革などで人件費も高騰している中、105億円の建設費は本当に足りるのでしょうか。

特に、2月に提示された資料では、斬新なデザインが採用されていますけれども、こういったデザインを採用すると105億円ではおさまらないのではないかという声を、今でも専門家や事業者の方から聞きます。

現時点でどれぐらいの確度の見積もりがなされているのか。

本当に上振れする可能性はないのか。

万が一、上振れした場合に、誰がどのように資金調達をするのか、所見を伺います。

また、小松では、北國銀行が170億円ともいわれる建設費をかけて、1万人以上収容できるアリーナを建設するということです。

小松アリーナは、福井の計画よりも人数が多く、空港からも近く、さらに駐車場も整備するという点ですので、魅力や行きやすさという点で、福井のアリーナよりも優位性が出てきてしまうというようにも思います。

また、福井県には、鯖江にサンドーム福井があり、最大9000人を収容できるということですが、反対にこちらのニーズを奪ってしまうかもしれません。

この点、2月議会では、文化スポーツ局長から、5000人未満の施設で公演実績のあるアーティストは約960組。

一方で、5000人以上の規模のアーティストは440組ということで、これよりも多いと。

こういったことからサンドーム福井とか、また、それ以上の規模の小松アリーナとの競合は少ないと考えているという答弁がございました。

この点、収容人数が違うということで、本当に競合しないと言えるのか。

サンドームでの5000人程度の規模のイベントはどれくらいあるのかについての具体的なデータと合わせ、例えば大きいアリーナであれば、多少少ない人数のイベントでも開催するといった形で、食い合わないのか。

既存の公共施設、例えばサンドームの利用は減少しないのか、知事の所見を伺います。

また、県は2億円、市は7000万円を毎年払い、それによって県と市が利用できるのは年間で160日という計画になっています。

160日が全て県民、市民にきちんと利用されると想定しても、単純計算すると1日当たり約169万円を支払うということになります。

また、土日はスポーツやコンサートといったイベントで埋まるということが多いと思いますので、そうすると、1日169万円というのは、平日1日169万円払うということになるわけです。

それだけの公費を投入するわけですから、本当にそれだけの価値のある利用がなされるのか、精査しなければなりません。

この点、サンドーム福井は9000席を持つイベントホールの2022年度の利用実績、ちょっとコロナ中ということではありますが、190日ということで5割強。

また、フェニックスプラザでは、2020年度は営業日303日のうち、2000人収容の大ホールの利用率が181日ということで、約6割でした。

この点、アリーナ、本当に160日も利用されるのか。

具体的に、平日1日当たり169万円を払う価値のあるどのような利用が、どれくらいあると想定しているのか、所見を伺います。

また、先日の越前若狭の会の代表質問に対する答弁でも、セーレン・ドリームアリーナ、県営体育館の稼働率は、福井ブローウィンズの利用も含め98%となっており、全国規模の大会など、全ての規模には応えきれれておりません。

今年度は約70日分の大会の利用ができていないという答弁がありました。

この点、市も含めて、県内の体育館がどれくらい利用されているのか。

対応できていない要望はどれくらいあって、アリーナをつくることで、それをどれくらい対応できるのか。

そして、県営体育館で利用できないという70日分の利用とか、これでアリーナがあれば利

用されそうなもの、そして、それが具体的にどういったものなのか、この所見を伺います。

さらに言えば、2億円や7000万円の支出は毎年議会で議決しなければなりません。

将来、改善された議会が、その支出は大きすぎるということで否決することができるということになります。

つまり、制度上30年のコミットはできないというときに、30年の計画を立てるということの是非についてどう考えておられるのか。

例えば、30年の途中で否決された場合、アリーナの建設主体に対して、どのような影響があると説明されているのか、所見を伺います。

また、アリーナ建設の大きな理由として、バスケットボールのチーム、ブローウィンズのためのホームグラウンドを提供しようということがあります。

これは、私もブローウィンズの試合は何度も観戦させていただいて、本当、先ほど、酒井さんもおっしゃっていましたが、圧倒的な強さで、B3リーグの連戦連勝、B2に昇格したときは本当に嬉しかったものです。

ですから、本当に応援したいという気持ちは強くあります。

一方で、スポーツチームはその経営母体の経営判断に強く影響されます。

この点も、私、オールコネクト社が強い意志でブローウィンズの経営に挑んでいるということをよく知っていますし、市議会の特別委員会でも、運営が始まり、仮に行き詰まった場合、さらに行政に支援を求めるようなことはないのかという質問に対して、運営会社として、オールコネクトが関わる以上は事業と一緒に、全面的に我々が被る覚悟だというふうに答えられたということも知っております。

ただ一方で、通常の企業の意思決定は、様々なリスクを想定して判断するのと同様に、どうしてもブローウィンズの経営母体であるオールコネクト社が何らかの理由でブローウィンズの経営を続けられない、または続けられないという可能性は考えておかざるを得ないというふうに思います。

この点、万が一、経営母体は何らかの理由でブローウィンズの運営を断念した場合、どのような影響がアリーナに出ると考えているのか。

その場合でもアリーナを建設する意義があると考えているのか。

また、絶対に断念しないというのであれば、その保証はどう取るのか、知事の所見を伺います。

さらに、周辺地域の懸念として、駐車場問題があります。

計画では、駐車場は原則として来場者の方は利用できないという前提で、約80台のみ設置するということになっています。

ただ、周辺には駅近くを中心に、民間の駐車場数百台、もう少し取れば数千台とも言われておりますけれども、それがありません。

それは当然、規制することはできませんし、むしろ市議会では駅周辺の駐車場を利用した来場者へのインセンティブ構築を検討するという答弁がなされています。

とすると、車社会の福井では、多くの人がやはり車で来るのではないかというふうに思いますし、その場合、イベントの開始前とか終了後、多分1時間とか、私もヤシロ(?)で行ったときには時間程度すごい混んだんですけども、かなりの渋滞が発生するんじゃない

かというふうに予想されます。

また、その場合、近くに北橋が通っています。

これがすごく近いので、利用されるのではないかなというふうに思うんですけども、これは1車線ずつです。

本当にさばけるのかという懸念の声というのは、本当に多くの方からいただきます。

この点、具体的にどのような混雑緩和策を講じる予定なのか、所見を伺います。

なお、ほかにも論点としては、避難施設としての意義とか、経済効果、こういったところについても伺いたいところではありますけれども、時間の関係上、委員会とか、別の機会とさせていただきたいというふうに思います。

非常に多くの質問をしてきましたけども、やるからにはきちんと成功させるべきだというふうに思いますので、現実の課題を直視して、いかに乗り越えるか、これを議論していきたいという思いでの質問ですので、誠意ある御答弁、よろしくお願いいたします。

最後に、特殊詐欺の対応について伺います。

今年6月の報道で、県内の今年1月から5月の特殊詐欺被害額は5730万円と、前年同期比で3826万円増ということで、倍以上になっているということです。

既に昨年の年間総額6000万円に迫っているとのことでした。

実際に私も弁護士事務所をやっておりますけれども、電話での振り込め詐欺だけではなくて、仮想通貨への投資とかをかたって、本当の仮想通貨を買わせて、巧妙に送金させて、その後連絡が取れなくという被害の相談が、本当に一、二か月前に立て続けにありました。これは、実際に送金されてしまうと、損害賠償をしようと思っても、被害額の回収ができなくなってしまうということが正直ほとんどで、ある意味、泣き寝入りをしてもらうしかないということがあるわけですが、だからこそ警察による事前予防や摘発が大変重要になってくるというふうに思います。

この点、民主・みらいの代表質問でも、SNS型詐欺についての質問がありましたけれども、SNS会社との連携が非常に重要になってくると思われるところでありますが、実際、摘発につながった案件の件数と、SNS会社との具体的な連携対策の内容について、警察本部長の所見を伺います。

以上です。

議長／知事杉本君。

杉本知事／山浦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、サンドームでの5000人規模のイベント開催の状況、アリーナ建設に伴うサンドームの利用減少について、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、ひとつ、サンドームで、例えばスポーツのイベントを開くというようなことを考えますと、サンドームの場合は、試合ごとにフローリングのところを敷設していかなければいけないとか、また、ゴールを設置しなくてはいけないとか、天井がものすごく高いので、音響の設備とか、また照明とかを別途設置しなければいけないとか、こういう不便さもあるということもございますので、5000人規模のスポーツ大会だとアリー

ナのほうに来るということは十分考えられるというふうに思っております。

一方で、サンドーム福井の昨年度、イベントで使われているのが68件ございました。

このうち、コンサートとか、企業の説明会とか、食のイベントであったりとか、また、越前ものづくりフェアというような産業振興のイベント、こういったものが主でございます。5000人規模であったりとか、もしくはスポーツのイベントというのはいずれも2件ずつということでございますので、量的には多くない、ほとんど影響がないと、こういうふうに考えているところでございます。

また、アリーナは福井駅のすぐ近くにできるということもありますので、そういう意味では、今まで需要がなかったというか、そこで何かやるというイベントも考えられていなかったような、例えば学校の部活動、もしくはそのちょっとした大会のようなものであるとか、例えば音楽会のような文化的なイベントであったり、冬期は雪が降りますので、マラソンの練習に使っていただくとか、新しい需要なんかも出てくるんじゃないかというふうにも認識をいたしているところでございまして、そうしたサンドームと違った利用、こういったことも幅広く求めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、アリーナについて、経営母体がブローウィングスの運営を断念した場合の影響と、アリーナ建設の意義と保証についてお答えを申し上げます。

プロスポーツにつきましては、これはブローウィングスに限らず、経営母体となるような企業のほかにも、多くのスポンサーに支えていただく。

また、何といたっても地域の住民の皆さん中心としてサポーターに集まっていただいて強く応援していただく。

こういうことで、継続的な経営が続くようにしていく、これが非常に重要であろうというふうに、まず認識をいたしているところでございます。

経済界から出てまいりました今回の基本計画案を見ましても、アリーナの収入の中で、このプロバスケットボール、ここのブローウィングスが行う興業による収入というのは1割程度というところでございまして、仮にこれがなくなったとしても、経済界としてはアリーナの運営については継続して行っていきたいという意向を示しているところでございます。アリーナにつきましては、今回の北陸新幹線の福井・敦賀開業もそうですし、この後、大阪までの延伸ということを抑えているわけでございまして、その際の福井駅周辺のまちづくりの核にしていく、こういうような狙いがあるわけでございますので、経済界には継続的、そして安定的に運営をしていただくように、これからも強く求めてまいりますし、経済界はその意向を示している。

さらに言えば、県議会の御理解もいただきながら、県としても、福井市とともに必要な、適切な支援をしてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは7点、まず新幹線開業後の人流について、2点お答えを申し上げます。

令和5年の観光客入込数は1760万人となりまして、令和元年比で97%の水準まで回復しております。

レインボーラインや熊川宿などでは、令和元年度比120%増の入込数となりまして、コロナ禍前を上回る入込数となっております。

一方で、議員御指摘のとおり、一乗谷朝倉氏遺跡、これは元年比で93%や、大本山永平寺、同じく83%など、コロナ禍前の水準に回復してきていない一部主要観光地がありますが、これらは観光者の方々の様子を確認しておりますと、コロナ禍で嫌煙されたバスを利用した団体旅行、こういったものがまだ戻ってきていないということも一因と考えてございます。

入込数をさらに増加させるためには、開業効果を持続、最大化することが必要でございます。JR3社と北陸3県で行いますJapanese Beauty Hokurikuキャンペーンや、今年秋、本県では9年ぶりに開催されますJR6社と行政、観光事業者が一体となって行います、北陸ディステーションキャンペーンなど、最大限活用いたしまして、より一層プロモーションを強化してまいりたいと、このように考えてございます。

続きまして、外国人の来訪者や消費額を増やす戦略についてお答えを申し上げます。

北陸新幹線によりまして、レインボールートと呼ばれる首都圏から北陸を経由しまして、関西へつなぐルートのアクセス、これが非常に向上しまして、これまで難しかった外国人専用のお得な切符、レールパスが使いやすくなったこと、こういうことから、外国人観光客はコロナ前の3月、4月と比較いたしまして、約2.2倍に増えてございます。

本県を訪れる外国人観光客数をさらに増やすため、新たに6月から中国、香港、タイの現地旅行会社、累計約300社に対しまして、本県のツアー造成の営業を開始してございます。また、欧米のバカンス、これは8月、9月になりますが、ですとか、アジアの春節、これは1月、2月になりますけれども、こういったものに合わせまして、羽田空港及び成田空港のレールパス引換所を本県一色にいたしまして、PR活動を行う計画でございます。

そのほか、来県した外国人観光客が安心して県内を周遊できますよう、御提案もございましたけど、引き続き市町とともに多言語案内看板の整備を進めまして、また今年度、県内免税店、現在131軒ございますけれども、年内に100軒さらに増やすという方向で、その免税店申請に要します費用を全額県で負担いたしまして、県内への外国人観光客の消費拡大、こういったものを図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、アリーナ構想につきまして5点、お答えを申し上げます。

まず、万が一整備が上振れした場合の資金調達についてお答えを申し上げます。

アリーナは、ターゲットを絞ったマーケティングなど、民間ノウハウを生かして、家族連れや若者などへの魅力的なコンテンツを多く呼び込むことによりまして、県内外から人が集まり、まちににぎわいをもたらす施設になるものと期待をしております。

現在示されている整備費は、他県のアリーナ整備で実績のある設計会社が、昨今の物価高騰等の影響もよく考慮して積算し、さらに複数の実際に建設している建設会社の意見を聞きながら、可能な限り圧縮して見積られたものとお聞きしてございます。

今後は、施設の詳細を決めていく中で、整備費についても十分検討がされると思っております。

いますが、万が一増加するような場合には、設計の一層の見直しのほか、融資の上乗せですとか、借り入れ条件の見直しなど、様々な選択肢によりまして、民間において資金を調達することとしております。

それから、160日の利用想定につきましてお答えを申し上げます。

基本計画案で示されました160日につきましては、県都の賑わい創出のため、県民市民に利用してほしいとの経済界からの思いから、八戸市の事例を参考に設定されたものでございます。

今、一日当たりの単価の御指摘もございましたが、県や市が建設、運営いたしますと、同等もしくはそれ以上の建設費、維持費、人件費が必要になります。

セーレンアリーナでも今年度約70日分の大会が使用できないなど、公営体育館の予約が取りにくい中、県や市が新たに体育館を直接整備、運営するよりも費用が抑えられ、県民利用が図られるメリットがあると、このように考えてございます。

県市の***における使用料につきましても、セーレンアリーナ並みの料金で県民に利用していただくことを想定しておりまして、部活動やサークル活動のほか、県市が主催します各種セミナーや講習会、展示会などのほか、FUKUI RAYSの公開練習なども考えてございます。

具体的には、今後、市とともに基本計画案の検証を進める中で、各競技団体やスポーツチームなどのニーズもよく踏まえまして精査していくとともに、魅力的な施設や機能を県民、市民が十分活用できるよう、経済界とも調整してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、アリーナの利用想定についてお答え申し上げます。

セーレンアリーナ、福井市体育館及び越前市のアイシンスポーツアリーナ、これはいずれも1000人以上収容の大きな主要施設でございますが、これらの体育施設における令和5年度の稼働率は、いずれもおおむね100%となっております。

数字をちょっと申し上げますと、福井市体育館で、これは昨年の数字ですけど、約100日分お断りをしてございます。

それから、アイシンアリーナにつきましては、すみません、正確な記録がないということですが、多くの申し込みをやはり断っておられるということでございます。

このうち、セーレンアリーナでは、前年に年間の収容調整を行っておりまして、70件と申しましたけど、大規模なスポーツ大会の中でもBリーグ、これも申請いただいたうち10試合分が利用できておりませんし、全日本ハンドボールリーグ、日本女子フットサルリーグの試合など、全ての開催規模には応えられておりませんので、北信越大会の中規模の大会においても、会場確保ができず、開催地の変更などの対応がなされているというところでございます。

これらの多くは、アリーナが完成すれば対応が可能になるものと考えられまして、現在、経済界により検討が進められている施設の仕様書を踏まえまして、既存の施設との円滑な利用調整が進むよう、経済界や市とともに綿密に連携してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、30年のアリーナ運営計画について、お答えを申し上げます。

県といたしましても、詳細な収支計画が示され次第、収支見通しや利用想定などについて、各分野の有識者の意見を聞きながら検証していく。

その上で、支援の内容については、八戸市などの先行事例を参考にしながら、福井市とともに検討していきたいと考えてございますが、一応、参考としております八戸市におきましては3、0年間の長期債務負担行為を設定していることから、本県におきましてもこれを参考に、アリーナが長期にわたり安定した運営ができますよう、今後、議会とも協議してまいりたいと、このように考えてございます。

最後に、アリーナ周辺の混雑緩和についてお答えを申し上げます。

経済界では、アリーナ建設候補地から半径1キロメートル以内に約5000台の民間駐車場のほか、アリーナ付近への車の流入を避けるため、興業時にはオールコネクト社、これは350台ございますけれど、ですとか、福井商工会議所、250台ございますが、あるいは足羽川ダム河川敷の駐車場等を活用するという意向で検討を進めてございます。

また、候補地周辺の交通対策につきましては、市と事業者におきまして、興業時の来場者の交通手段をシミュレーションしながら、自家用車の来場自粛の周知や、周辺への警備の配置、あるいはシャトルバスの運行やパークアンドライド、アリーナ利用者に対する福井駅周辺駐車場料金割引サービスなどの必要な対策を検討していく方針でございます。

今後、県と市による基本計画案の検証作業におきまして、都市計画ですとか、交通対策の専門家の意見を伺うこととしておりまして、その上で具体的な混雑緩和策についても、事業者による車での来場者数の想定を踏まえ、県警ともよく協議いたしまして、有効な対策が実施できますよう、市や事業者に求めてまいります。

議長／警察本部長丸山君。

丸山警察本部長／特殊詐欺等の摘発件数とSNS会社との対策についてお答えをいたします。

県内の摘発件数につきましては、本年は5月末で特殊詐欺6件と、それから口座の不正取得等の助長犯罪16件を検挙しておりますが、SNS型詐欺、ロマンス詐欺の検挙はないところでございます。

こうしたSNS型の詐欺は、犯人とのやり取りがSNS上で完結することから、SNS事業者との連携が重要であると認識しております。

先般、国の犯罪対策閣僚会議におきましても、国民を詐欺から守るための総合対策が示されております。

この対策の中におきまして、SNSの事業者等に対し、広告の事前審査基準の策定、公表、審査体制の整備、広告出稿者の本人確認の強化、捜査機関からの情報に着眼した広告の迅速な削除、こういった措置を要請することが決定されたところでございます。

県警察としましては、これら国の政策に加えまして、防犯アプリ「ふくいポリス」等で注意を促す取組や、あるいは事業者の協力を得まして、従業員や家族に対して注意を促す取組等による被害の未然防止と、それから犯行に使用されたアカウントの追跡捜査の徹底等による被疑者の特定及び検挙に取り組んでまいります。

山浦議員／終わります。
ありがとうございました。

議長／以上で、山浦君の質問は終了いたしました。
三田村君。

三田村議員／皆さんおはようございます。
民主・みらいの三田村輝士です。
頑張って質問を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
それではまず、地域公共交通（路線バス）の維持からお聞きをいたします。
京福バスは6月から運転手不足。
運転手が不足するその対応として、業務削減に相当する減便に踏み切りました。
適正人員に対して40人程度不足するというので、10月にもさらに運転手不足、20人に相当する規模の減便や、夜間帯の最終便のダイヤの繰上げなどを検討していることが明らかになりました。
同じく福井鉄道も4月に一部の路線を廃止しまして、10月には福浦線の廃止も検討しているということでございます。
さらに、適正人員に対して10名の運転手が不足することから、来年春までに15路線のうち、利用者の少ない6路線について、廃線を含めた減便を検討することが明らかになっております。
路線バスを運行する両バス事業者の路線の廃止や減便は、利用者の皆さん方にとって、とてもショッキングな出来事で、これから先どうなるのだろうと不安を募らせております。
私も家の前を走る路線バスを月に何度か利用しておりますけれども、とても便利で、これから年を重ねるごとにますます大切になってくるものと思ひ、路線バスの存続を願って利用しているところでございます。
バスに乗って感じることは、通勤通学に利用する方、車を運転できない方、また、障がいのある方や高齢者など、地域における交通弱者のための移動手段としては、路線バスは欠かせない存在であると強く感じているところであります。
高齢者にとっては、代替えのデマンド交通もいいのですけれども、定時に運行される路線バスが一番利用しやすいというわけでございます。
路線バスは、私たち県民にとって大切な移動手段で、公共交通と言われるように、公共性の高いサービスですが、今年に入って運転手不足により、路線の廃線や減便が行われるなど、深刻な事態になっております。
これまで地域の公共交通を守るために、地域公共交通活性化協議会などが開催されてきたと思ひますが、路線バスの意地や運転手不足についてどのような議論がなされてきたのかお伺ひをしたいと思います。
先日開催をされました路線バス人材確保緊急対策会議においては、国や県、沿線市町担当者に加えまして、路線バスを担う2つの事業所も参加し、離職者の増加、時間外勤務の上

限規制の影響で現行ダイヤの維持が困難な状況、また収益が上がらない路線バスを引き受ける事業所がいなくなるなどの訴えに加えて、運転手不足、運転手確保に向けた長期的な行政支援などの要望があったということでもあります。

こうしたバス事業者の意見をしっかりと聞いて政策に生かしていただきたいと思います。ちなみに路線バスの運行の赤字は今に始まったことではなく、車社会の到来と人口減少を背景に、バスの利用者が減少していったのだからと思うわけであります。

路線バスの赤字分は、国や県、市町の生活バス路線確保対策事業などの補助金で補填をされておりまして。

しかし、これで赤字が解消したわけではありません。

路線バス事業者の努力によってさらに不足する分を、貸切バスや高速バスなどの利益で補填しながら運転しているという現状であります。

しかし、そうした運営が限界となり、改善策として路線の減便や廃止が検討されてきたというわけでありまして。

路線バスは極めて公共性の高い公共交通ですから、路線バス事業のみで採算が合うように支援していくことが路線バスの存続につながるものと思います。

現状では、赤字額を補填するために試算する国の基準を変えない限り、路線バスの運行を維持することは難しいものと考えます。

国に対して基準の改正を強く要望すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

また、赤字額を補填するための国の補助事業には、1日当たりの乗客数が15人以上などの基準があり、その基準を下回った場合には国庫補助がありません。

その分、市町の負担が大きくなっているわけでありまして。

国の補助がない分については、県が2分の1でも支援があれば市町の負担が軽減されます。県の所見をお伺いいたします。

大阪府の府内のバス事業者が運転手の不足を理由に、昨年12月に路線バス事業を廃止いたしております。

全国では、地方だけではなく、都市部でも運転手不足が原因で路線バスを廃止、減便するケースが相次いでおります。

2002年の小泉内閣時代に、自由競争による市場の活性化やサービス向上を目的とした大幅な規制緩和が行われ、このことによって新規参入が容易となり、バス事業者はなんと5倍に膨れ上がって、増加をしております。

過度な競争状態によってバスの運転手の労働環境が変化をし、新規参入事業者のバスの事故が急増し、社会問題になった時期もありました。

その変化に伴って、バスの運転手を目指す若い世代が減り、高齢化が進み、結果として、バスの運転手が減少していったということでもあります。

バス事業者は、路線バスを維持するために、赤字分を収益性の高い貸切バスや高速バスの収益でカバーしてきましたが、現状の運転手不足から、貸切バスの業務を減らして、路線バスに優先的に運転手を配置しているようでありまして。

運転手としても路線バスの管理はとて厳しく、貸切バスのほうに人気があるようです。

今後も引き続き路線バスを維持するためには、路線バスを運行している事業所に何かメリットがなければならぬと思います。

例えば、学校や保育園の遠足など、行政が依頼する貸切バスを路線バス事業所に優先的に依頼するといった、収益性の高い事業と路線バス事業をセットにするなど、路線バス事業所のメリットにつながるようなシステムをつくらなければ、路線バスの展望はないものと考えます。

県の所見をお伺いいたします。

運転手不足に拍車をかけているのが2024年問題であります。

働き方改革で運転手の労働環境を改善するために、拘束時間、休憩時間が改正され、労働時間の上限が引き下げられました。

国の基準ぎりぎりで行っていると、運転手が不足する分は減便せざるを得ない状況になります。

運転手の新規確保も重要でありますけれども、離職防止にも取り組まなければなりません。バスの運転手の養成や新規就職者に対する県の支援はありますが、離職者を出さない、離職防止に対する支援も必要と考えます。

中村副知事の所見をお伺いいたします。

以上、地域交通についての答弁をお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／三田村議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、路線バスの運行維持のための制度改正要望についてお答えを申し上げます。

路線バスについては、現状申し上げますと、新幹線が開業いたしまして、大変好調になってきているところでございます。

ただ、今も御指摘をいただきましたけれども、今の路線バスの収益構造といいますのが、運行経費の中から収益を差し引いた赤字分を行政で負担していくと、こういうことになっているわけでもございまして、そういう意味では、利益を生もうとしても、本当の黒字になるまでの間というのは、収益が上がった分だけ補助金が減るといったような構造になって、結果として収益が生まれず、こういうような状況になっているということでもございます。これを将来にわたって持続可能な公共交通、こういったものを維持していくというふうなおきましては、やはり利益が上がってきたら、そこのところを事業者のほうに利益が少し残る、結果としてそれを原資にしてお給料が継続的に上がっていく、こういうような構造にしていかなければいけないというふうにご考えているところでございます。

これまではずっとデフレの時期が続いて、低い値段でも事業を継続できれば運転手さんも集まってくるので、だったら赤字でその補填さえしてくれればいい、こういうようなところがございまして、あと、おっしゃっていただいたような観光バスであと少し儲けていくんだ、こういうことも可能でしたが、今や人が足りないのとにかく路線バスに人を集めてしまって、観光バスの営業ができないとか、こういうような収益の変化があるということでもございます。

県といたしましては、今後、市や町、事業者、こういった方々ともよく御相談もさせていただいて、バスの運転手の待遇改善、これを図っていかねばいけないというふうに思っておりますし、また、国に対しても、やはり運転手さんのお給料が政策的に引き上げられるような、そうしたことをしながら、継続的に賃上げができる、そういう新しい仕組みの導入、こういったものも強く求めてまいりたいと考えているところでございます。そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／私からは、離職者を出さない、離職防止に対する支援の必要性につきましてお答えをいたします。

本年6月の福井市内の路線バスの減便につきましては、事業者も想定しなかったバス運転手の大量退職が契機となったと聞いております。

労働条件の改善など、離職防止に取り組むことは、この新たな新規就職者を呼び込むためにも非常に重要だと考えております。

先ほど御質問の中でも御紹介がありました、先月28日、国や市町、事業者とともに、路線バスの人材確保緊急対策会議を開催いたしました。

先ほど御紹介もありましたが、採用、離職状況など、路線バス事業の現状につきまして、情報共有を行ったわけでございます。

とともに、運転手の待遇改善、それから短時間勤務など、柔軟な勤務体制の構築についても協議を開始しております。

引き続き事業者や市町と一体となりまして、離職防止に向けた効果的な対策や支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、国に対しましても、運転手の待遇の改善につながるような新たな補助制度の創設、これを、これまでも求めておるんですが、引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

議長／未来創造部長 武部君。

武部未来創造部長／私からは3点、お答えをいたします。

まず、路線バスの維持や運転手不足に関して、これまで行ってきた議論についてお答えをいたします。

県内の公共交通の維持確保に向けましては、県、市町をはじめ、学識経験者や交通事業者、中部運輸局などで構成する地域公共交通活性化協議会において議論をしております。

昨年度は嶺北地域公共交通活性化協議会におきまして、令和6年度以降の嶺北地域の計画策定に向け、議論を行ったところでございます。

協議会におきましては、バス事業者の方々から、路線バスを維持していくための十分な行政支援の検討、それから、給与水準が確保できず、離職者増を危惧している現状でありますとか、運転手確保に向けた支援など、様々な御意見、御要望をいただいたところでござ

います。

こうした意見を受けまして、この計画には路線バスの運行費や、車両更新等に対する支援、運行ルートの見直しやハブ機能の強化、それから運転手の給与水準など、勤務条件の改善や負担軽減、や女性や若者が働きやすい職場環境の整備等への支援などを明記いたしまして、国、県、市町、交通事業者が一体となり対策を進めているところでございます。今後も、運転手不足の現状をしっかりと共有しながら、効果的な支援策等について協議をしていきたいと考えております。

次に、国庫補助対象外の路線における市町負担額に対する県の支援についてお答えをいたします。

県におきましては、路線バスの国庫補助対象路線はもちろんでございますが、国庫補助の基準を満たさない広域路線についても、県単でバス事業者に支援をしておりますほか、県独自に市町が行うコミュニティバス等の運行支援の一部を負担するなど、全国的に見ても手厚い支援を行っているところでございます。

また、当初予算には、運転体験会等の開催支援、採用された運転手への奨励金支給を盛り込みますとともに、今月からはトライアル枠予算を活用した機動的な対応といたしまして、新聞広告の掲載、それから運転手を紹介した方への報奨金の支給、これらを行うなど、県独自の支援を強化しているところでございます。

今後とも、事業者の意見を聞きながら、市町と一体となり、バス運転手の待遇改善、運転手確保対策について、効果的な施策を進めていきたいと考えております。

次に、路線バス事業者のメリットにつながるシステムをつくることについて、お答えをいたします。

地方公共団体が契約を締結する場合、価格競争が原則となっておりまして、バス事業の委託事業において路線バス事業者を優先することは、貸切バス事業者との公平性の観点から難しいと考えております。

また現在、路線バスの事業者が運転手を確保できておらず、そもそもこうした収益性の高い事業を受注できる状況にないことが大きな課題だと思っております。

まずは路線バス事業者の運転手の待遇改善でありますとか、採用強化を行うことによりまして、バス運転手の増員を実現し、路線バスの復便を図っていくとともに、***の高い貸切バス事業者等についても、十分に受注可能な人員体制を回復できるよう、必要な支援を検討していきたいと考えてまいります。

三田村議員／知事から、本当に実情をよく御理解いただいているのでありがたいなと思っておりますが、収益を上げる事業にしないといけないということです。

あと1点だけは、後ほど質問をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

次に、2点目の質問です。

障がい者への合理的配慮について伺います。

2018年に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いの人格と個性を尊重し、共に支え合いながら生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指して、県の共生社会条例が制定されております。

そして、今年の4月に、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者においても合理的配慮が努力義務から義務化されました。

これに合わせて、本県においても、2月の定例議会におきまして、共生社会条例の一部が改正をされ、県及び民間事業者の障がいを理由とする差別解消の責務が強化されております。

行政機関の合理的配慮の提供はこれまでも義務化されていましてけれども、学校において車椅子使用の教員が働ける環境になっていないことや、これは公民一緒ですが、様々な建物に車椅子対応のエスカレーターがないことなど、いまだに多くのバリアがあり、合理的配慮が浸透していないと強く感じているところであります。

また、県が実施した県内の企業に対するアンケートでは、4月1日から合理的配慮の提供が義務化になることを知っているかとの問いに対しまして、わずか17.5%しか知っていると答えておらず、まだまだ認知度が高まっていないと言えます。

行動障がいがあるお子さんのお母さんのお話を聞いたことがあります。

レストランで食事をするときも、子どもが大声を出すのではないかと気を遣います。

買い物にスーパーに行ったときに、この時間帯には来ないでくださいと言われたことがあり、とてもショックでしたといったお話をお聞きしました。

障がいを抱えた方たちは、合理的配慮が必要であっても、長年遠慮してきたことから、いいですよと言ってしまおうであります。

本当の意味での合理的配慮を社会に周知しなければならないものと思います。

まちの中で合理的配慮が定着すれば、今まで地域社会から排除されていた方たちが社会参加でき、地域社会は活性化し、社会は変わります。

条例の主な改正に、障がい者差別に関する相談に対応するための人材の育成及び確保の措置を行うとあります。

誰もが分かりやすい常設の相談窓口を設置し、そして専門の相談員を配置して、今のようなお話の相談に応じ、解決する仕組みをつくっていく必要があると思います。

県の所見をお伺いいたします。

合理的な配慮には、障がいの特性や場面、状況によって異なり、地域社会では障がいを理由とした差別や偏見が顕在化しております。

民間事業所への周知徹底が課題となりますけれども、義務に違反した場合、罰則規定がありません。

合理的配慮に違反した場合、どのように対処されるのでしょうか。

調整を行う機能はあるのでしょうか、伺います。

障がいを理由とする差別を解消するために、県に、障がい者差別解消支援協議会が設置をされております。

合理的配慮が曖昧で、配慮の在り方や障がいの特性、場面、状況など、人によって異なり、一律の正解がないと言われております。

完璧な対策がなされたとしても、状況が変われば完璧でなくなることもあります。

その都度、話し合いを重ね、対策をすることで、お互いが納得した合理的配慮を見つけていくことが必要だと思っております。

協議会は、障がいのある方、当事者の声を聞き、障がいのある人の申し立てに応じて、あっせんや勧告を行う仕組みかと思いますが、具体的にこれまでどのような申し立てがあり、どのように対応してきたのか、お伺いをいたします。

商業施設では、お客さんのためのバリアフリーの改修や合理的配慮の提供は直接収益につながることから、取り組むメリットはありますけれども、製造業などの事業所では、従業員のための合理的な配慮の周知、施設の改修などは事業所の負担の方が大きく、なかなか取組には消極的になりがちです。

事業所の障がい者の法定雇用率が今年の4月から、2.3%から2.5%に上がり、また、令和8年7月からはさらに2.7%と、段階的に上がってまいります。

このことで働く障がい者が増えていきますけれども、安定的に働ける環境は充分ではありません。

企業内で合理的配慮の周知が進んでいないことや、サポート体制の構築ができていないことなど、従業員に対する合理的配慮の周知が必要であります。

合理的な配慮をするためのおもてなしのバリアフリー、合理的配慮推進事業の補助制度がありますけれども、昨年度の実績は10件とお聞きをいたしました。

周知不足か、使い勝手が悪いのか、一般企業が行う改修や合理的配慮の周知のための研修会も対象にするなど、内容を充実することはできないのでしょうか。

お伺いをいたします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／私からは4点、お答えをいたします。

まず1つ目、相談を解決する仕組みについてお答えをいたします。

合理的配慮にかかる相談につきましては、県、市町、県障害者社会参加推進センターに、障がい者差別に関する相談窓口を設けておまして、また、各市町が委嘱している障がい者相談員、この方々116名いらっしゃいますが、こうした方を含めまして、電話、対面によって対応をしております。

障がいのある方からの相談があった場合には、必要に応じて事業者にその内容を伝え、できる範囲でのお取組をアドバイスすることで解決を促しております。

合理的配慮の内容は一律に決まるものではありませんので、個々のケースに応じまして、双方の対話によって、どのような対応ができるかを検討することが重要となります。

このために、県と各相談機関において、市町などでの対応事例、あるいは国作成の事例集を共有いたしまして、相談対応力の向上を図っているところでございます。

また、毎年度、県身体障害者福祉連合会に委託して、市町の相談員などを対象とする研修会を実施しており、今後も職員の専門性や資質の向上に努めてまいります。

次に、合理的配慮に違反した場合の対処についてお答えをいたします。

障がいのある方が民間事業者に配慮を求めた際その対応が合理的配慮の提供の義務違反ではないかと思われる場合には、まずは、今ほど申し上げましたように県や市町などに設けました相談窓口にご相談いただくことで、必要な助言を行っております。

また、事業者にも相談内容を伝え、必要に応じ、対応を求めています。

さらに、障がいの程度の違いによって、事業者にどこまでの提供義務が求められるのかなど、障害者差別解消法上、判断が難しいケース、こうしたケースがございますので、障害者社会参加推進センターに弁護士などによる専門相談を行うような取組を行っております。これらの相談対応でも解決できない場合には、県に対しあっせんの申し立てを行っていただき、当事者団体や経済団体などからなる県の障がい者差別解消支援地域協議会におきまして、双方の意見を聴取した上で、解決を提示することとしております。

次に、障がい者差別解消支援協議会への申し立てと、その対応についてお答えいたします。本協議会を設立いたしました平成28年度以降、これまでにあっせんを行った事案は、令和3年度の1件のみでございます。

本案件は、施設管理者が一般の人の使用を制限する目的で、車椅子用駐車場にカラーコーン、また、施設内スロープにパーティションロープを設定しており、障がい当事者、あるいはその介護者がそれらを外す運用を取っていたことに対しまして、差別的な取扱いである旨の申し出をされたものでございます。

本案件への対応につきましては、協議会において、申立人と被申立人の両者から意見を聴取し、あっせん案を検討する過程において、施設側がカラーコーンを撤去いたしました。こうしたことから、最終的には今後の再発防止に向けて、施設職員の研修の実施を求めることをあっせんし、双方がこれを受諾し、解決に至ったものでございます。

次に、補助金の内容充実についてお答えをいたします。

日常生活上の社会的障壁を解消するため、今ほど議員御指摘のあったおもてなしのバリアフリー、合理的配慮推進事業補助金を昨年度創設しておりまして、今年度はハード整備の補助金を3分の1から2分の1に引き上げ、運用の改善を図っているところでございます。また、企業における障がい者就労の合理的配慮の周知促進のために、県は毎年セミナーを開催し、昨年度は約100社に御参加をいただいたほか、国においては既に障がい者雇用に必要な設備の導入改善、また、環境整備に対する報奨金を支給しているところでございます。日常生活、また、就労の場ともに障がいのある人への合理的配慮の提供は重要でありますので、今後とも事業者への周知広報に努めるとともに、これら支援策の活用を働きかけてまいります。

また、このほか、事業者が合理的配慮について研修の実施を希望する場合には、県において積極的に出前講座を実施しておりますが、今後とも事業者の声を聞きながら、合理的配慮が根づく方策について検討をしていきたいと考えております。

三田村議員／3点目の質問に行きます。

3点目ですが、鳥獣害（ツキノワグマ）対策についてお伺いいたします。

昨年秋からツキノワグマの出没件数が増え、県内の昨年度の出没件数は一昨年の2.4倍に当たる766件、人的被害も2件発生をしたということでもあります。

越前市内でも6月5日時点で15件、そのうち私の住む味真野地区においても、住宅地の近くや公園等で10件の出没があり、日々の暮らしに不安を感じているところであります。

今月の18日には福井市内の住宅街でクマが民家に入り、5時間居座った後に駆除されたと

の報道がありました。

けがをされなかったことが幸いでしたけれども、住民の皆さんは驚くとともに、いつ、どこで出没するのか、不安に駆られていることと思います。

また、昨日は青森県におきまして、郊外でタケノコ取りをしていた高齢者の女性がクマに襲われて死亡するという痛ましい事故も発生をいたしております。

クマの出没件数は、分布域の拡大等により、県内では今年4月以降300件を超え、2004年の統計開始以降、過去最多になったということでもあります。

全国各地で市街地などの人間活動域での出没や人身被害が多発しております。

クマによる被害は、ほかの野生鳥獣に比べて農作物被害が少ない一方で、人身被害の発生リスクが高く、青森県のように死亡する、そうした重大な事故にもつながる可能性もあります。

国は昨年度、過去最高の人的被害をもたらしたツキノワグマを集中的かつ広域的に管理する必要があるとして、今年の4月から指定管理鳥獣に指定をし、クマの捕獲強化に向けて、県が行う事業を支援するとしております。

昨年12月議会の民主・みらいの代表質問において、ツキノワグマを特定鳥獣保護計画から特定鳥獣管理計画に見直すことを提案いたしましたところ、集積地の範囲が拡大していることから、現計画を特定鳥獣管理計画へ改定することを検討したいと答弁がありまして、来年の4月には改定するというようなことでもあります。

クマの目撃情報が過去最高になっている中、人身事故も発生をいたしておりますので、特定鳥獣管理計画を早急に策定していただきたいと思ひますし、積極的に捕獲するなど、個体数の管理を行っていただきたいと思ひます。

また、管理計画を改定することで、人身事故がなくなるなど、どのような効果が生まれると考えているのか、県の所感をお伺いいたします。

同じく昨年12月議会における民主・みらい会派の代表質問において、ツキノワグマの正確な個体数を把握し、実態に合った計画に見直すために、ドローンを使った赤外線センサー調査を提案いたしました。

答弁では、他県の先進的な技術の活用事例も参考にしながら、より優れた調査方法を検討、実施してまいりたいと答弁がありました。

その後の検討状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

クマの行動範囲が拡大する原因の木の実の不作は数年周期で訪れるようで、現在の状況では、クマが大量に出没した2019年に似ていると言われております。

一方、これまで有害駆除を担ってきたハンターの人数が減少し、高齢化していることで、若手ハンターの育成が強く求められております。

県の環境基本計画においても、狩猟免許取得者数の増加目標が設定されておりますが、その進捗状況をお伺いいたします。

そして、野生鳥獣の個体数を適正維持するために、狩猟免許や猟銃所持許可の取得に対する支援、また、捕獲した場合の報奨金の増額などが必要ではないかなというふうに思ひます。

県の所見をお伺いいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、ツキノワグマ対策につきまして、3点お答えを申し上げます。

まず、ツキノワグマの特定鳥獣管理計画になることの効果につきましてお答えをいたします。

現在の保護計画では、個体群の安定的な維持を図りつつ、人身被害を防止するために、集落に出没しましたツキノワグマを対処的に捕獲しているところでございます。

一方で、今年度改定します管理計画では、個体数調整のための捕獲が可能となることから、クマの出没が多い集落に隣接する山林等を排除ゾーンに設定をいたしまして、積極的に捕獲を進めることによりまして、集落周辺でのクマの出没を未然に防ぐ効果が期待できます。今年度、市町、猟友会、有識者など、関係者と十分協議をしながら、実効性のある管理計画を策定し、人身被害の防止につなげてまいります。

続きまして、ツキノワグマの個体数把握のための調査手法の検討状況についてお答えをいたします。

ツキノワグマの個体数を把握する調査につきましては、今年度、国が嶺北と嶺南、それぞれに調査エリアを設けまして、実施をいたします。

この調査では、エリア内に設置をしました複数のセンサーカメラにより、餌でおびきよせたクマの胸の模様を撮影し、個体識別することで、生息密度を把握することとしております。

この調査手法は環境省のガイドラインにも掲載されておりまして、研究者の間でも定評があります。

実際、新潟県や京都府、奈良県など、多くの府県で採用がされております。

県では、この調査結果とこれまでの出没状況などをもとに分析を進めることによりまして、県全域の個体数推計につなげてまいります。

続きまして、狩猟免許取得者数の進捗状況と、野生鳥獣の個体数を適正維持するための支援等についてお答えをいたします。

狩猟免許取得者につきましては、計画策定時に基準としました令和3年度の112人と比較いたしまして、令和5年度は115人と、ほぼ横ばいの状況でございます。

県では、狩猟免許取得者を増やすために、猟友会が主催します免許取得事前講習会や普及啓発講座の開催に対しまして支援を行っているほか、猟銃所持許可申請等の初期費用に支援を行っております。

また、今年度、新たにアウトドアに興味を持った若者などを対象に、屋外で狩猟の楽しさを実感できる体験イベントを開催しまして、さらなる担い手の確保につなげてまいります。捕獲従事者への報奨金につきましては、現在、有害捕獲に対し定額を支給しておりますが、これとは別に、国が個体数調整のための捕獲に対し、シカやイノシシと同様、見守りなども含めた活動全般への支援を新たに検討していることから、こうした国の動向を注視してまいりたいと考えております。

引き続き、市町、猟友会と意見交換を密にいたしまして、狩猟者の育成、確保を図り、支援の充実に進めてまいりたいと考えております。

三田村議員／それぞれ1点ずつお聞きしたいんですが、地域公共交通についてです。路線バスが非常に運転手不足で厳しいというのは、実は貸切バスも厳しくなっていて、貸切バス専門になっている事業所の人が路線バスのことが気にならないようで、貸切バスの入札に専門的に入ると。そこで仕事をされている。路線バスの事業所の人は、どんどん貸切バスの仕事が減ってるという状況なんです。先日、保育園にちょっと行きましたら、保育園の遠足の企画ができないと。なぜですかと聞いたら、バスが予約できないと。半年ぐらい前まで計画しているんですが、直前になるとバスが空くかどうか分からない、運転手がいるか分からない。計画が立てられないっていう、そういう悩みがそれぞれあるわけですね。新しい課題かなと思うんですが、それでどうなったんですかと聞くと、もう大変たくさん事業所に順番に聞いたけど、結果として、路線バスを維持している事業者の人が何とか予約をしてくれたので、何とか遠足ができるんですとおっしゃっていました。なのでやっぱり路線バスを維持している事業者の皆さんは、本当に歯を食いしばって運転手の確保、事業の継続をやっていらっしゃるんで、やっぱりここ、知事がおっしゃったように、路線バスで収益が上げられないというようにしないと、なかなか維持は難しいと思います。なので、セットにしたメニューをしっかりと考えていただきたいのと、収益のある事業と。この点、もう一度お聞きしたいと思います。それから。

議長／答弁時間がなくなりますので、簡潔にお願いします。

三田村議員／合理的配慮の窓口については、ぜひ分かりやすい看板を出すのが、県民に分かりやすいような看板をつくって、お願いしたいと思います。以上で、質問お願いします。

武部未来創造部長／保育園の事例を挙げられて、いろいろな実情をお聞かせいただきました。

私どもも実際、路線バスの事業者の皆さんとお話をしておりますと、同じような実態があるということを十分承知してございます。今、検討している中で貸切バス、それから路線バスをお持ちで、貸切バス業務もやっておられる、そういったいろんな形態がございますので、いろんな声をお聞きする中で、しっかり連携した形で応援ができるようなことができないか考えていきたいと考えております。

三田村議員／以上で終わります。

議長／以上で、三田村君の質問は終了いたしました。

藤本君。

藤本議員／越前若狭の会、藤本一希でございます。

午前中の最後というところで、少し皆さんもお疲れのところかもしれませんが、どうか最後までお付き合いいただけたらと思います。

最初に、コロナ行政について伺います。

まず最初は、近年の死亡者数の激増について、原因究明すべきであるという趣旨で伺います。

資料1を御覧ください。

2017年、国立社会保障・人口問題研究所が示した人口推定値に対して、令和4年、5年における厚労省の人口動態統計の実績値を比較してみますと、ここ2年間の死亡者数は推定よりも21万人程度増えており、コロナ感染症あるいは高齢化では説明がつかない死亡者数の増加が1割程度見られるという状況です。

月別の死亡者数を見てみると、令和4年2月、3月に死亡者数が激増しており、これは、高齢者への新型コロナワクチン3回目臨時接種勧奨時期と一致をいたします。

また、同年8月高齢者への新型コロナワクチン4回目臨時接種勧奨時期の直後、さらに同年11月、5回目臨時接種勧奨時期の直後にも死亡者数の激増が見られます。

本件においても同様の死亡者数の増加が見られます。

平成30年から令和3年まで、福井県内の死亡者数は毎年9500人前後だったにも関わらず、この令和4年、令和5年の死亡者数は1万5000人前後と、唐突に1割も増加しております。つまり、この2年間で2000人ほどは推定よりも多く亡くなっております。

昨今の福井県内で発生している死亡者数の激増について、原因の調査・研究をすべきだと感じますが、所見を伺います。

次に、新型コロナワクチンに関する情報提供ということ、県民に周知徹底すべきだという趣旨で伺います。

資料2を御覧ください。

新型コロナワクチンに係る健康被害救済制度の実績を整理しますと、6月21日時点、厚労省が発表した認定数7597件に上ります。

過去、全ての健康被害救済制度、実績の約7割をこのワクチンが占めております。

そして、死亡認定は668件、さらに500件程度は審査待ちという状況でございます。

死亡率について、ほぼ同条件でインフルエンザワクチンと比較しますと、65歳以上の高齢者に2回以上接種した場合、死亡認定数はインフルエンザワクチンが4名に対し、コロナワクチンは435名が死亡認定されております。

コロナワクチンより、死亡率はインフルエンザワクチンの110倍程度といえます。

さて、この秋からコロナワクチン定期接種が始まりますが、今述べたような事実は県民に周知されるのでしょうか。

さらに、定期接種に移行したことで、県民の皆様には接種の努力義務はなくなりますし、行政も接種勧奨はできなくなります。

健康被害救済制度による補償額、これも大きく下がることとなります。

これらの事実を県民や県内市町行政に周知徹底する必要があると感じます。

大阪府南泉大津市では、市長自らが率先してコロナワクチンに関する情報発信を行っておりますし、熊本市ではコロナワクチンの昨今の実情を鑑み、定期接種に係る通知も対象者には送付しないというような慎重な対応方針が取られているほどになっております。

そこで伺います。

県民や市町行政が後で知らなかったと後悔することがないようにこれらについて、県民及び県内市町行政に周知を徹底すべきだと思いますが、所見を伺います。

最後に、健康被害救済制度、この制度はより県民に寄り添った制度運営がなされるべきだという趣旨で最後伺いたいと思います。

実際に、この制度を活用しようとした県民は、健康被害を受けている上に多大な労力とお金を要します。

サンテレビ(?)で報道された事例では、制度活用のために自己負担で請求した書類は約1000枚程度に上り、関係機関への訪問等を約50回以上、先払いとなった医療費は100万円を超えるということでした。

実際に、健康被害を受けている状況下で、このような活動をされるのは本当に辛かっただろうと心が痛みます。

その中、奈良県では県民が本制度を活用できる際の、負担を少しでも軽減できるようにと先進的な取組を数多く行っておりました。

具体的には県主催、各市町参加の制度勉強会の開催や医療機関に対する行政文書での協力要請、受診証明書マニュアルの展開やコロナワクチン接種後遺症の診療を行える医療機関の提示など奈良県が主導して行っておりました。

奈良県と福井県のコロナワクチン接種率を比較しますとほとんど相違はありません。

したがって、潜在的な健康被害も相違ないと推察をしております。

そこで伺います、本件においても、奈良県の取組にならい健康被害を受けた県民に寄り添った支援を展開すべきだと思いますが、所見を伺います。

まずは、コロナ行政について以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／まず、コロナ行政について3点お答えを申し上げます。

1つ目、福井県内で発生している死亡者数の急激な増加についてお答えをいたします。

本件の死亡数は、全国同様増加傾向にありまして、特に令和4年は前年より8.2%、798人の増加となっております。

一方、令和5年は0.9%、93人の減少となっております。

死因別に見ますと、全国同様悪性新生物が最も多く、次いで心疾患、老衰の順となっております。ここ数年変わってはおりません。

令和4年は前年に比べ、老衰による死亡数の伸びが最も大きく、これが237人増、次いでコロナ感染症が220人増となっております、この2つを合わせますと457人となりますが、死亡数の増加数全体の798人に対する約57%を占める状況となっております。

また、年齢別で見ますと、70歳代以上の死亡増加数は732人となっております、これは増加数全体の約92%を占めております。

特に、90歳台では440人の増と伸びが大きくなっております。

こうした状況が見て取れるわけですが、死因は生活習慣や社会環境などのさまざまな要素の影響を受けております。

県単独では、正確な原因の特定が難しいために、国や専門研究機関による広範な、そして、継続的なデータの収集、そして調査、分析を行うことが適当であると考えております。

次に、新型コロナワクチンに関する情報発信についてお答えいたします。

この秋からの新型コロナワクチン接種に向けまして、市町の広報誌などにより接種対象者となる65歳以上の方などに対する接種のお知らせといたしまして、ワクチンの効果や副反応の内容などに加え、接種義務は課されていないということ、また、健康被害救済制度による補償額の違いなどを昨年度までのワクチン接種からの変更点についても周知するよう促していきます。

また、医療機関に対しても、定期接種下に伴う健康被害救済制度の変更につきまして、周知しているところでございます。

なお、新型コロナワクチンによる健康被害について、救済制度の申請状況を見ますと、現時点の申請数は62件、認定数は42件、そのうちの死亡認定数が4件となっております、これらの情報は県ホームページにおいて公表をしております。

今後とも、副反応などの健康被害や救済制度の変更点などについて、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナワクチンによる健康被害を受けた県民に対する寄り添った支援について、お答えをいたします。

県では現在、健康被害救済制度の変更も含めまして、その内容や国の審議結果など、関連する情報をホームページで案内しております。

このほか市町においては、予防接種者への案内通知にも、健康被害が疑われる場合の問合せ先などを記載して、制度の周知を図っているところでございます。

また、県内の一部の市では、申請者の負担を軽減できるように本人からの申請に必要な提出書類につきまして、チラシやチェックリストを作成し、医療機関や薬局に対しては書類を記入する際の留意点分かるよう受診証明書などの記入マニュアルを送付するなどの対応をしております。

県としましては、健康被害救済制度の申請者を支援できるように、奈良県や県内での好事例が他の市町にも広がるように申請書類チェックリストなどの作成を進めてまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

まず、死亡数の増加0.9%、これは前年比ということだと受け取っています。

私が申し上げたのは、推定値からの増加分ということなので、そこは誤解のないようお願いをいたします。

そして、老衰が増えているとのことなんですけれども、老衰という死亡診断をつけたときに、それが本当に老衰であるということを証明するのは極めて難しい死因でございます。したがって、これは原因不明だと現場では判断せざるを得ない事例も、数多く報告を受けております。

そういった点を留意しながら、国への働きかけというところもぜひお願いをできればと思います。

後ほど、時間があれば、再質問させていただきたいと思います。

次に、一乗谷朝倉氏遺跡について伺います。

一乗谷の土地を、自国の資本で死守していくべきだという趣旨で質問をさせていただきま

す。

一乗谷朝倉氏遺跡は、皆さん御案内のとおり国の特別史跡、特別名所、重要文化財の三重指定を受けている国内でも極めて珍しい名称です。

国内で同様の名勝は5つあり、金閣寺、銀閣寺、御醍醐寺、三宝院、奈良の平常宮跡、そして広島

の厳島神社ですが、これらは全て世界遺産に認定をされています。

つまり、朝倉氏遺跡も世界遺産に登録すべき名所であると感じます。

そして、北陸新幹線福井・敦賀開業、さらには福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の開業など、しっかりと追い風を受けて世界遺産登録に向けた取組は、これまで以上に加速できるのではないかと思います。

まずは、文化庁が整理を始めている世界遺産登録暫定リストへの追加を働きつつ、歴史、文化的価値の整理も進めていただきたいと思います。

しかし、そのような中で、昨今、外国人と思われる方が一乗谷の土地を買収しに来ていると、交渉に来ているという報告を地元地権者から複数いただいております。

一乗谷朝倉氏遺跡保存協会の元会長であるキシダ元会長（？）からも同様の報告を受けました。

全国に目を向けてみれば、日本の文化的要所に対する外国資本による買収活動というのは決して珍しくなく、ついに一乗谷朝倉氏遺跡にまで手が及んだのだと感じました。

日本、そして、福井の文化的要所を外国資本に買収されることなど、決してあってはならないことでございます。

そこで伺います。

外国系資本による、一条谷の土地買収動向について網羅的な実態調査を行うとともに、知見者に対し注意喚起や連絡等を行うべきだと考えますが、所見を伺います。

続きまして、そのまま、公有地化（？）というところについて伺います。

外国資本による買収を防ぐ意味でも、そして世界遺産登録に向けて推進する意味でも、公有地化（？）を進めることが何より大切です。

国においては、史跡等購入費補助金（？）を設け、国有地化に向けた支援を用意していま

す。

これらの制度の活用を目指して、県としても5か年事業としての予算編成などを含めて検討すべきだと感じます。

公有地化については福井市が主体となっていくと理解していますが、県として一層の後押しが必要だと思います。

そこで伺います。

福井市が主体となっていく公有地化に対して、国の補助金獲得を目指した福井市への提案を具体化していくべきと感じますが、所見を伺います。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／御質問の2点についてお答えを申し上げます。

まず、外資系資本による、一乗谷朝倉氏遺跡の土地買収動向についてお答え申し上げます。

外資系資本によります、土地買収につきましては一乗谷の公有化を進めている福井市にも確認をいたしました。現時点ではそのような情報は入っていないと聞いておりますが、買収されることで遺跡全体の価値が損なわれることがないように、市を通じまして地元関係者の皆様にも改めて注意喚起してまいりたいと考えてございます。

それから2点目、一乗谷朝倉氏遺跡の公有地化についてお答え申し上げます。

一乗谷の公有地化につきましては、現在福井市とともに、下城戸やヤマジロ跡(?)を所有する地元代表者の方々と協議を重ねております。

併せて、下城戸やヤマジロ跡(?)の整備方針、管理活用方針について、市と具体的な協議を進めておまして、今後はこれらの方針を基に国に対し補助金を申請してまいります。なお、対象の土地は約160ヘクタールございまして、現時点で把握している地権者の数は200名以上でありますことから、地元同意から登記事項の整理、協会立ち会い、現地の測量、国の補助金の獲得など、買収完了まで一定の期間が必要と想定されておりますが、引き続き市とともに鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁、誠にありがとうございます。

ぜひ、よろしく願いをいたします。

私も、当然福石には照会を掛けておまして、今時点で***台帳などを見ても、買収の実績というのは当然ない、もしあれば違うトーン(?)で質問してはいますけれども、何より大事なことは予防策だと私は思っておりますので、ぜひ、今ご答弁をいただいた内容、鋭意お願いを申し上げます。

続きまして、CO₂とエネルギー政策について伺います。

多額の予算をかけてCO₂の削減を行っておりますが、本当に効果があるのかという疑問も含めて伺います。

資料3をご覧ください。

地球が温暖化していると叫ばれて久しいですが、根拠として使われていたIPCCの気候モデルによるシミュレーションと観測値を比較して、温暖化を過大に評価している傾向があるということでございます。

IPCCで用いられる、36の気候モデルによる計算値と米国海洋気象庁の公式気温観測データを比較しますと、実際の気温上昇はいずれの予想モデルよりも小さいということが分かります。

続いて、資料4を御覧ください。

地球温暖化により異常気象が増えていると言われておりますけれども、気象庁による台風の発生数、日本への接近数及び上陸数、長期的にはいずれも横ばいで、台風が増えているあるいは異常気象が増えているというような傾向にはございません。

資料5を御覧ください。

これはCO₂排出量に対して、気温が何度上昇するかというIPCCによるモデルでございます。

ここから計算すると、日本は2050年にCO₂排出量を全体としてゼロにする目標を達成した場合、地球の気温低下は約0.006度であるということが計算できます。

福井県の貢献は、100分の1程度ですので、0.00006度、地球の気温を下げることに貢献するという計算になります。

他方で、日本の10倍以上のCO₂を排出している中国が依然として排出量を増やし続けているため、日本が排出量を全体としてゼロにしても地球の平均気温への影響はほぼ皆無とっていいのではないのでしょうか。

そのような中、福井県としては本年度カーボンニュートラルということで、予算として6億円程度計上されております。

これらの前提を踏まえて、伺います。

自然災害対策が、もし本質的な目標であるのであれば、そこに対して直接費用対効果の高い予算を投じるべきだと感じますし、我々がCO₂削減をしたとしても地球温暖化防止への影響を皆無であるという中で、年間の合計予算を割くべきではないと考えますが、知事の所見を伺います。

あるいは、それでもCO₂削減というものを掲げるのであれば、万が一功を奏し、気温が0.006度下がったことによって、福井県の環境はどのように改善されるとお考えなのか、その改善に関する費用対効果をどのように評価するおつもりなのか、所見を伺います。

次に、福井県環境基本計画について伺います。

資料6を御覧ください。

日本が2030年度を目標として掲げている、2013年度比46%のCO₂削減というのは2013年度を1として2050年度をゼロとする直線の2030年度とまさしく一致をいたします。

エネルギー転換の経路を定めるという極めて難しい判断において、技術的開発のための時間的な確実性や経済的な制約を一切考慮せず、直線補完で***を構築していいのか疑問が残りますし、そのような他国の事例は見当たりません。

また、日本国内のCO₂排出量が減っている理由についても分析が必要です。

資料7を御覧ください。

2024年、経団連は産業部門のCO₂削減に寄与した3つの要因分析を行っております。その要因は、一つは経済活動の低下、2つ目はCO₂排出係数の低下、これは使用電源の低炭素化などが当たります、そして3つ目が経済活動量当たりのエネルギー使用量の低下、いわゆる省エネなどがここに当たります。

資料7に示される、要因分析では2013年度から2022年度までの産業部門におけるCO₂削減のうち、***率にして実にその75%が経済活動の低下によるものであったということを示しております。

残りの4分の1、再エネの拡大や原子力発電所の再稼働などによるエネルギーの低炭素化これは19%、企業が行っている省エネについては6%というところにとどまります。

つまり、日本のCO₂が順調に減っているというのは、日本の産業衰退、産業空洞化の結果に過ぎないという事実がございます。

この構造の中で、福井県が環境基本計画どおりにCO₂を順調に49%削減した場合、2030年の福井県の産業も著し低下をしていると、衰退しているということは想像にたやすいです(?)。

経済活動の低下というものは防ぎながら、一方でエネルギーの低炭素化や省エネによる効果、この割合を増やしていくという努力が求められると思います。

そこで伺います。

福井県環境基本計画において、CO₂削減効果に占める経済活動の低下、エネルギー低炭素化、省エネの効果、それぞれの割合についてどのような目標を定められているのか、また、経済活動の低下を防ぎながらエネルギーの低炭素化や省エネの効果を向上させていく施策についてどのような取組を行っているのか、所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から県の地球温暖化防止対策の必要性和効果について、お答えを申し上げます。

地球温暖化防止対策の必要性については、これは地球規模の課題であると認識をいたしております。

国におきましても、2030年度において、2013年度に比べて46%の温室効果ガスの削減を行っていくという目標を掲げておりまして、県といたしましても、この方向と軌を一にして、県の場合は樹木が生長していく、それによってCO₂を吸収する分が増えるという部分がありますので、これも織り込みまして49%の削減という目標を掲げさせていただいて、国際社会の一員として、量はそれぞれで見れば小さいかもしれませんが、福井県としての役割を果たすということで、今取組をさせていただいているところでございます。

今ほど、地球温暖化による影響について、台風の発生件数であるとか上陸件数が変わらないというようなお話をいただいたところでございます。

ただ、地球温暖化についての影響というのは、台風の発生件数等だけではなくて、例えば令和4年3月に福井地方気象台が公表いたしておりますけれども、今まで以上の地球温暖化対策を講じなかった場合、21世紀末に福井県においては平均気温が4.4度上がると、これ

によります影響といたしましては、猛暑日、これが今よりも28日増えると言っておりますし、また、1時間当たり30ミリ以上の雨は土砂降りなんですけれども、土砂降りがこの30年間で既に、以前の状況に比べて4割増えているんですけれども、さらにこれが21世紀末には、今よりも7割増える、こういうようなこともおっしゃっているわけございまして、これは20年前の福井豪雨のとき、災害で物すごい数百億の対策を打たせていただきましたし、また昨年、一昨年の豪雨災害、これでも本当に6億とかまったく桁の違う経費を支払ってそれを復旧復興をやらせていただいておりますが、さらに人の命が熱中症をはじめとして災害に巻き込まれて奪われる、これは大変大きな課題だと認識をいたしているところでございます。

また、省エネの推進、それから再エネ、これを拡大していく、これについてはまたそれによって経済的にエネルギーコストが下がるというような部分もありますし、また国が出しております地域の脱炭素ロードマップ、これによりますとできるだけ早くこうした地球環境の脱炭素のために取組を行う、こういうようなことを行えば地域としても企業の立地とか、それからいろんな投資というような面でもプラスがあつて、産業競争力の維持向上にも役立つと言われております。

こうした気候以外の経済的な効果、こういったものを考えながら今後とも対策を取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、環境基本計画のCO₂削減に占める経済活動低下などの割合と省エネ効果などの向上の取組につきましてお答えを申し上げます。

本件の環境基本計画に定める産業部門のCO₂削減目標、これにつきましては、今ほど御質問いただきました、3つの割合、それに基づいて定めているところではなくて、国と歩調を合わせまして、電力の脱炭素化、産業用機器の省エネ化、工場（？）などへの再生可能エネルギーの導入、こうしたことを進めることによりまして、2013年度に比べまして118万8000トンのCO₂、38%の削減としたものでございます。

県におきましては、企業負担を減らすため、企業への太陽光蓄電池設備や省エネ設備の導入支援、また、省エネアドバイザーの派遣などの施策を実施しているところでございます。また産学官連携の取組といたしまして、カーボンニュートラル福井コンソーシアムの下に設置をしております、オープンフォーラムにおいて今月6日、脱炭素に向けた経営をテーマにしたセミナーを開催いたしました。

今後もCO₂排出量の算定方法や太陽光発電、蓄電池の活用方法など企業のニーズを踏まえまして勉強会を開催いたしまして、脱炭素への対応を企業の成長の機会と捉え、積極的に支援してまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

知事に再質問になります。

まず、福井の気温4.4度上がるとなれば、そのような甚大な被害になるということ述べながら削減していくということでしたけども、まず、知事のお考えとして、この49%削減によって気温上昇は防げると思っているのか、実際に***防げると思っているのかどうかを、御所見を伺いたいというのが一点と、エネルギーコストがいずれ***下がっていくとおっしゃっていましたが、ドイツなどではエネルギーコストが3倍ほどに上がっておりますという欧米諸国の実例などを私見ておりますので、エネルギーコストが再生可能エネルギーによって下がるといったその根拠も、もし教えていただければと思います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／49%引き下げること、削減することで、今の地球温暖化が防げるかどうか、これはもう、まさに地球規模の課題ですので、中国も含めて世界的に取組を強化していく必要がある、その中で、福井県としてこれを果たしていこうということを申し上げているということでございます。

それから、エネルギーコストの削減というのは、ちょっと難しいことではなくて、単価が下がるとか上がるのではなくて、電気を使わなければそれだけ電気代が安くなる、ガス代が安くなるこういうことを申し上げているわけで、省エネをすればそれだけ安くなりますし、再エネそのものは使うことで下がるわけではありませんけれども、できるだけ電気に係るコストを安くしようという意味で申し上げているところでございます。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

失礼しました、再エネによってエネルギーコストが下がると私は誤解してしまいましたけども、電気を使わなくなれば電気のコストは下がるという趣旨だと受け取りましたので、理解をいたしました。

ありがとうございます。

最後に、県域経済の政策について伺います。

まずは、県内のデフレギャップをどのように評価されているのかという点について伺います。

我が国は、物価の視点で見ますと、コストプッシュインフレの状況であり、2024年4月9日の連合福井の春闘記者会見によれば、福井県下においても賃金上昇はあれども大企業や中小企業では差があったり、業界ごとに差が大きかったりするという実情だと報告を受けています。

海外部門のコスト上昇が起点となっている物価上昇であるため、価格転嫁が十分にできているわけではなく、経済状況は依然として苦しいのではないかと推察をします。

需要と供給のバランスを見た場合、日本全体としては依然としてデフレギャップが確認されており、内閣府統計によると2024年1月から3月のGDP一次速報では、金額にすると

年換算で約6兆円程度、需要不足が確認されます。

福井県においても需要不足は同様の傾向だと推察をします。

民間において、中長期的にデマンドプルインフレを期待させるということが、民間の自発的な投資を生み投資がさらなる需要となって、経済が上昇していく好循環につながるものだと捉えております。

そこで伺います。

県内のデフレギャップを定量的にどの程度だと評価していますか。

また、そのギャップをどのように埋めていこうとされているか、所見を伺います。

次に、福井県の内需の改善について伺います。

県内の経済の改善を考える場合は、我が県は多様な産業警戒を抱えているため、やみくもに全産業分野に政策を打つというのではなく、需要の種類によって施策の種類を変えるべきだと思っております。

その業界の主な供給先が県内つまり内需であるのか、県外つまり外需であるかによって福井県として実施すべき政策も変わってくると思っております。

日本の経済内需依存率は7割を超えるという状態であり、県内の経済も同じく内需型であると推察をされるため、デフレギャップに苦しむ現在の経済状況を解決するためには内需への打ち手が重要だと考えます。

そこで伺います。

福井県内の内需型産業に対し、どのように需要の引き上げを行っていかうとされているのか、所見を伺います。

そして、最後に、経済政策として福井県独自の通貨発行について伺います。

間接的な需要喚起では、デフレギャップを中長期的に解消することが難しいと考える場合は、行政が自ら需要を創出するしかありません。

そのためには、福井県として機動的な財政出動が必要となりますが、言うまでもなく現在の日本では日本円の通貨発行権は中央銀行が所有しており、地方財政法上も県が際限なく日本円を調達するという事は事実上できません。

しかし、過去の日本では、藩というような行政区分で藩札を発行していたという歴史もありまして、日本国内で複数の通貨が流通していたという事実がございます。

近年では、明石市で泉元市長の提案したタコマネーが注目を浴びておりました。

日本円を本位としない藩札のような貨幣を県独自に発行し、それを原資として機動的な財政出動を行うということで行政主導の需要創出を行い、県内経済のデマンドプルインフレを目指すということも可能です。

貨幣の普及と信用の担保に関しましては、県税を独自貨幣でも受付つつ、それらに誘導するような***を設けることや県内が行政として十分に機能していることなどを持ってクリアができるのではと考えております。

そこで質問になります。

福井県の経済でデマンドプルインフレを目指して、はぴコインなどの日本円を本位とした既存のデジタル地域通貨とは異なる福井県独自の通貨発行を視野に入れることはできないでしょうか、最後は知事に所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、日本円を本位とした既存のデジタル地域通貨とは異なる福井県独自の通貨発効についてお答えを申し上げます。

日本円を本位としない基盤に置かない福井県独自の地域通貨というのは、正直申し上げて、タコ通貨のお話しもありましたけども、私として十分に知識というよりも可能性について確認できる、情報もないというところでございまして、現在、そういった導入を検討しているところではございません。

藩札のお話しもありましたけれども、結局その藩札を発行したら、これを皆さんに使っていただかなくてはいけない、流通を担保していかなくちゃいけないこういうことになるわけですけれども、日本国内におきましては為替取引を銀行業以外の方が行う場合には、その資金移動業というのを登録しなければいけない。

これに対して、都道府県は資金移動業の登録はできないと、こういう法律的な既定もあるかと思えます。

そもそもという意味で、円に基盤を置かないこういう場合に、何を本位とするのか、どうやってその信用を獲得していくのか、さらにはそれをどう流通させるのかというのは、大変困難な課題が幾つもあるというふうにも思っておりまして、そういうことで不安定な状況にも置かれる可能性も十分あるというふうにも考えておりまして、現状において検討しているというような状況にはないということでございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは2点について、お答えをさせていただきます。

まず、県内のデフレギャップを定量的にどの程度と評価しているか、またそのギャップをどのように埋めていこうとしているのかについてお答えをさせていただきます。

都道府県レベルの地域経済におきます、デフレギャップにつきましてはデータ上の制約などから、現時点では県として評価することは困難であると考えております。

また、GDPが四半期ごとに公表される国とは違いまして、県民経済計算というのは大体3か年くらいギャップがございます。

そうしたこともございますので、足下のデフレギャップについての評価というのは非常に難しいと考えているところでございます。

一般にデフレギャップを埋めますには、域内重要を増やすことが重要と考えております。この点について県では、行政による需要の牽引も重要であると考えておりまして、これまでも公共事業はもとより北陸新幹線沿線に向けました県内需要拡大でございますとか、コロナ対策におけますふく割などの消費喚起対策（？）に取り組んできたところでございます。

しかしながら、質問にもございましたとおり、県の財源には限りがございますし、工業部門への過度の依存というのは民間の創意工夫による成長の可能性ですとか、経済の自立性

を妨げる恐れもありますことから、県としては民間***を一層しっかりと支援していきたいと考えているところでございます。

次に、県内の内需型産業に対して、どのように需要を引き上げていこうと考えているのかのという御質問でございます。

小売りやサービス、あるいは建設業などの内需型産業の需要を持続的に引き上げていくためには、需要者となります企業や県民の所得の向上が重要であると考えております。

こうしたことから、県ではイノベーションですとか、経営改革によります企業収益の拡充策の強化ほか、国や関係団体と連携した価格転嫁の後押し、あるいは賃上げに向けました国助成金への上乗せ、伴走支援などを手厚く行いまして、民間における投資、あるいは消費の拡大につなげていきたいと考えているところでございます。

引き続き、こうした民間消費を後押しする支援策を実行することによりまして、経済の自立性を尊重しながら、持続可能な形で内需拡大を図ってまいりたいと考えております。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁ありがとうございます。

知事がおっしゃっていた、為替なんですけども、これは行政が担保するべきではないものと思っております、市場に任せておけばいいということで、それ自体を福井県庁が持つ必要はないと私は考えております。

そして、何を本位とするのかということ何ですけども、日本円もそもそも不換紙幣でございまして、何かとの兌換性を担保しているわけではなく、政府の信頼によってのみ発行されているという点で、そこは日本の信頼というところと福井県の信頼というところの差分はあれど、一つ構造上は同じかなと捉えております。

そして、先ほどの部局からの御答弁の中で、やはり県内経済を評価することがおおよそ困難な状況なのだなど受け取りました。

GDPなども3か年ほど遅れがあるというのは、おそらく経済政策を打つ上ではかなり致命的だと思って聞いておりました。

これらのことを、なぜ申し上げるかといいますと、日本政府による経済政策によって福井県内の景気がよくなっていくというイメージが、やはり私には湧かないというのが本音でございます。

この30年間失われていた経済間の中で私は生まれ育ててきました。

日本経済が好転したと感じたことは一度もありません。

そういった中で、やはり日本政府の積極的な経済政策を待つという姿勢のみでは、福井県民は報われないのではないかと率直に思っています。

今、求められているのは、地方における積極的な財政政策、つまり知事がトップに立ち、福井県主導として経済政策をしっかりと指導していくと、福井県が独自に経済政策を展開し、福井県内、県域の経済をしっかりと守っていくというような行政のリーダーシップは私は必要だと思いますし、日本各地方がそういった財政政策を打たれる能力を有すれば日本はまた強くなれると私は思っております。

最後は、漠然とした(?) 抽象的な質問になりますけども、知事、福井県の財政政策、もう少し主体性を持ってといいますか、福井県独自に財政政策というものを展開していくということについて、お考えを最後お願いいたします

議長／知事杉本君。

杉本知事／先ほどの通貨の話は、逆に言うと通貨そのものの政策を行うことのリスクの大きさというのは非常に大きい、円もいずれにしても何に本意をおくかはともかくとしても、必ず円との兌換というか、為替は生じてくると思いますけども、それとの間で信用を失えば暴落するわけです、福井県通貨は。

そういうことのリスクをなかなか県として、管理できる状況ではないと認識をしているところでございます。

その上で財政政策については、これにつきましてはもちろん福井県として産業政策を進行することで、税収を生んでいくこともありますし、また、核燃料税なんかも含めて税制なんかもできるだけ活用していくということもあると思います。

そういった県内のいろんな企業を誘致、それから経済活性化を含めて行うことで、より多くの資金の獲得をしながら、もう一つはビットコインのような、これは円に基盤を置いておりますけどもこういったものも活用して、県民の行動変容というものを行うというようなことも行いながら、全体として国が行うような財政政策、大きくは添うところあると思いますけども、独自性も担保して、今後とも県民の皆さんの利益が最大化するように努力をしていきたいと考えているところでございます。

議長／藤本君。

藤本議員／御答弁、誠にありがとうございます。

様々な無理を申し上げたにもかかわらず、最後前向きな答弁をつくっていただいて本当にありがとうございます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長／以上で、藤本君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

細川君。

細川議員／越前若狭の会の細川かをりです。

公共建設物のLC評価、ライフサイクル評価と修繕、管理、更新などの計画について伺います。

建築物のコストは、建設費だけでなく、設計、修繕、更新、保全、エネルギー消費など、総合的に評価する必要があります。

施設は建設中または竣工後に劣化が始まりますが、部位や設備によって劣化の進行や状態はまちまちで、速やかに修繕工事しなければならないもの、様子を見て時期を判断すればよいもの、壊れるまで放っておいて、故障後に修繕すればよいものがあります。

その劣化を想定し、何年後にいかなる状態になるため、何割程度の修繕が必要である、あるいは修繕の繰り返しで性能を維持してきたが、修繕だけでは性能を満足できない状態となってきたため、更新するというように計画する修繕計画・管理計画が大事です。

資料1を御覧ください。

公益社団法人ロングライフビル推進協会の建築物のLC評価用データ集によりますと、特に公共施設は防災や福祉など、公共性の高い機能などの多様な役割がありますから、こうした修繕計画は重要であるにもかかわらず、実際には予算の枠組みの中でのやりくりとなり、修繕すべき建物が多数存在しても緊急性のないものは後回しにされやすい傾向もあるし、故障が生じてから対処するという事後保全の考え方が強かったとも述べられています。さらに予算計画、優先順位、予算の平準化のための修繕時期の調整などを考えた修繕計画を策定することが必要で、福井県では平成27年度に福井県公共施設等総合管理計画が作られ、令和3年度には中間見直しもされています。

その時点で既に本県が保有する公共施設等は、今後、更新等の検討対象となる施設が大量に発生し、これに対応するため、多大な経費が必要となります。

人口減少、少子高齢化は公共施設等の利用ニーズに大きな変化をもたらし、県税収入の減少や低利用施設の発生を招くことが予想される。

これらは本県の財政運営に大きな影響を及ぼす要因となることが明らかと書かれています。この1、2年は物価の変動が大きく、円安による物価高などで様々なコストが上昇しており、さらに相当に経費が不足することが考えられます。

ただし、将来にわたり適切な行政サービスを提供していくためには、公共施設等の維持更新などに関わる財政負担を軽減していくことが必要とも書かれているんですけども、故障が生じてから対処するでは困りますし、計算上かえって高くつくようです。

福井県公共施設等総合管理計画について、再度速やかな見直し、修正を行うとともに、将来的に公共施設の更新等に困難な財政負担が生じないようにすべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

また、中でも、とても心配しているのは、上下水道の更新です。

汚水処理施設の事業運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等により、その経営環境は厳しさを増しているところですが、施設の老朽化に伴う大量更新期が到来しています。

自民の代表質問でも、耐震化率の進捗はまだ4割と述べられていましたが、芳しいお答えもありませんでした。

今後、相当急いでてこ入れを必要としているにもかかわらず、予算のめどが立っていない

ということなんでしょうか。

知事、今後見込まれる上下水道の設備更新及び耐震化について、今のままで算出できるのでしょうか。

維持管理の予算を劇的に増やす必要があるのではないかと考えますが、御認識、御所見を伺います。

現在、アリーナの計画が出ています。

民間でやると思っていたのに、建設費の大幅アップで、相当額の税投入が求められています。

先に御紹介したLC評価によると、一般的に維持管理更新費だけでも減価償却までの50年間で建設費の倍必要となります。

午前中お話があったのは運営のほうですけれども、さらにこの維持管理更新費というところでは。

アリーナの維持管理更新経費は誰が責任を持って、どんな分担で拠出していくのかまで、しっかり決められているのでしょうか。

先のうちの代表質問では、万一赤字でも経済界からは行政に対して支援を求めることはないと聞いているとお答えでしたが、将来的に大きく不足し、行政負担が生じることが本当にはないのか、はっきりとした見通しを伺います。

クマ対策について伺います。

福井市内にクマが出たり、一昨日には下校中の子どもがクマを見かけたり、学校近くに足跡があったりと報道されています。

私も昨年暮れ、私が運転していた車の前方をクマが横切りました。

そこは国道417号、集落の外れの獣道で、小学生の徒歩通学路です。

そこが獣道でもあるわけです。

子どもたちもですが、見守り隊の方々も不安で怖がっています。

獣の噛み先ですけど、知人が昨秋(?)、怒った犬に腕を引き裂かれるように噛まれたのですが、ただぐさっと噛まれるのと違って、骨と身、神経、筋や筋肉を引き裂かれるわけで、その知人は傷跡はぼこぼこ、いまだに指の動きが戻っておりません。

犬でそうなのですから、クマだったらどんなに悲惨な傷になるだろうと想像しただけで震えます。

子どもの被害はまだ出ていないとはいえ、昨今の状況、特に今の時期は母グマが子グマを生んで、最も危険な状態と言われているので、最大の警戒をすべきです。

児童生徒が登下校時にクマ被害に遭わないようにするため、県として市町の教育委員会に対し積極的な指導をすべきと考えますが、現状認識と対策を伺います。

さて、クマの扱いは保護から管理にシフトし、管理計画を策定しますが、その計画というのは、まずは正しい現状把握が必要で、それに関し、猟友会ベテランハンターの御意見を紹介します。

まずは基本となる個体数調査ですが、午前中もありましたけれども、県内では、シカについては秋に糞塊密度調査をしているけれどもあまり有効ではない。

森林の葉っぱが落ちた冬季間にドローン赤外線センサーでメッシュごとに調査して地域の

定点観測をするべきだ。

農薬散布などを行っているドローンを活用すればいいとのこと。

また、獣害による被害場所の実態調査については、現状では水稲共済被害、つまり農協の保険がかかっているだけの被害しか把握できていないけれど、補償対象外の畑作物、栗、木の実、山菜を詳細に調査し、全体像をつかむべきだ。

農家組合長にまとめてもらい、高齢者などの泣き寝入りをつくらない。

その他の被害実態として、人的被害、農業等の施設被害、車など物損被害も調べる。

設置電気柵、防護策の効果の調査もすべきだなどなど。

対策を打つにも、まずは実態調査が基本。

県が指導して本当の実態をつかみ、広域の保護、防御体制を構築してほしいとおっしゃいました。

県は管理計画を策定するに当たり、午前中御紹介ありましたけれども、国が行う調査の結果をもとに、クマの個体数や生息地域をコントロールする。

人里に近いエリアにクマがいることがわかれば駆除することのこと。

しかし、全国的にクマの被害が拡大しているのですから、国をあてにして効果的な計画ができるのだろうかと不安に感じます。

昨日はうちの田んぼの電気柵もかなり鹿に倒されまして、そうしたことも含めた調査をすべきと思っているところですが、先に述べた福井県のベテランハンターの御提案について、県の所見を伺います。

このほか、密猟や現場力の低下など、現場に様々な課題があると耳にはしていますが、近年のクマ肉食化問題は特に非常に厄介です。

猟友会の方は、なぜ肉肉食化しているかという点について、次のようにおっしゃいます。

シカやイノシシの捕獲の証拠は、現在、尻尾、もしくは両耳と画像となっており、固体の埋設までの確認はなされていない。

埋設が浅かったり、放置されたりしたのでは、ほじくり返されて食べられ、味をしめる。

今の子育ての時期には、子どもに与える。

それだけまだ肉食化していったることです。

さらに、埋設が甘いと、それはむしろクマの餌場を作ってやってるようなものだ。

行政がきちんと埋設まで立ち会い、場所が適切か、浅すぎないかなどを確認する。

あるいは、固体収集場所を決めるか、若狭町のような処理焼却施設を作るなど、公共事業としてきちんと処理まで考えるべきだとのこと。

県では、熊の肉食化の原因をどのように捉え、どう対処するべきと考えておられるのか伺います。

山際に住んでいて感じるのは、とにかく人のパワーがだんだん衰退して行って、それを自然は本当にすかさず、見逃さず攻め入ってくるというのを私は実感しているところ。それらも含めて自然の摂理かもしれませんが、何より安心・安全のために、さらに知恵を使っていかなばと思っているところ。

原子力災害の損害賠償問題に関して伺います。

地震や水害などの災害が起き、地域の被災状況がひどかった場合には、被災者生活再建支

援制度が適用されます。

家屋被害に応じて基礎支援金が最大100万円、家屋の再建に対しての加算支援金が最大200万円、合わせて最大300万円という支援制度ですが、今年の2月、追加制度が設けられました。

高齢者や障がいのある人がいる世帯、住民税の非課税世帯や児童扶養手当を受給している世帯など、最大300万円の支援金追加となっています。

少しほっとする話で、被災された方々の生活が、文字どおり再建されることを祈るばかりです。

さて、こうした被災後なんですけれども、今述べたような自然災害の場合と原子力災害では大きく様相が変わります。

原子力災害は電力会社という企業からの損害賠償となるからです。

福島第一原発事故のケースを御紹介しますと、まず被災地が帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、あるいは自主避難区域などと線引きをされます。

原発からの距離20キロ、30キロとか、あるいは放射線量が年間20シーベルトのところの線とかで、一方的ですけれども、線引きがなされるわけですが。

それから、賠償の項目が精神的損害、それから住居家財の損害、就労損害など様々ありますが、この賠償額は区域により大きな格差があり、実際、福島県では気持ちの分断と言われるような複雑な問題が発生しています。

資料を御覧ください。

浜通りの被災者で億単位の賠償金が入った御家庭、新居や高級車購入するケースもあれば、中通りであっても放射線量に安心できず県外に出て行くも、賠償対象区域ではないため賠償金の当たらないケース、

ほかで新居を構えているけれど、住民票を移したら賠償金が打ち切られるかもしれないと思い、住民票が移管できないケース。

昨日ちょうどほかの人と喋っていて、就労支援がありますから、働いた分だけその支援金が引かれるので、働いても働かなくても一緒だと。

だから遊んで暮らしてるので、離婚に至った家庭の話なんかも聞いたところです。

などなど、いまだ軋轢も大きいし、裁判も起きてると聞いています。

特に、いわき市などは帰宅困難区域から逃げてこられて、賠償金で家を新築したり、新車を買ったりする人たちもいれば、逃げてきた人を受け入れるけど、賠償対象ではない市民が多く、市民感情のもつれは想像に固くありません。

不幸な話と思います。

ひるがえって、福井県では全国最多の原発を抱え、様々な災害対応も考えられてはいますが、本県において被災者生活再建支援法とは違った、企業、電力会社による損害賠償に関して何らかの話し合いがなされているのか伺うとともに、その公表と、皆が納得できる形となるよう交渉していただきたいと考えますが、御所見を伺います。

福島では、想定された津波高さよりも防護壁が低かったということで、東電の責任、東電の損害賠償となったと認識しています。

では、原発で想定される地震の揺れや津波高さを超える、いわゆる想定外の災害が起きた

場合にはどうなるのでしょうか。

例えば、高浜原発の地震想定、基準地震動は700ガルです。

600ガルの地震で壊れたら電力会社の責任で賠償責任が発生するでしょうが、ではもし、900ガルという想定より高い地震が来た場合、いわゆる想定外となりますが、これで被害が出た場合、電力会社に賠償責任が発生するのか、想定地震動を決めた国に責任があるとするのか、その場合の賠償はどうなるのでしょうか。

福井県内の原子力発電所で事故が起きた場合の賠償責任の全体像をお教えてください。

これはもう本当に以前からの疑問ですので、よろしく願いいたします。

乾式貯蔵施設について伺います。

開会日に乾式貯蔵施設について、その条件がポイントと述べさせていただきました。

原則として、これまでの貯蔵量を増やすことはしないという点ですが、原子力政策上では、原則としてという文語は大穴が空いているようなものだとかねがね申し上げてきております。

何か理由ができたならろくも崩れ去るのではないかという懸念が大きいので、今考えつく幾つかのパターンで伺います。

例えば、貯蔵量が満杯に近づいてきたんだけど、電力需要が高まって原発の継続運転を外部から求められたとか、六ヶ所再処理工場で受け入れてもらえないとか、原発を止めてほかの電源が増えると値上げせざるを得ないからとか、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たなCO₂削減目標の達成のためだとかといった理由で貯蔵量増加を求められたら、これらは原則外になってしまうのではないかと伺います。

また、知事は乾式貯蔵施設を最終処分地にしない、貯蔵容量は増やさない、例外は極めて限定的であると説明されていますが、限定的という点がちょっと不安なわけですので、もういっそ原則という言葉をなくして、どうにもならない事象が生じた際に改めてどうするか議論することにはいかがでしょうか。

御所見を伺います。

つい先日、事故当時、福島県の県議員だった知人と話をしておりましたら、俺は自分は人殺しだと思っている。

プルサーマルに本心では反対だったけど、議会で最後まで反対しきれなかった。

そんな自分が今も許せない、一生自分が許せないと思うと、胸を詰まらせておっしゃいました。

政党などの縛りでそうなったのでしょうかから仕方なかったのではと慰めましたが、細川さんは俺みたいな後悔しないように自分の意思貫けよと言われました。

今後も安全のためにうるさく言っていきます。

訪問介護に関しては、さきの質問とかぶりしたので割愛します。

福祉避難所について伺います。

能登半島地震の被災地支援の様子から、障がいのある子どもを持つ親御さんの危機感が高まっています。

また、福祉避難所側もどう対処していいか分からないという声が出ました。

実際にどういう対応が求められるかの具体例の提示、市町外の施設とのネットワークづく

り等、平時に備えておくことを、特に能登半島での状況から学んでおくべきです。私が実際に困った課題として聞いているところでは、支援を必要とする方々の名簿が、個人情報保護を理由に支援者に提供されないという事例があったそうです。名簿がいざというときに関係者間で共有、実際に地域を訪ね歩く人に行き渡るようにしなければ、地域の対象者の安否確認ができません。こうした実際に困ることは多々あると思われまます。能登の現場で活動された方々によく聞いて、平時のうちに課題解決しておくべきです。能登半島地震の被害地での課題を検証し、災害混乱時であっても避難行動要支援者が適切な避難を受けられるよう、平時から市町と連携した対策を講じるべきと考えますが、御所見を伺います。最後に一つ、服部川について伺います。資料3は、3日前の大雨の越前市藤木町、服間小学校のすぐ後ろの様子です。服部川は氾濫寸前の高さ、反対の山からは水が流れ落ちて、地区の方々は土嚢を詰み、家屋浸水を防いでおられました。これ、福井豪雨災害のときもひどかったし、それ以降の大雨のたびにこうです。河川整備計画では、服部川について、早期に治水安全度を向上させますとなっていますが、福井豪雨から20年を経過し、状況は全く変わっていませんが、早期とは何年間のことなのか、河川改良の前倒しはできないのか伺い、質問を終わります。

議長／知事杉本君。

杉本知事／細川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、福井県公共施設等総合管理計画の見直しについてお答えを申し上げます。公共施設等総合管理計画につきましては、計画的に公共施設の長寿命化対策を行うことを基本といたしておりまして、予防、保全の考え方が前提になっているところでございます。現在の計画は平成28年度から令和7年度までということで運用がされておまして、おっしゃっていただいたとおり、令和3年度の段階で中間の見直しを行いまして、今まで長寿命化に要する経費と、それから何もしなかった場合の総合経費と、それから長寿命化を行った場合の経費を比較したところ、それまで何もしなければ506億円、年間かかっていたところを約3割削減できた、158億円削減できるということになったところでございます。今年度は、これについて経費の再算定に着手をするということになっているところでございまして、優先順位、何から直していくのか、こういったことを考える上で、優先順位を決める上で、劣化状況の調査も、特に合同庁舎などについて行っていくということにしているところでございます。この結果を踏まえまして、次の計画が令和8年度からということになりますので、来年度中には計画の策定作業を着実に実施してまいりたいと考えております。将来にわたって適切な行政サービスが提供し続けられるように、公共施設などの維持管理、更新に係る財政負担の軽減であるとか、平準化、これを行ってまいりたいと考えていると

ころでございます。

続きまして、上下水道の設備更新と耐震化についてお答えを申し上げます。

上下水道につきましては、これは、耐震化は老朽化が進んでいく、そして更新の時期が来たとき、こういったときを中心に行っていくということでございます。

また、この必要な経費については国費と、それから住民の皆さんの利用料金、これでまかなっていくという原則で運営をされておまして、令和6年度につきましては約290億円、県下で事業が行われるというものでございます。

おっしゃるとおり、老朽化が進むに当たりまして、年々必要な予算がふくらんできているというところございまして、一部には施設が耐用年数を超えても更新ができない状況にあるというようなことがございます。

こういったこともありまして、県内で4つの市町におきまして、更新に必要な費用を見据えまして、料金改定を既に実施をしているところでございますし、福井市におきましても料金改定の検討に着手をしたというところでございます。

御指摘いただきましたとおり、この耐震化というのは非常に重要だというふうに認識をいたしております。

ただ一方で、老朽化もしくはその耐用年数が来る前に、これをどんどん更新していくということになりますと、これは住民の皆さんに過度の負担をいただくということにもなるわけございまして、適切な更新計画に基づいて事業が行われる必要があるというところでございます。

県といたしましては、国に対して、まず必要な財源総額を確保いただいて、補助についての要件の緩和、こういったことも求めてまいりますし、また、市や町に対しましては、適切な料金の設定、それからまた、耐用年数を超えても更新ができていないというようなことがないように、そういったものの耐震化を急ぐなど、計画的な対策の実施を促してまいります。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは5点、お答えを申し上げます。

まず、原子力災害の損害賠償制度について、2点お答えいたします。

1点目、企業による原子力災害の損害賠償に関する話し合いの有無、その公表、県民が納得できる交渉についてでございます。

関西電力を含め、各電力事業者は、原子力損害賠償法に基づき、文部科学省のガイドラインに沿って、令和2年に原子力損害賠償実施方針を作成し、公表しています。

実施方針では、迅速かつ公平に損害賠償事務を行うことを基本とし、その事実関係、因果関係、被害額の算定等について、被害者との間で合意を積み重ねていくという基本的な考え方が示されているところです。

その後も、関西電力からは、被災者への対応として、住民対応チームを設置し、避難所での損害賠償に関する情報提供を行うことについて説明を受けています。

事業者は実施方針に基づき、責任を持って対応する必要があり、また、制度を所管する文部科学省が事業者を指導、監督していく必要があると考えます。

次に、県内原子力発電所で事故が起きた場合の賠償責任の全体像についてお答えいたします。

原子力損害の賠償に関する法律では、事業者の無過失、無限責任が定められています。

また、被害者への賠償に当たっては、政府や各事業所が出資する原子力損害賠償廃炉等支援機構が事業者に資金援助することとなっています。

法律では、異常に巨大な天災地変の場合は、事業者が免責される旨のただし書きがあり、これは国において、人類がいまだかつて経験したことの無い、全く想像を絶するような事態に限られると解釈されています。

なお、この解釈について、国は、過去に発生した、例えばチリ地震のマグニチュード9.5と比べて、異常に巨大かどうかを判断する一方、基準地震動のような規制の考え方とはリンクしないという考え方を示しています。

次に、乾式貯蔵施設に関して、2点お答えいたします。

まず、燃料プールの貯蔵容量増加を求められた場合の原則、原則外の取扱いについてお答えいたします。

関西電力の森社長は、昨年10月13日の知事との面談の際、国内外の情勢変化や自然災害など、自社の事由によらない事象によって搬出が滞り、日本全体のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合などは例外になるケースはあるが、六ヶ所再処理工場の竣工遅れをもって例外にはならないとの考えを示しています。

例外になるケースについては、これまでも申し上げておりますとおり、実際の状況を踏まえて判断されるべきものでありますが、事業者の事由によらない場合に限定して、厳格に捉える必要があると考えます。

次に、原則という言葉がなくし、改めて議論することについてお答えいたします。

関西電力は、ロードマップを確実に履行することを担保するため、今後、原則として、使用済み燃料の貯蔵容量は増加させないとの考えを示しています。

申し上げましたとおり、例外になるケースについては、実際の状況を踏まえて判断されるべきものであり、そうした際には、改めて国や事業者の考えを確認するとともに、県議会での議論等を踏まえ判断していくことになると考えます。

最後に、避難行動要支援者が適切な支援を受けられるよう、平時から市町と連携することについてお答えいたします。

本県では、避難行動要支援者への対策として、市町による個別避難計画の作成を推進しており、アドバイザーとして専門家などを市町に派遣する予算を確保し、現在、3市町については作成率が100%となっています。

個別避難計画において福祉避難所を避難先に指定している場合については、福祉避難所となる介護施設や福祉施設に対し、あらかじめ情報を共有することとしています。

避難行動要支援者それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行うため、既に同意を取得している要支援者の計画作成を進めるとともに、災害時に速やかに情報提供できるように要支援者の同意取得を推進するため、引き続き市町に働きかけてまいります。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、アリーナの維持管理経費の責任の所在と将来的な行政負担についてお答えを申し上げます。

2月に経済界から示されました基本計画案では、整備費に対して国、県、市、あわせて50億円の行政支援とともに、運営計画においては県、市に対して年間2億7000万円の利用を提示されておりまして、これらは長期にわたり、安定した運営を行うための現実的な内容と受け止めております。

なお、運営計画につきましては、公の施設では盛り込むことのない修繕積立金が盛り込まれておるなど、維持管理更新経費につきましても考慮して作成をされております。

将来にわたって行政負担を求めることはないと考えております。

今後、経済界から詳細な収支計画が示され次第、市とともに専門家の意見を聞きながら検証することとしております。

県内の類似施設と比較しながら、国への交付金申請や議会の説明に向けて精査してまいりたいと考えております。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からはクマ対策につきまして、2点お答えいたします。

まず、県のベテランハンターからの提案につきましてお答えをいたします。

まず、ドローンを活用しました個体数調査につきましては、専門家にも確認をいたしたところ、1回の飛行で把握できるエリアが狭く、木陰に隠れたクマを見落とすなど、個体数を過小評価するおそれがあるとのことでした。

今年度、国が行う調査におきましては、ドローンの活用は今、想定していないところでございます。

また、御意見にあるような内容を含んだ鳥獣被害の実態調査につきましては、令和4年度から全集落を対象にアンケート調査を実施しておりまして、計画策定の基礎資料として活用したいと考えております。

今後とも国と連携しながら正確な個体数の把握に努め、クマの適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、クマの肉食化の原因と県の対応についてお答えをいたします。

ツギノワグマは元々植物食中心の雑食性でございますが、昆虫や動物の死体も食べることが確認をされております。

このため、県では狩猟者に対し免許取得や免許更新、毎年の狩猟登録の際に、シカやイノシシなどの死体を鳥獣の餌とならないよう持ち帰るか、地面に露出しないよう深く埋設するなどの指導を徹底しております。

また、有害鳥獣として捕獲されたシカとイノシシにつきましては、市町に対し、各市町が定める被害防止計画に基づき、適切に処分を行うよう指導しているところです。

引き続き、捕獲物が鳥獣の餌とならないよう、狩猟者や市町に対し、適切な処理方法を指導してまいりたいと考えております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／私からは、服部川の河川整備につきましてお答えを申し上げます。服部川につきましては、福井豪雨以降、下流から順に浅水川、鞍谷川の整備を進めてきておりまして、これらの改修が完了したことから、令和元年度から新線開削区間、河川をつけかえる区間、この770メートルを含みます全長2300メートルの整備に着手したところでありまして、令和20年度の完成を目標としてございます。これまでに下流の全線拡幅期間において、測量、設計、物件保障、用地取得を進めてまいりまして、これまでに現在のところ500メートルの護岸整備が完成をしております、一定程度、治水効果が得られたものと考えてございます。また、大規模な掘削を伴います上流部の新線開削区間についても、河川のつけかえに伴う橋梁の新設計画等への理解を得ますため、地元説明などを進めているところでございます。あわせて、災害時に適切な避難を促すため、河川水位や監視カメラの情報をリアルタイムに提供するなど、ソフト対策にも取り組んでいるところでございます。今後とも早期の治水安全度の向上を図るため、地域の理解を得ながら、着実に整備を進めてまいりたいと考えてございます。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私からは、児童生徒の登下校時におけるクマ対策の現状認識と対策についてお答えを申し上げます。県では、ツキノワグマによる人身被害を防止するため、クマの活動が活発になる年度当初に市町の教育委員会に対しまして、クマの出没の恐れのある地域では、登下校時にクマ鈴や防犯ブザー、笛などを携帯するとともに、集団で登下校するなどの安全対策を講じるように通知をしております。これを受けまして、市町の教育委員会では、山間の学校の児童生徒に対してクマ鈴を配布し、登下校時のクマ対策を行っていますほか、目撃情報があった場合には各学校において児童生徒の安全確保のため、下校時の保護者への引き渡しや教員による下校の付き添いを行っているところでございます。県では、クマ等動物の出没に関する報告があった場合、速やかに市町の教育委員会、警察などとの関係機関と情報を共有しております。また今回、児童によるクマ目撃事案が発生いたしました。子どもたちは学校に引き返して、そして学校では親に引き渡すまで学校にとどめおくというような対応を取られ、被害はなかったわけですが、今回の事案を受けまして、昨日、改めて市町の教育委員会に対し注意喚起と、危機発生時の対応について通知をしたところでございます。

引き続き、児童生徒の安全確保について、適切に対応してまいりたいと考えております。

細川議員／お答え様々、ありがとうございます。

***いっぱいあるんですけど、まず、文科省のガイドラインに沿って避難計画、原発の場合の、原子力災害があると言うんですけど、今、福島の状態を見てますと、やはり線の引き方、20ミリシーベルトで一方向的に線を引かれた、その線が適切なかどうかとか、そういったようなことも出ていますので、ガイドラインの中にあるようなことでも、福島では課題、問題、人から受け入れ難いルールもあるかもしれませんので、そのあたりよく検証していただいて、同じことを繰り返されたんでは、福島で起きている軋轢というのがまた繰り返されることになっていきますので、いいようになるように、こちらからもいろんなことを提言、現地の状況を見て提言していただきたいと思います、まずお願いをいたします。

それからアリーナですけれども、先ほどお金、修繕、改修とかの部分も含まれた上での予算とおっしゃいましたけど、運営、160日間を運営していくというところの2億7000万円、そこら辺は分かるんですけども、いろんなものの中に、私が言っていた修繕とか管理とか更新というものもある、積み立てもあると考えると、すごく不足するような気がするもので、そこら辺また詳細見るときに、こちらがお出しした資料というのは、これは本当に一流の資料、言い方悪いかもかもしれませんが、きちんとした業界の資料でございますので、ぜひ参考になさって、何年かたったらぼろぼろだわ、なんてことがないように、あるいは足りないわってことがないように、また意見を述べていただきたいと思います。

本当に専門家の立場から言っていただきたいと思いますので、これも要望で終わります。それから知事、いろんなものをやればいんだけど、予算って限られているんで、何を優先するかって話なんですよね、結局のところはね。

アリーナも、作ればいいとは思うんですけども、多額の投資になりますし、やはり県民の理解を進めようと思ったら、やはりまずは、先ほどの河川の話じゃないけど、隅々までの安心・安全というのを、クマにしても、河川にしても、不安な部分というのが、細かいところまで、田舎まで、山奥まで行き渡るというようなことがないと、なんであっちにお金をとというようなことに、やはり県民感情としてはなりかねませんので、そのあたり、特に近年は費用対効果とか優先順位とか言われて、町中優先というのがずっと続いているなと思っておりますので、その辺気を配っていただいて、バランスよくお願いしたいと思っています。

最後、よろしく申し上げます。

杉本知事／基本的には、やはりおっしゃるとおり優先順位の問題もありますし、財源の総量というのはあります。

こういった中でも、私はやっぱり安全安心というのは非常に重要だと。

特に、人の命は、ほかにかえがたいということは常に思っておりますので、そういったことを念頭に置きながら、しっかりと今後とも県政を進めてまいりたいと思っております。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ふくいの党、山岸みつるです。

本日も日本一前向きな一般質問を目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

最初の質問項目は、知事の新教育長任命に対する考えです。

今回、前半は新教育長である藤丸教育長に多くの議論をお願いする予定です。

あえて最初に、その任命権者である杉本知事にお考えをお尋ねします。

私は、藤丸教育長が未来創造部の部長になる以前、私のほうも県議になる以前から藤丸教育長とは少々の交流がございました。

その頃から藤丸教育長は大変明るく前向きで、何より県議という肩書きもまだない、ただの若者の山岸に対してすら同じ目線で非常に話をしてくれまして、立場関係なく現場の声と向き合ってくれる方だと信頼をしております。

今回、知事が教育畑出身ではない藤丸氏をあえて教育長に任命されたのもきっとそのようなお考えもあるのかと思います。

そこで質問です。

知事が藤丸教育長だからこそ期待していることはどのようなことでしょうか。

また、教員の働き方改革を進め、先生が子どもと向き合える時間を確保ということが、私が愛読する杉本達治制作集バージョン2.0令和5年3月発表に明記されております。

この教員の働き方改革については、教員現場内部にある様々な問題を忖度なく客観的に判断して改善していかなければなりません。

その上で教育現場の外から起用した藤丸教育長に果たしてほしい役目をお教えてください、お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／山岸議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ただいまの新教育長任命に対する考え方についてでございますけれども、今、いろいろと御指摘いただきましたように、藤丸新教育長は元々、交通まちづくりとか県民活躍とか、それから人事とか、ありとあらゆるというか広い範囲の仕事をしてきていただきました。その上で特に企画畑で長期ビジョンの策定にも携わっていただきましたけれども、非常に先を見る目があるというか、それからまた全体を俯瞰する力が非常に秀でているというふうに認識をいたしていたところでございます。

ちょうど今回、教育長に任命させていただくに当たりまして、今年度教育振興基本計画の見直しをするということもありますし、またお話もいただきましたけれども、教員の働き方改革であるとか、子どもを中心とした教育の在り方、こういったものが非常に大きな流れとして考えなければいけない時期が来ているというふうに認識をしております。そういう意味で教育というのは非常にプロ集団でやられてきている、それはそれで安心な部分があるんですけれども、やはりときには、これまでもそういう例もありましたけれども、ときには教育畑以外から新しい風を吹き込むということも大切なのかなということで、そ

うした能力を見込んで今回登用させていただいているところでございます。
御指摘のとおり、人柄もとても明るく、また風通しもいいと、職員の評判も非常にいいわけございまして、そういう意味では教育界の中であまり知った中ではないと思えますけども、そういう中で先頭に立って、福井県の教育をしっかりと前に向けて変えていっていただきたいというふうに私は期待をしているところでございます。

議長／山岸君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

本当に知事のお考えがよく伝わりましたし、やっぱり今、お言葉でもありました新しい風、風通しがいいというところは非常に私も藤丸教育長にこれから期待をしたいところだなと感じております。

それも踏まえまして次の項目に移らせてもらいます。

テーマの2つ目は、教員の残業時間の実態解明でございます。

このテーマは決して県教育委員会の皆様を責め立てたい意味ではなく、正しい施策をこれから打っていくために正確な現状認識を一緒にしていきたい、そういう前向きな思いからであることをどうか御理解いただければと思います。

去る3月、とある県内の小学校教員A子さんから私にLINEでメッセージが届きました。山岸さん、私は今小さい子どもがいますが業務量がまだまだ多く、時短勤務を取れる状況にもないです。

毎日たくさんの残業で帰りが遅く、夫に子どもの迎えなどを任せてはいますが、母親として全然子どもと過ごす時間が取れません、どうかしてくださいと。

このメッセージに対して、私は県教委がまとめているこの数年の残業時間の大幅改善のことが頭にあったのでこのように返しました。

A子さん、いろいろな政策で県内の教員残業時間は劇的に改善してきました。

Aさんのところにはまだその実感は届いていませんかと。

実際に県教委でまとめている数字を補助資料1に載せております。

令和3年度から令和5年度までのたった3年間で月80時間以上の残業者数が小中高それぞれで激減をしており、特別支援まで含めた合計では1012名から320名と、何と約68%も減っています。

そこで返ってきた返信というのは、山岸さん、それは残念ながら全然あてになりません。多くの教員が実際は80時間以上の残業をしていても80時間を超えると上司による面談や指導など手間が増えるため、報告数値を調整しているだけなんですと。

私は衝撃を受けたとともに、でもAさんの周りとその周りだけの個別の問題かもしれないと思ひまして、ほかに全員勤務校が異なる8人の小中学校教員にヒアリングを試みました。

すると、残念ながらそのうち6人が実際には月80時間の残業が頻発していて、80時間を超えると校長から呼び出しや注意など対応の手間が増えるだけだから報告数値を調整している、自分以外の周りにも同じような状況が多いとのことでした。

一方で、一人はむしろ堂々と正直な数値を報告していて、残業時間トップとして毎月校長からどうにかならんかと指導を受けているという人でした。

残りの一人は、現役の校長です。

この数年で県教委から月80時間超の残業者を出さないようにとかなり厳しく伝えられており、それに従い教員に指導してきたが、業務そのものが激減したわけではないため、報告数値の調整ということは起きていると思うということでした。

聞いた中では、報告外の残業は平日夜に残っているパターン、土日に学校へ来ているパターン、家に持ち帰っているパターンの、この3つで、特に家庭をお持ちの先生は3つ目のパターンが多く、ある先生は家で子どもが寝た後に翌日の授業準備をしていると言っていました。

これらを踏まえて先ほどお見せした県教育委員会でまとめている残業時間の大幅改善は実態と乖離が起きていると言わざるを得ません。

月80時間以上の残業を減らそうという、この大号令自体は必要です。

ただ、業務量削減がまだ追いついておらず、教育委員会から校長、そして現場教員へと数字を減らす圧が強く伝わってしまって、数字だけ調整するということが起きているようです。

そこで現場の声に向き合ってくれる方だと私も知事も大変信頼している藤丸教育長に質問です。

この報告数値と現場ヒアリング結果との乖離について、少しでも御認識されているかどうか、本音と見解を教えてください。

2つ目の質問です。

これまでも残業時間数報告だけでは実態が捉えきれず、別の調査が不可欠です。

例えば全県的な匿名での教員アンケート調査や誰が何を言ったということを明かさない条件で教育長自ら現場教員への個別ヒアリングをすることなどを提言いたします。

やっていただけないでしょうか。

また、そもそも正しい報告が上がってくるように残業時間の指導の在り方を見直していただけませんか。

誠意ある御答弁をどうかよろしく願いいたします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、月80時間以上の残業者の数の報告数値と現場ヒアリング結果の乖離について、そして、例えば教員アンケートを行う、教員との個別ヒアリングを行う、そして残業時間の指導の在り方そのものを見直してはどうかという御質問に対して、まとめてお答えを申し上げたいと思います。

私自身、4月以降、全ての県立高校を訪問させていただきまして、校長、教頭など管理職との面談や学校の様子を伺う機会を設けてまいりました。

その際、学校経営についての方針ですとか、業務改善についての御意見を伺ったところでございます。

超過勤務につきましては、月80時間以上の教員は減少しているというお話でしたけれども、中には部活動や学習指導に熱心に取り組まれる先生もおられまして、月80時間を超えてしまっている方もいらっしゃるというような話は聞いたところでございます。

今、議員御指摘、主に小中学校のお話かなというふうに思いました。

小中学校はまだあまり回りきれていないというのが実情でございますし、また、小中学校に関しましては、市町の教育委員会が先生方の勤務時間の管理とか、サービスについて所管をしているということもございまして、実態については十分に把握しきれていない面もあるのかなというふうに思っております。

今、様々な御指摘を伺いましたので、市町に対しましては教員の実態把握に努め、そして対策を講じるよう改めて求めてまいりたいというふうに考えております。

また現在、次期教育振興計画策定を進めているところでございますので、御提案もありましたように、今後、小中県立、いろんな方、いろんな立場の教員の皆さんの声を聞く機会を設けてまいりたいと思っております。

私自身、意見交換をする中で、先生方の教員の皆さんの勤務実態、それから現場の課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

さらに教員を対象としたウェブ回答形式、なるべく負担をかけない形でのアンケートも実施したいというふうに考えております。

現場の課題解決に向けたその業務改善のアイデアなどもお持ちかと思っておりますので、そうしたものを把握していければというふうに思っておりますし、いずれもできるだけ早く取り組みたいと思っております。

議長／山岸君。

山岸（みつる）議員／大変答えづらい質問だったかと思うんですけども、御回答を真摯にいただきまして本当にありがとうございます。

今おっしゃっていただいて、本当に把握をこれからしっかりしていきたいという思いを述べてくださったこと、私も非常に前向きに捉えるとともに、またウェブアンケートということも今キーワードで出てきましたが、ぜひこのウェブアンケートに関しては要望として、記名式だと、非常に、これは誰に見られるか分からないというところで本音を書けないというところがあり得るかと思っております。

ですので、やり方を気をつけなければいけません、なるべくそこの本音が出るような形でやっていただけるといいかなと思っております。

いずれにせよこの報告数字自体が真実をもし捉えきれていないとするならば、正しい施策が検討できませんし、またそれを持って改善が進んでいると発信していくわけにもいかないと思っております。

どうか今回、勇気を持って私に実態を話してくれた現場の8人の教員の気持ちを無駄にせず受け止めていただいて、実態把握に向けて動いてください。

心よりよろしくお願ひ申し上げます。

そして、この話の流れもまた続いてはいきますが、テーマの3つ目に移らせていただきます

す。

教員の働き方改革への提言です。

既に県でも力を入れているように、教員の業務量自体の削減も全力で進めなければなりません。

ヒアリングをした教員の方々に業務量削減の可能性について思うことを聞いて、出てきた意見を整理してお伝えをいたします。

1つ目、そもそもの教員数をもっと増やしてほしい。

2つ目、保護者対応の労力が大きすぎるので代わりに対応する専門窓口などを入れてほしい。

3つ目、登下校指導や掃除など、教員がやらなくてもよいことを外注するなどしてほしい。

4つ目、小中学校の教育研究会などの負担が重すぎるためどうかしてほしいといったことでした。

そこで質問です。

今申し上げた4つの改善について検討していただけないでしょうか。

なお、2つ目の保護者対応の代理窓口については、もちろん現場の先生が一切対応しないというのは無理がありますし、逆に生徒、保護者ともトラブルを生んでしまうかもしれません。

ですが、対処が難しいものを専門窓口にもバトンタッチするなど様々なやり方があるかと思えます。

実は、これは事例がございます。

補助資料の2を御覧ください。

奈良県天理市は、今年4月に保護者対応専門部署を設けて、臨床心理士のほか、学校現場に詳しい元校長経験者を含む数十人が対応しています。

それも踏まえて、先ほども4つの項目、それぞれへの検討可能性の御回答をよろしく願います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／教員の働き方改革について4点、お答えを申し上げます。

まず、教員数をもっと増やすことができないのかということについてお答えを申し上げます。

学校の教員定数ですけども、いわゆる標準法というふうに呼んでおりますが、ちょっと長いですけども申し上げますと、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律というのがございまして、この法律に基づいて児童生徒数ですとか、学級数を基に定められているものでございます。

したがって、子どもの数が減ると教員の数が減っていくというような形になってございます。

県では、これに加えて、小中において独自の少人数学級編成を行うなどの取組をしておりまして、県の予算で152名の教員を増員しているところでございます。

さらに、小学校の教科担任制というものがございます。

また、いじめ不登校対策の生徒支援、または習熟度別指導、統廃合の対応など、様々な政策目的に応じた加配措置を行っているところでございます。

なお、現在の教員不足が産休育休、病休者等の増加とその代替の講師が不足しているということによって生じておりました、県、市町で懸命に講師を探している状況でございます。しかしながら必要な教員数が確保できていないというところに起因をしているというところもございます。

そもそもの職員数を増やすためには、その教員数を算出するための計算方法の見直しが必要でございます。

標準法の改正が必要ということでありまして、県としては、国に対し引き続き定数改善を要望してまいりたいというふうに考えてございます。

2点目に、保護者対応の専門窓口を導入してはどうかという点でございます。

奈良県の天理市におきまして、今年度から専用窓口を設置して、理不尽な要求ですとか、苦情を含めて対応をし、教員の長時間労働の解消、精神的な負荷の低減を目指す取組を始めたというふうに承知をしているところでございます。

本県においても、学校現場において一部の保護者への対応に時間を取られ、それが負担となっているという、そういった声も聞いているところでございます。

その際は、担当の教員だけに任せるのではなくて、管理職をリーダーとしたチームで対応するという、また対応について法的なアドバイスを受けるスクールロイヤーという制度がございますので、こうした専門家のアドバイスを受けるなど、負担が一部に集中しないように努めているところでございます。

今後、御紹介いただきました天理市の取組につきましても、期待される効果が得られるのかどうか研究をしてまいりたいと考えております。

3点目に、登下校指導や掃除などの外注対応について、お答えを申し上げます。

教員の負担軽減のためにこれまで部活動指導員ですとか、学校運営指導員など、外部人材を積極的に登用させていただいております。令和6年6月現在においては、部活動指導員は121名、また学校運営支援員は246名を任用して、それぞれ教員のサポートに活躍をいただいているところでございます。

児童生徒の登下校の見守り活動につきましては、地域の方がボランティアとして見守り隊という形で活動をいただいているなど御協力いただいております。

また、校内清掃につきましては、これまで例えば毎日実施していたものを1日おきにしたりとか、時間を短縮するなどの効率化を図っているところでございます。

一方、例えば登下校の指導については、教員も行うべきだという地域の声もあるという場合もありまして、一律に外部委託することの難しさもあるわけではございますけれども、今後とも外注、そして外部人材の活用について検討してまいりたいと思います。

4点目に、小中学校の教育研究会についての御質問でございます。

小学校及び中学校の教育研究会は、教育活動の充実を図ることを目的とした自主的な研究団体ということでございます。

福井県の高い教育力を維持するための教員同士の学びの場としてこれまで続けてこられた

というふうに認識をしております。

令和6年2月に小学校及び中学校の教育研究会の会長にも参加をいただきまして、学校の業務改善検討会を実施いたしました。

その中でそれぞれの教育研究会の会長からは、令和6年度は発表の本数を減らしたり、参集型をオンライン型に変更したり、発表指導の簡素化をしたり見直しを図っていききたいという発言がございました。

県といたしましても、やはり教員の負担軽減という観点、非常に重要でございますので、今年度の教育研究会の取組についても、見直しを促していきたいというふうに考えております。

議長／山岸君。

山岸（みつる）議員／それぞれの項目に対して丁寧な御答弁ありがとうございます。

一点だけ、要望、再質問で簡単にだけなんですけれど、3つ目にお話をしました登下校指導とか掃除などの外注というような話なんですけど、今御答弁の中に、地域の声として教員の先生たちにやってほしいというような声もあってという御発言もあって、おっしゃるとおりだと思うんです。

一方で、これ実は私、ヒアリングの中で教員の方から実際に言われたのが、確かに地域からそれを求められてしまうからこそ学校は地域に近い立場だから断れないと、だから教育委員会から、そういうことは学校はできませんと、むしろしっかりそのコミュニケーションをやってほしいというふうに実は要望をいただいたんです。

なので、それも唐突にやるものではないと思いますが、そういったこともお伝えした上で、そのような観点はいかがでしょうかということで、藤丸教育長に回答だけお願いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／今の御指摘、非常に大事な視点だなというふうに思っております。

つまり、学校と保護者と地域の関係をいかに考えるのかというところでございます。

やはり学校現場はその地域の中にあるわけですので、いろんな地域の方ですとか、保護者の声にできるだけ答えようとしてきたという面もあると思いますので、これからは教員の今の現状を地域、それから保護者の方にも正しく知っていただくような、そうした発信も非常に重要だと思っておりますので、今後もいろんな意見交換をする中でほかにもいろんな声があると思いますので、そうしたことを地域、保護者の方に伝えてまいりたいというふうに考えております。

議長／山岸君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

なかなか現場の学校側からではどうしても言えないこともあったりするので、そのあたり

ぜひフォローしていただければと思います。

それでは、次の項目に移ります。

すみません、藤丸教育長、あと1項目だけお付き合いください。

テーマの4つ目は、医療的ケア児の通学支援についてです。

改めてにはなりますが、医療的ケア児とは、人工呼吸器の使用やたんの吸引、胃ろうなどによる経管栄養、胃ろうなどによる経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童生徒のことを言います。

補助資料の3を御覧ください。

例えばこの2人のような子たちです。

この子たちは県内の医療的ケア児でして、お母様がぜひ医ケア児たちのことを知ってほしいという、そういう思いで、議会での写真使用に快諾をいただきました。

この医ケア児たちとその親たちの課題の一つに通学の大変さがございます。

通常、特別支援学校への進学にはスクールバスに乗ることができるのですが、例えば定期的なたんの吸引が必要な医ケア児の場合、みんなが乗っているバス移動中での吸引が難しく乗車できません。

県としては、代わりに保護者が送迎するための交通費を支援していますが、そもそもの問題として、保護者自身が様々な理由で送迎困難なときには医ケア児の子どもを学校にも預けられなくなり、より大変な状況に追い込まれるということです。

近年、全国的に医ケア児の通学支援事業が広がってまいりました。

例えば富山県では、今年の5月より特別支援学校医療的ケア児登校サポート事業が始まりました。

保護者が送迎困難なときに福祉タクシーを使って保護者の代わりにたんの吸引などを行う看護師が乗り込めば、学校に子どもを送ることができるということです。

この看護師の配置費用に対して、富山では1回片道1万円を上限に支援するというものです。

年間で使える回数は限られていますが、親が送迎困難で辛い状況のときにこそ救われる制度として非常によいものだと思います。

そこで提案です。

福井県もこれに類する支援をどうか実現していただけないでしょうか、前向きな御答弁をよろしくお願いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／通学時に医療的ケアが必要な特別支援学校の児童生徒の通学支援についてお答えを申し上げます。

医療的なケアが必要な特別支援学校の通学生は現在約50名おられまして、うち半程度が通学途中にもケアを必要としております。

この通学途中にケアが必要な児童生徒については、安全上、現在、主に保護者の方が送迎を行っております。

県では送迎児にかかるガソリン代等の交通費を補助するなどして、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

今御紹介がありましたけれども、現在、県では他府県における福祉タクシー利用などの実施状況ですとか、看護師確保の課題について情報収集を行っております。

保護者の送迎が困難なときでも医療的ケア児の学習機会が保障されるということが極めて重要でございまして、今後は該当する児童生徒の通学状況、また保護者の希望を聞き取るとともに、その福祉タクシーなど、そうした事業を担える方がいらっしゃるかどうかといったようなことも確認が必要かと思っております。

必要な支援について具体的に検討してまいりたいと思っております。

議長／山岸君。

山岸（みつる）議員／具体的に、いろいろこれから情報収集も既にしていただいている、それを具体的にこれから検討していただけるという御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

本当に当事者、多分傍聴のほうにも、ヒアリングさせてもらった方も来ているのかなと思うんですが、本当に切実に困られております。

ぜひ、ここの支援、福井県が遅れることのないように、そして困難に寄り添い、誰も取り残されないような社会、多様性を尊重し、一人一人の最大幸福を目指しますという杉本達治政策集での方針が実現されるように、どうかよろしくお願い申し上げます。

では、次の項目に移ります。

テーマの5つ目です。

ハピラインのICカード、敦賀乗換え、ダイヤの改善についてです。

まずは、3月16日に北陸新関連の福井・敦賀延伸が実現したこと、本当によかったと思います。

同時に、ハピラインふくいという新たな地域の足がスタートでもあったわけです。

多くの福井県民からすれば、日常でも利用するハピラインの在り方が生活に直結をしてきます。

その点、開業時にJR時代より3割もの増便や快速の運行を始めていただいて、5月末まで1日当たりの利用者数が目標を上回る2万2508人となり、まずは本当によかったと思います。

さて、本日要望したいことは2点です。

1点目、既に新聞やテレビなどで課題としてたくさん報じられているICカードと敦賀乗換え問題です。

補助資料の4を御覧ください。

敦賀駅でハピラインから特急しらさぎやサンダーバードに、またはその逆で乗換えをするとき、ハピラインがICカードを連携できている、この今表示しているエリアより外側が出発駅、または到着駅になる場合にエラーを起こしてしまいます。

本当は敦賀駅で乗換えの際に一度ICカードで出入りし直せば問題ないのですが、補助資

料のもう一枚、5のほうにお示したとおり、出入りし直すためには敦賀駅構内で大移動をして、わざわざ改札まで行かなければならず、まず多くの人がそんなことをしません。そして、そのまま鯖江、武生駅などに戻ってきた際にICカードがエラーとなると、この後が大変でして、そのエラーを処理して再度カードが使えるようにするには、ハピライン駅ではできず、JR越前武生駅やJR福井駅までわざわざ行かないと処理ができません。実際にこのことについて知人から、たくさん困ったという声をこの3か月間でいただきました。

そこで、知事に代表質問でも出ていましたが、あえて私からも強く要望させてください。敦賀駅構内ハピライン乗り場から特急や小浜線の乗り場までの間に最低限、乗換え処理ができる機械を、それもICカード利用者以外も配慮して紙切符も買えるような機械をJR西日本と交渉して設置していただきたいです。

御回答をよろしくお願いします。

2点目、ハピラインはパターンダイヤを取り入れて利便性もあるのですが、ほかの路線の乗換え接続が不便な場合があります。

例えば東京駅を16時24分発のかがやきは19時19分に福井駅に着きますが、そこからハピラインで鯖江、武生へ行くには40分間も駅で待たないといけません。

また、逆に乗換え時間の短すぎる場合もございます。

例えば鯖江や武生からハピラインで敦賀駅へ行き、しらさぎやサンダーバード乗り換えるときに、乗換え時間が10分の場合が多いです。

これは健全な大人1人なら、敦賀駅の乗換え移動距離が長いとはいえ、何とかなる時間ですが、例えばベビーカーや車椅子、足が悪いなど階段を使えない場合には、この10分の間にさっきの補助資料5でエレベーターの場所を3つ示したんですけど、各場所1台のみのエレベーターを3回使わないと乗換えができなくて、もし間に合わないと1時間以上待つことになります。

実際に、私の車椅子の友人は厳しいと嘆いておりました。

そこで要望です。

次のダイヤ改正で、こういった様々な県民の声を一層踏まえながら望んでいただけないでしょうか。

回答をよろしくお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私からは、敦賀駅におけるJR特急列車や小浜線とハピラインふくいの乗換え処理の機械設置についてお答えを申し上げます。

おかげさまでハピラインふくいが開業いたしましてから、大変、しらさぎとかサンダーバードでこちらの敦賀まで来て、新幹線に乗り換えるのではなくて、ハピラインを御利用いただくというお客様、たくさんいらっしゃっていただきまして、おっしゃっていただいたように想定より1割以上お客様が多い、こういう状況が続いているというところでございます。

そういう中で、おっしゃっていただいたような内容につきましては、知事への提案便というようなものの中にもございまして、やはり敦賀駅での乗換え、これをもっと便利にしてほしいというようなお話を多数、幾つかいただいているという状況でございます。

これにつきましては、やはりおっしゃっていただいたように、まずＩＣＯＣＡのようなＩＣカードを使われる方については、乗継ぎの改札機、こういうものをＪＲのほうに乗換えるのところに付けていただく、こういうことが一つの方法でございますし、またＩＣＯＣＡのようなものを使わない方もいらっしゃると思いますので、やはり紙の券売機、こういったものも同じように通路に付けていただくとか、こういったことが一つの方法かなということで、私からも先週もＪＲにお願いをさせていただきましたし、またいろんな形で部長だったりハピラインの社長だったり、いろんな形でＪＲ西日本さんにもお願いをさせていただいているというところでございます。

現状を申し上げますと、ＪＲさんでも、特にＩＣカードのほうの乗継ぎ改札機については、結構前向きに検討いただいているのかなというふうにも認識をいたしております。

ただ、紙のほうはだんだんと紙を減らしていくというような考え方もおありなんでしょうけれども、現状まだ厳しい状況かなというふうにも認識をいたしております。

引き続きしっかりとＪＲ西日本さんにもお願いをしてまいりたいと考えてございます。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、ハピラインふくいの乗換え時間を考慮したダイヤ改正についてお答えをいたします。

敦賀駅や福井駅において、ハピラインふくいとＪＲとの乗継ぎ時間を考えてございますが、ＪＲなど多くの鉄道会社で採用されている距離でありますとか、階段、こういったものに応じた標準的な移動時間を元に、これは設定をされております。

多くの方々のスムーズな乗継ぎに適した時間だと考えております。

今ほど御質問にありました車椅子の利用をされる方、お体の不自由な方などにつきましては、事前に連絡をいただければ、駅員による乗降のサポートを行い、スムーズに乗換えできるよう支援をさせていただいているところでございますが、引き続きホームページ、それから駅での周知を充実していきたいと考えております。

次期ダイヤ改正に向けまして、様々な方々の声をしっかり聞きながら、より多くの方の利便性が高まるよう検討していきたいと考えております。

議長／山岸君。

山岸（みつる）議員／御回答ありがとうございます。

なかなかダイヤのほうの話に関しては、いろいろな声が両側からあると思うので難しい話だというのは重々承知しています。

ですが、また今みたいな声も考慮しながら、どうかダイヤ改正をしていただいたり、先ほどのＩＣカードの件も踏まえて、ハピラインになってよかったと、むしろ県民が思え

のような未来を私も一緒につくっていければなと思っていますので、よろしくお願ひします。

では、最後の項目を手短にやらさせていただきます。

テーマ6つ目、感震ブレーカー補助による地震火災の予防についてです。

補助資料の6を御覧ください。

これが感震ブレーカーでございます。

ちなみに実物もちらにございます。

これは実際に私が買った物です。

かなりちっちゃいのがお分かりになるかなと。

これが一体何をしてくれるものなのかといいますと、震度5強以上の地震が発生した際に、その揺れを感知して3分後に家のブレーカーを落としてくれます。

なぜブレーカーを落としたほうがよいのか、能登半島地震でも目の当たりにした地震火災です。

例えばこれは過去の震災で実際にあった話として、地震の揺れでついたままの電気スタンドや電気ストーブが倒れて、そこから出火したケースが多々あります。

また、地震で配線や機器に何らかのダメージや異常が起こることにより、停電から電力復旧のときに発生する通電火災というものもあります。

実際に補助資料6の下の部分に載せたとおり、地震火災の出火原因は阪神淡路大震災で7割、東日本大震災で6割が電気によるものになっています。

ちなみに感震ブレーカーには様々なタイプがありますが、例えば私が実際に購入したこのタイプだと、アースつきのコンセントにこのまま挿しておくだけで、これで完了です。

お値段なんと1万円弱ということで結構手軽です。

今回の震災を契機に全国で注目がかなり高まっております、実は福井県内では初めて鯖江市が市民に対する感震ブレーカーの購入補助制度の創設を決定しました。

ほかの市町も検討を進めているところがございます。

そこで提案です。

県内の地震火災予防に向けて、県から各市町に購入補助制度の財源支援の枠組みなどをつくっていただけないでしょうか。

1軒1軒にかかる費用に対して予防できる効果が非常に高いものと言えるかなと私は思っております。

防災を所管する中村副知事、ぜひ前向きな御回答をよろしくお願ひいたします。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／今の感震ブレーカーの購入に関する財政支援ということでございます。

このブレーカーは地震発生時に電気火災を防止するというような主旨でありまして、先ほど通電火災のお話もありましたが、阪神淡路のときにもかなりこれで影響が出たと。

当時、私は防災をやっていたので、現場に行ったときも、やっと電気が通ったと思った瞬間に火災が発生するというようなことが多々お聞きをいたしました。

非常にそういう意味では有効な手段ではないかなと考えております。

県内の消防では、ホームページでの広報周知だとか、防災訓練におけるデモ装置を用いた実演だとかパンフレット、いろんな手段で周知をしておりますし、春と秋の火災予防運動期間中の各戸訪問がありますので、そういう防火指導に併せて普及の案内などを行っているようであります。

国のほうも、能登半島地震を受けて3月に設置した輪島大規模火災における消防防災対策の在り方に関する検討会、この中でこの感震ブレーカーのさらなる普及に向けた方策を検討する必要があるというふうなことになっております。

御指摘にありましたように、市町に対する県の補助支援につきましては、このような状況をはじめ、市町の補助事業の実施に向けた動きを踏まえた上でどういうふうな支援の仕方があるかというのを検討してまいりたいと考えております。

議長／山岸君。

山岸（みつる）議員／御回答ありがとうございます。

また、市町の状況もいろいろヒアリングしながら御検討いただけるというところで、ぜひ何かしら、各全県的にこの感震ブレーカーが進むように少しでも何かを検討、実現していただければと感じます。

やっぱり火災は1軒起きるとその1軒で済まないというのが非常に、また倒壊とも違う難しさかなと思います。

当然、隣接している家が焼けていくという中で、その周囲一体が、へたしたら本当に火の海になってしまって町内全滅ということにもなりかねない。

だからこの感震ブレーカーで1軒防げることが何軒分もの防火措置になるのかもしれないと、そういった思いもあえて最後に述べさせていただきます。

本日、いろいろな多岐にわたる議論させていただきました。

本当に答えにくいものも含めていろいろと御検討いただきまして、御回答いただきましてありがとうございました。

以上で終わります。

議長／以上で、山岸みつる君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

野田君。

野田議員／民主・みらいの野田哲生です。

午前中、三田村議員からも路線バス利用に関する質問がありましたが、私からも県民の移

動政策についてお聞きしていきたいと思います。

まず県民の生活移動に対して危機的な状況が起きました。

5月18日の新聞、突然6月から京福の路線バス9路線で242便を減便すると発表されました。原因はバスの運転手不足でありましたが、確かにこの問題は全国的なもので、4月から時間外労働と拘束時間の上限規制、このことによって運転手の過労を防止するための規則がスタートしました。

ここで京福バスも例外なく遵守は当然のこととなって、定数が不足し運転手が足りない状況となりました。

先日、京福バスの社長からヒアリングさせていただきましたが、以前から京福バスは路線バス運行の維持を優先していくため、高速バス、貸切バス、そういった収益が見込める運行事業を切り捨てるだけでなく、スクールバスまでも貸切事業者を受け渡し、路線バスに運転手を回して努力を重ねていたということでもあります。

それでも運転手の一人当たりの負担が増え、休みは取れず、さらには整備士や運行管理者で2種免許を持つ職員が総出で路線バスを運転している状況であります。

ところが、運転手が4月に相次いで10人以上離職をしたため、京福バスの努力も限界を超え、緊急的に大幅な路線バスの減便を公表したとのことでした。

減便してもなお現在運転手の定数約は180人に対して30人が不足しているとのことでした。

まず、県はこの突発的なバスの運転手の離職、大幅な減便をやらざるを得なかったこの緊急事態をどのように認識したのか伺います。

振り返れば3月16日の新幹線開業に向け、観光客、来街者の二次交通の確保、これが大きな課題として我々県議会からも指摘をして、県も観光地を結ぶシャトルバスあるいは東京でいうとバスにかわる福井のハピバス、車内中に映像が見れるXRバス、こういったバスとか、金沢駅から福井駅までの最終便接続バス、こういったバスの運行をバスの運転手が必要なこういった事業を多く盛り込みました。

京福バスも路線バスの運行維持しながら二次交通対策に協力していたことで運転手への負担は一層加速したとも考えられます。

京福バスは現在でも高齢の方を中心に毎月1人から2人離職者が出ているなど、歯止めがかかっていません。

新規採用者は2人だけとのことですが、実地研修期間を終えてバスを1人で運転できるまで4か月から5か月かかるとのことでした。

今、緊急的にバス事業者が求めているのはやはり人です。

自動運転にならない限り、どれだけ県が支援をしても人がいなければバスは動きません。

京福バスもOBや知り合いに電話をかけまくって運転手確保に奔走しているようですが、同時に県各市町にも大型免許を持つ退職者などに朝夕の短時間でもいいから助けてほしいとお願いして回っているとのことでした。

例えば、運転手確保に向けた先進事例として、三重県桑名市は三重交通と協定を結びました。

公務員の定年延長が始まり、60歳以上の職員に新たな活躍の場として大型免許を持つ消防職員が三重交通に就職するという取組であります。

全国初の試みでありますけれども、消防現場での過酷な作業から体の安全を確保する点、あるいは道路事情にも詳しい点、何といたっても運転技術の信頼性を考えれば地域のエッセンシャルワーカーとして活躍していただけるのではないのでしょうか。

そこで、バス運転手確保取組の一つとして、県においても同様の協定を交通事業者と結ぶことができないか伺います。

また、県からも市町が同様の協定を結ぶよう働きかけることを提言しますが、知事の御所見を伺います。

さて、バスが減便になってから約1か月が経とうとしておりますけれども、その時点での利用者の悲鳴であります。

福井市内の路線バスの中では昔はドル箱と言われていた路線に運動公園線というものがあります。

これは私の住む地域を走る路線バスでありますけれども、私も高校時代から利用させていただきました。

このバスは昔は20分間隔で走っておりました。

この路線の最新のデータは、1便当たり22人乗車していた、福井市内では一番乗車数が多い路線であります。

この路線が1日62便だったものが、今回の減便で半分に当たる32便となって、30分間隔のダイヤが1時間に1本のダイヤになりました。

つまり、1便当たり22人乗っていたバスに、計算上で言えば44人乗車することになります。

ましてや通勤通学のラッシュ時間帯、これはバスが満員で待っていても乗れないという事態が起きています。

利用者からは次の便を1時間待つわけにいかず、望まない交通手段に変更しないとならないのはおかしいという意見を多く聞いております。

こちらのパネルですが、これは先週の金曜日夕方、福井駅前に並んでいる運動公園線の行列の方々、実は6月上旬はもう少し列が長かった、今は週末だったからか、三十二、三人が並んでいる状況です。

確かに三十五、六人並ぶともう私乗れないんじゃないかとかこういう不安もあるわけで、他の交通手段に変わったかもしれないということでございます。

私も一度朝のバスに乗ってみました。

どんどんお客さんが乗っているんですが、ルート後半のバス停、お客さんが待っていない状況、いわゆる他の交通手段に変更せざるを得ない、この状況こそが移動貧困社会になってきているのではないかと感じております。

このバスの減便以降、乗降客にどんな影響が出ているのか、利用者の行動変容がどうなったのか、事業者と連携して調査をして優先順位をつけて必要なダイヤを復旧するなどバス利用者を少しでも戻していく努力を図るべきだと考えますが、御所見を伺います。

さて、嶺北地域公共交通計画が今年1月に策定され、計画の一つであった県内の路線バス9割以上で交通系ICキャッシュレス決済が始まりました。

通勤定期、回数券利用者には、乗降時の利便性がすごくよくなったと聞いております。

福井駅前の開業効果もあって、4月と5月は福井市内の路線バス利用者が3割も増えたということでもあります。

さらに、利用者の6割がキャッシュレス決済を利用しているとのことで、これまでの定期や回数券利用者が4割だったということを考えると驚くべき数であると思います。

また、バスがリアルタイムでどこにいるか分かるバスナビ、これもリニューアルされまして、バス停での待ち時間も短縮することができるようになりました。

また、交通系ICで重要なことは、乗降客の利用実績と運行情報データを活用していくことだと思えます。

便ごとの利用者数、乗降バス停によるトリップデータ、慢性的渋滞など遅延路線の把握など、そのデータを分析することでより効率的なダイヤを組むことができます。

この様々なデータを行政とバス事業者が共有して利便性をさらに高めてほしいと思います。そこでキャッシュレス化の導入以降どのような効果を認識しているのか、また、そのデータの利便性を高めるために今後どのように活用していくのか、所見を伺います。

次に、中長期的視点での移動政策について問題を提起していきたいと思えます。

現在、市内を走る路線バスも、市町をまたぐ広域バスも、収支で言えば、さっき午前中もありました、もちろん赤字であり、その半分以上が国、県、市町からの赤字補填で運行されております。

特に、路線バスへの地域間幹線補助金、これは計上費用の約半分を国と県が補填し、残りを市町が補填しております。

また、国の補助がない、広域バスで輸送量が少ない路線については、一部を県の補助に頼っていますが、約8割から9割は沿線市町の赤字補填となっています。

この市町をまたぐ重要な幹線交通である広域バスも、減便の規模や廃線をする路線を、今後また公表していくということでもあります。

現在、沿線市町で交通会議を開いておりますけれども、市町ごとに廃止や減便の路線の意向も違ってきていると聞いております。

その広域バス減便、あるいは廃止の議論については今どのように進められているのか、また、沿線市町の調整役として県も積極的に関与していくべきだと思いますけれども、現在の進捗と県の関わり方についてお伺いをいたします。

このような議論は、とにかくバスの運転手が足りない中で緊急的な対応を協議していると思えますけれども、将来的な交通弱者や高齢者の移動を中長期的に考え、行政は交通事業者が赤字補填ではなく行政の福祉サービスとして大きく考え方を転換し、移動政策の主体となることを強く求めたいと思えます。

利便性を悪くして移動空間地域を増やすのではなくて、同時に議論すべきは代替交通として何がその地域にふさわしいのかを同時に市町と協議をしてほしいと思えます。

代替交通とは幹線に直接接続する路線でもあり、地域拠点や乗り継ぎ拠点まで運行する小型の地域バス、あるいは地域コミュニティバス、事前予約型のデマンド交通や乗り合いタクシー、そしてスマホアプリでリアルタイムで呼ぶことができるライドシェアなど、国の法改正もあって交通空白地域の代替交通の選択肢はほぼ出そろっております。

利便性が高いほど料金が高くなることは利用者も理解しながら、その一方で行政は赤字黒

字の議論でなく、移動貧困社会とならない交通福祉政策として公費をしっかりと投入していく必要があります。

県内でも既に各市町がデマンド交通や乗り合いタクシー、地域バスなど地域の特性に合わせて運行しております。

資料の2番目を御覧ください。

この下のほうにあります、これは福井市で運行されてる代替交通、フィーダー交通とも言いますが、ワゴン車タイプでやっている、これは地域バス地域のコミュニティバス、ただこの市町の負担が大体5割から9割程度にもなっているということでもあります。

福井市で言うと、これらの交通手段に対して市町生活交通維持支援事業補助金として、毎年2億円以上公費投入しておりますけれども、県からの補助限度額が3000万円までという不思議なルールがあるらしく、市町の財政状況を考えるとなかなか代替交通整備できないの現状ではないでしょうか。

この市町生活交通維持支援事業補助金、この増額によっては、路線バス、広域バスの代替交通の新たな手段を市町が積極的に導入できる可能性もあります。

ぜひこの補助金の拡大をしていくべきだと考えますが、知事の御所見を伺います。

最後に、ライドシェアについて伺います。

現在、中長期的に検討が進められている自家用有償旅客運送ですが、1つ目のライドシェアは道路運送法第78条第3号に当たる、公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合に限って国土交通省がタクシー事業者へ許可を出すものであり、いわゆるこれが日本版ライドシェアでもあります。

この試行実験を福井県内でも今年夏頃から3か月間実施されます。

あくまでタクシー事業者の運行管理の下でタクシーが不足する地域、時期、そして時間帯を特定し、安全管理体制の構築、配車アプリの導入が必要であり、試行実験後の課題の検証によっては、福井の新しいタクシーの概念が県民に浸透していくことが期待できます。そして現在、ドライバーを募集と説明会などが各地で開催されておりますけれども、応募の状況あるいはタクシー会社とドライバーの契約をどのような条件で結んでいるのか教えてください。

もう一つのライドシェアは、第78条第2号に当たる自治体とかNPO、一般社団法人などが運行主体となるものです。

以前から制度自体は存在していましたが、昨年12月に制度改正が行われました。

このライドシェアは交通空白地域でのみ認められますが、既存のタクシー会社とか地域、時間帯が競合しないエリアを運行主体者が入念に協議をすること、利用者の安全管理のルール作りが重要だと言われております。

北陸では、この2号での運行が石川県加賀市や小松市、富山県南砺市でもそれぞれサービスが始まっています。

私はこの日本版ライドシェアも自治体版ライドシェアも公共の福祉の観点から複合的に導入していくべきだと思っております。

嶺北地域公共交通計画にも自家用有償旅客輸送の活用が位置づけられておりますけれども、交通空白地域での高齢者が買物や病院へ行きたい、でもタクシーを呼んでも時間がかかる、

料金も高い、そのため免許を返納できないという実情があります。

また、体が不自由であったり持病を持っている人が、例えば夜間に異変があった場合に救急車を呼ぶことを躊躇してしまう場合が多いとも聞いております。

ぜひ、時間帯も含めた交通空白地域に導入していく必要があると考えます。

県は交通空白地域への自治体型ライドシェアの実効性に対して、どのような認識であるのか伺います。

また今後、自治体型ライドシェア導入に対し、初期投資にかかるシステム導入等への県からの支援も必要だと考えますが、御所見を伺います。

以上で質問を終わります、よろしくお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／野田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からはまず、バス運転手確保に向けて、桑名市と同様の協定を県や市町が結ぶことについてお答えを申し上げます。

今ご説明いただきました桑名市と三重交通との間の協定といいますのは、お話にもありましたけれども、桑名市の60歳以上の消防職員の方、この方々が三重交通に対して転籍の希望をする、そういうことの推薦をしていくということでして、転籍希望者については、三重交通がお金を負担して大型二種の免許を取得できるとなっておりまして、これは在職中から取得ができるということで、すぐに三重交通に移れるとこういうところがメリットがあります。

福井県におきましては、御案内のとおり、既に官民を問わず、消防職員に限らず、県民の皆さんも含めてその退職前に、大型の二種免許を取得する、この経費を全額福井県で持つということの事業をやらせていただいているところでございまして、県職員だけじゃなくて、市町の職員もそうですし、県民の皆さんもこれを利用できる状況になっているところでございます。

県におきましては、これに加えてさらに県職員が辞めるとき、辞めた後も、特に大型免許を持っている人が適正が高いと思いますので、大型免許を持つてる人に対してバス事業のほうに、二種免許の免許を取りませんかとおすすめもさせていただこうと思っておりますし、さらにこういった動きは福井市、坂井市、敦賀市なんかでも起こっております。そのほかの市町に対しましても、こうしたことをお勧めしまして、少しでも公務員の中からそういったバス運転手のほうに移っていく、こういう人が出てくるように努力もしてまいりたいと考えているところでございます。

つづきまして、福井県に市町生活交通維持支援事業補助金の拡大についてお答えを申し上げます。

福井県におきましては毎年、市や町のバス事業に対しまして今年度も約2億8000万円補助をさせていただいているところでございまして、総額において全国で4位。

1市町に対する補助額で全国2位。

それから全ての市町に補助を行っておりまして、こういうのは熊本県と福井県しかないと

ということで、既に全国トップクラスの交通に対する補助を行っているところでございます。このバス事業だけではなくて、福井県の場合は、デマンド型の交通であるとか、それからまた、永平寺町の近所タクシーというものもありますけれども、自家用有償旅客運送、こういったものを立ち上げるときなんかの支援もさせていただいているところです。今回の減便を受けまして、まずはバスの運転手を確保する、これもとても大切でございますし、あわせてそのほかの手段で何とか交通手を確保していく、こういったことも含めて検討する必要があるとございまして、現在も貸し切りバス業者の方であったりタクシー事業者の皆さんと話し合いをさせていただいているところです。今後とも、必要に応じまして導入に対するこういう代替手段も含めて県としての支援も検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、6点お答えいたします。

まず運転手の不足や大幅な減便をどのように認識したかについてお答えをいたします。

今回の突発的なバス運転手の離職につきましては、京福バスにおいて路線を維持するため県や市町からの委託運送を辞退、従事してきた運転手を路線バス部門に配置換えをしたところ、勤務環境の変化を理由に退職にいたったものと聞いております。

6月から路線の見直しについては勤務時間などに関する法令遵守に加え、大量退職が要因となり、定員に対して40人の不足が生じたためやむを得ない対応だったと認識をしております。

県におきましては、まずは早急な人材確保が重要と考え、先月28日に国や市町、事業者とともに緊急対策会議を開催し、事業者の急増と緊急の人材確保の必要性を共有するとともに、県独自の対策として運転手紹介者への報奨金の支給など新たな支援策を開始したところでございます。

つづきまして乗降客への影響と、利用者への行動変容を調査し、必要なダイヤを復旧することについてお答えを申し上げます。

今回の見直しにつきましては、事業者が事前に調査を行い、影響などに最大限配慮して実施したと伺っております。

しかしながら結果として乗客数の多い便も減便となり、減便直後は積み残しが出たほか、以前に比べて混雑する便も発生し、また交通手段を変更される方もおられるなど、さまざまな影響が出ているものと認識しております。

労働時間に関する法令遵守の観点から、今後さらに路線見直しを行う可能性がございますが、県は事業者に対しまして利用状況、代替手段の有無を十分考慮するよう求めているところでございます。

さらに少しでも減便数を抑え、また今後も復便に勤めるよう新たな人材確保を検討してまいります。

あわせて、今後市町において開催されます公共交通会議における意見を踏まえながら、事

業者、国、市町とともに優先的に復便すべき路線、デマンドタクシーなど、適切なモビリティの転換が可能な路線などを協議し、利用しやすい移動手段の維持、確保につなげていきたいと考えております。

次に交通系ICカードの導入の効果及び今後のデータ活用についてお答えをいたします。県内路線バスへの交通系ICカードの導入につきましては、県民や観光客等の利便性向上を図るため、国庫補助金も活用しながら県が導入経費を全額負担するという手厚い支援制度を創設し、整備を進めてまいりました。

本年2月の導入以降ですが、利用者の利便性が大きく向上したことはもちろんでございますが、例えば乗降がスムーズになったことによるバスの定時制の向上、ICカードを活用しました半額キャンペーンの実施でありますとか、利用者のポイントサービスの実現など効果が現れていると認識しております。

県といたしましては、交通系ICカードのデータ活用が重要であると考えておまして、利用データを県に提供することをバス事業者の支援の条件をしてきたところでございます。今後、利用データを関係者間で共有しながら、より効率的で利便性の高いバス路線網を構築できるよう活用していきたいと考えております。

次に広域バスの減便廃止の議論の進捗と県の関わり方についてお答えいたします。

先日17日に京福バスが6月からの減便を発表して以降、県では間を置かず国、市町、バス事業者と路線バス人材確保緊急対策会議を開催いたしまして、人材確保策の強化の必要性を確認したところでございます。

あわせて、路線の見直しに当たり、利用状況、それから代替バス路線の有無、デマンド交通など、代替手段を十分検討する必要がある旨を県から提示をさせていただいたところでございます。

その後、国、市町、バス事業者とともに担当レベルでのワーキンググループを開催しまして、現在、見直しの可否や影響、その妥当性などについて協議を重ねているところでございます。

県といたしましては、広域路線、それから市町内の路線にかかわらず、県全体の移動手段の確保に関わる問題ととらえまして、市町の意見を十分尊重しながら、国、事業者も含めながら協議し、持続可能な公共交通ネットワークの確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、ライドシェア事業者におけるドライバー応募の状況や契約の条件についてお答えをいたします。

県では実証事業の開始に向けまして、今月上旬から、越前市、福井市、それから敦賀市でタクシー協会や事業者を対象に合同説明会を開催し、合計87名が参加いただきました。

その後、説明会への参加者や直接事業者に連絡された方を含めて、約20名の方から雇用条件などの問合せがございました。

現在、事業者におきまして対応分析に向けた調整を行っているところでして、今の現時点では契約にいたった事例はないと伺っております。

事業者がドライバーに提示する雇用条件でございますが、まず給与面ですけれども、時給制を取る事業者と、時給制と運送実績に応じた歩合制を併用する事業者、この2つがござ

います。

また、採用期間でございますが、いずれの事業者も実証期間である3か月間の有期雇用契約とする予定であると伺っております。

次に、自治体型ライドシェアの実効性に関する認識と支援についてお答えをいたします。議員が自治体型ライドシェアとおっしゃっておられるいわゆる自家用有償旅客運送でございますが、公共交通機関のない空白地域におきまして、自治体等が中心となって、地域住民が助け合いながら、交通手段を確保する共助の仕組みでございまして、公共交通が不足する地域では、有効な手段であると考えております。

県内におきましては、自家用有償旅客運送の制度を活用し、既に永平寺町の近所タクシー、それから、池田町の町民協働バスのつてこなど、7つの市町で導入されているところでございます。

さらに現在、越前市におきまして、導入に向けて実証事業を進めているところでございまして、県では集落活性化支援事業により、車両の借り上げ、運行委託などに関する経費を支援しているところでございます。

今後も制度の活用を希望する市町に対して引き続き導入に係る費用も含めて支援をしていきたいと考えております。

議長／野田君。

野田議員／答弁が偏ってしまって、長い答弁ありがとうございました。

ライドシェアについては、今2号やっている事業者さんも福井県出身の方、スグクルという事業者でアプリ開発も自分のところでやっています、全国で実績の出きております。こういった事業者さん、頑張っている事業者さんもいるということをもまずは知っていただきたいというふうに思っております。

知事から御答弁がありました、補助金の総額が全国トップクラスということもありましたけれども、補助が全国トップなのはいいんですが、やっぱり利便性をよくする公共交通というのが全国トップクラスにしていきたいなと切に思うわけでございますが、やはり移動政策はなかなか行政だけではできなくて、知事をトップとする政治がしっかり動かしていく動かしているのが大事だと思いますので、その点については再度知事の思いを聞かせていただけないでしょうか、お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／金額ももちろん大きいですが、先ほど申し上げましたけれども今回の事態も含めて、実態を見て、必要な支援については今後とも検討してまいりたいと考えております。

議長／野田君。

野田議員／以上で終わらせていただきます。
ありがとうございました。

議長／以上で、野田君の質問は終了いたしました。
南川君。

南川議員／自民党福井県議会の南川直人です。質問通告に従い、4項目、10点について質問と提言をさせていただきます。

元来、無精なもので床屋へ行くのを忘れてしまったけれども、今日は紙で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番目に、教育への投資、毎回毎回で恐縮ですがけれども、1人当たり教育費日本一になるためについて、質問をいたします。

福井県における教育費への投資は、1年前の6月定例会の質問に対する答弁において、令和3年会計年度の地方教育費調査の数字として、福井県は小学校が全国20位、中学校が全国27位、高等学校全日制が全国25位となっており、全国の中で中位であるという答弁がありました。

これは、1人当たりの教育費を適切に増やしていけば、常に現在、国内トップクラスである県内の児童生徒にとってまだまだ伸びしろが期待できるということであると考えます。

そのような中、本県では学校教育DX推進計画が策定されました。

計画では、新たなデジタル時代に対応した学びの変革と教員の働き方改革の実現を目指し、子どもたちが楽しく主体的に考える学びの進化と、教員が楽しく快適に進める環境づくりの2点について、重点的に取り組むとしております。

これまで県立学校では、令和2年度に1人1台端末を整備し、また、令和4年度までに全ての小中学校で整備が進められたとのことでありますが、IT機器の寿命は5年程度と言われており、今後、安定的に端末の更新が進められていくのか気がかりであります。

また、本県の子どもたちは、タブレットなどのICT機器の活用が勉強の役に立つと考える割合が全国平均より高い一方で、授業やその他の学習の機会にタブレットなどを使う頻度が全国平均より低いとのことで、計画では福井県学校教育DX推進協議会を設置し、市町教育委員会とも連携を強化することにより、地域格差を解消するとともに、教育水準を向上するとしています。

そこで伺います。

学習用端末の更新も含め、地域間、そして小中学校間でDX教育に格差が生じることはないよう、県としてどのように市町と連携して計画の推進に取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

続いて、コロナ禍における緊急措置として、学校ではオンライン授業を取り入れてきたと思いますが、その成果や課題の総括をお伺いするとともに、それらの結果を受けて、今後の非常時においてオンライン授業の実施など、再び必要となった場合、万全な教育体制が構築できているのかお伺いいたします。

次に、2017年、栃木県において登山講習中の山岳部員ら8人が亡くなる雪崩事故が発生し、

引率した教諭ら3人が実刑判決を言い渡されました。

教育活動中に発生した事故であり、大変残念な結果となってしまいましたが、今後、安全確保を最優先するために、さらに教諭の注意義務が求められ、教育活動における指導方法も、組織として検討していく必要があると思われまます。

私も、実は高校時代山岳部でしたので、先生の方の御苦勞もよく分かります。

そこで伺います。

教育活動時の児童生徒の安全確保を、教諭など指導者個人が全て責任を負う形ではなく、指導方法の改善や指導者への指導も含め、組織として責任を負う体制にしていくべきであると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、高校生の地域活動、探求活動について伺います。

最近、高校生がボランティア活動など地域活動に参加しているのを多く見かけます。

我々大人も地域活動の中で高校や高校生とのつながりを重視しておりますし、高校生も地域に関わることで郷土愛を育むことができるのではないかと思います。

Uターンのためにもなると思います。

一方で、高校生に地域活動への参加を求める際は、押し付けにならないように地域活動の目的や意義を丁寧に説明し、参加のメリットを伝えることが大切です。

そこで、お伺いいたします。

地域活動、探求活動に真摯に取り組んでくれている高校生たちが、その成果を次のステップとして進学や就職に、また、将来の仕事につながるという実感があれば、さらに活動に対するモチベーションが上がるのではないかと考えますが、県として高校生の地域活動、探求活動の教育面における目的や、効果及び課題について所見を伺います。

次に、大きな2番目で、中小企業、小規模企業の足下における現状について質問します。昨年、福井県最低賃金の改正により県内最低賃金は過去最大の上げ幅となり、931円に改定されました。

最低賃金1500円を目指すという政府内の声も聞こえる中、健康保険料や厚生年金保険料などの企業負担は重くなり、さらに、資材価格高騰の中でコスト削減など厳しい企業努力が求められております。

そのような中小企業に対する賃上げや人出確保に向けた県の支援方針について、先日の我が会派の代表質問において、田中三津彦議員の質問に対し産業労働部長から、企業収益の拡充策の強化や賃上げに向けた国の助成金の上乗せ、社会保険労務士などを派遣しての伴走支援などの支援を行っているかと答弁がありました。

ただ、福井県の多くの中小企業、小規模企業のうち、そうした支援があることを知っている事業者がどのくらいいるのか、支援を必要としている事業者に情報が行き届いていないのではないかと懸念があります。

また、中小企業診断士などの人的補助がなければ申込みができない状況であると思えます。そこで、お伺いいたします。

各支援制度などについて、県内の中小企業、小規模事業者にどのように周知しているのか、また、県内企業による活用状況についてお伺いいたします。

小規模事業者にとって、賃上げを実現するため、その原資を確保する上でも取引適正化と

価格転嫁が必要不可欠であります。現状として取引先や消費者との関係から、値上げは厳しい状況にあると思います。

そこで、お伺いいたします。

県の指定管理施設において、指定管理者は様々な事業者と調達や委託などの契約をされることと思いますが、指定管理料の範囲内において、事業者側の原材料費や人件費増など、コスト増加に伴う価格転嫁に対応した契約ができているのか、行政自らそういうことができているのかということをお伺いいたします。

一方、6月より実施されている定額減税については、扶養家族の有無など事務手続が非常に煩雑であり、手間がかかるとの意見が多く聞かれます。

昨年のインボイス制度の導入に当たっても、経理事務と納税の負担が増え、苦勞した小規模事業者は多かったと思います。

そこで伺います。

実際のところ経理業務を手作業で行っていることの多い小規模事業者にとって、難解な制度改正に即座に対応するのは容易ではなく、公的なサポートが必要と考えますが、県として市町や経済団体等と連携しながら、小規模事業者に対してどのように対応しているのかお伺いいたします。

3番目、マイナンバーカードの保険証利用について質問します。

今年3月に県の第8次医療計画が策定されました。

計画では、ICTを活用した情報共有などDXの推進についても触れていますが、マイナンバーカードの保険証利用、通称マイナ保険証に関する取組についてはほとんど記載がありません。

県民、患者の皆さんの安全な医療と医療機関の効率化、働く環境の効率化の点で、マイナンバーカードの医療機関受診記録情報を広域で共有することは、患者にとっても医療機関にとってもメリットがあるのではないかと思います。

そこで伺います。

県の医療計画においても、マイナ保険証の普及促進を盛り込み、県としても推進していくべきではないかとも思いますが、所見をお伺いいたします。

また、各市町では、保険証のほかに子どもの医療費無償化のために医療費助成受給者証を別途発行していますが、マイナ保険証を受給者証として利用できるようなになれば利用者は紙の受給者証の持参の手間などが低減しますし、医療機関は最新の正しい資格情報を取得することができるとともに、確認手続の手間を減らすことが可能となり、これもメリットが多いと思います。

デジタル庁も、令和6年12月のマイナ保険証を基本とする仕組みへの意向に向けて、特に医療費助成の分野での対象自治体、医療機関などを大幅に拡大し、国民にマイナ保険証の利便性をさらに実感いただけるような環境整備を進めたいとの意向を示しているとともに、医療機関や住民の利便性のためにも医療費助成の受給者証や診察券のマイナンバーカード利用の推進については、都道府県内全域で取り組むことを推奨しております。

現状、医療費助成については市町ごとに違う様式や手続となっており、医療機関側にも確認の手間が発生しているのではないのでしょうか。

そこで伺います。

県としては医療費助成の受給者証の事務手続は直接取り扱ってはいないかもしれませんが、各市町の様式や手続を標準化し、医療費助成の受給者証のマイナンバーカード利用を市町とともに推進していくことも検討しての重要な役割であると考えますが、所見をお伺いいたします。

4番目に、越前若狭お城フェス2024の進捗状況について質問いたします。

2024年10月に、越前若狭お城フェス2024開催という記事がネット上で多く見られます。

北陸新幹線福井・敦賀間開業を記念し、県内をはじめ北陸新幹線沿線地域や近隣県、交流自治体のお城関係自治体が一堂に会し、お城の魅力を発信、ブース出展や講演、体験講座などを通し、歴史ツーリズムの活性化を図るとあります。

また、同日12日土曜日、13日日曜日には、出張！お城EXPO in 坂井 丸岡城2024が開催され、武者行列や火縄銃の実践なども開催され、県を上げて全国のお城ファンに福井の歴史をPRする絶好の機会となっていると思います。

お城ファンにとっては否応なしに期待が高まる内容であり、歴史ファンの中でも、歴女や刀剣女子など、大河ドラマなどの影響も受けた若い女性のコアな歴史ファンをも福井に引きつける大きな3日間になると思います。

そこで、お伺いいたします。

各会場やブースなどの移動手段、シャトルバスなどですが、イベント全体を把握できるスケジュール表などのパンフレットは関係自治体で連携して作成されているのでしょうか。各会場にモニターを配置して、今、何がどこで行われているのかを見える化するのもお客様のサービスとなると思います。

また、外国の方にも大変興味深いイベントになると思いますが、インバウンド対策として外国人向けのパンフレットも用意するのでしょうか、あわせて伺います。

以上、一般質問といたします。

よろしく願いいたします

議長／知事杉本君。

杉本知事／南川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、市や町と連携した学校教育DX推進計画の推進についてお答えを申し上げます。

DX推進計画におきましては、ICTを活用いたしまして、子どもの学びであるとか教員の働き方改革を進めるために、タブレットを活用した授業であるとか、また、AIのドリル、こういったことで個別学習をすることか、また、欠席の連絡をすることか、学級通信、こういったものをデジタル化する、こういったことを推進しているところでございまして、県と市や町で構成をいたしております学校教育DX推進協議会、ここにおいて先進的な事例なんかの横展開、こういったことも図って教育のDXを推進しているというところでございます。

この協議会におきましては、例えば中央教育審議会の委員であって、また、県の教育DX戦略アドバイザーをしていただいております平井聡一郎先生にもアドバイスをいただいた

り、さらには、来月12日にも校長であるとか担当の教員が集まって研修会を行う、こういったことも行っているところでございます。

1人1台タブレットの更新につきましては、公立学校情報機器整備基金も設置しております、今年度から5年かけて市や町に補助を行っていく。

また、それだけではなくて、市や町の皆さんに新しい端末、こういったものの体験会なんかも開かせていただきまして、機種を選定であるとか、共同調達、こういったものを進めているところでございまして、今後とも最適な端末が選べるように努力をしていきたいというところでございます。

続きまして、教育活動時の児童生徒の安全確保を担う組織としての体制について、お答えを申し上げます。

御指摘いただきましたように、栃木県的那須の雪崩事故、これによりまして、地裁の判決では雪崩の危険性は十分予見できたという判断で、引率の先生方3人に対して有罪の判決が出たというところでございます。

学校の現場における危機管理の重要性ということを改めて認識させていただいたところでございます。

県内におきましては、各学校におきまして、学校における危機管理マニュアルを作成、それから共有をしているところでございまして、学校を挙げて防災とか防犯の訓練、こういったこともさせていただいております。

そういうことで、個人に全ての責任を負わせることがないように、組織として対応させていただいているところでございます。

県教委におきましても、校長会などを通じまして、学校の教育活動におけます児童生徒の安全確保の徹底であるとか、また、いろんな新しい事態が起きてきますので、そういった事態に対しては常にマニュアルを見直していく、さらには、学校安全に関する講習会、こういったことも開催をさせていただきまして、組織としてこういった危機管理、責任、こういったものが分担できるようにしていこうと考えているところでございます。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、中小企業、小規模企業の足下における現状に関しまして、指定管理業務における事業者側のコスト増加に伴う価格転嫁への対応、こちらについてお答えを申し上げます。

指定管理者制度は、事業者との契約内容も含め、管理運営の手法などにつきまして、民間のノウハウを活用し、サービス向上を図ることができる制度でございますが、社会情勢が大幅に変化した場合には、県と指定管理者が協議の上、指定管理料を変更できることとしておりまして、これまでに原油価格の高騰などに対応してきたところでございます。

議員御指摘の昨今の人件費や原材料費の増加への対応については、各指定管理者において、指定管理料の中で工夫しながら運営いただいているところでございますが、中には対応に苦慮している指定管理者もあると聞いています。

これらの経費の年々の増加が指定管理者や事業者の大きな負担になっていることは重要な課題であると認識しておりまして、対応の方向性について、指定管理者との意見交換等により実態把握に努め、本県の実情や課題にあった対応策を検討していきたいと考えております。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは、関係自治体と連携したパンフレットの作成、インバウンド対策について、お城フェスについてお答えを申し上げます。

越前若狭お城フェス2024は10月の3連休に開催する予定でございまして、同時期に坂井市が開催いたしますお城EXPOと連携し、効果的な周知を図る、こういうことになってございます。

多くの方々に来場いただきたいと思いますと考えてございます。

具体的には、それぞれのパンフレットに両イベントの開催スケジュールですとか交通手段、移動時間等の情報を、QRコードの活用等によりまして周知を図ることを考えてございます。

また、坂井市との連携の下、両会場をめぐるスタンプラリーですとか、参加者が両イベントに参加しやすく、イベントの相乗効果が図られるような取組、仕立てを検討してございます。

さらに、インバウンド対策として英語版のパンフレットを作成し、ふくいドットコムに掲載いたしますほか、外国人に人気のある甲冑体験ですとか手裏剣投げなどのイベントを実施するなど、来場された外国人の方にも楽しんでいただけるような仕掛けを検討してまいりたいと、このように考えております。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／2点お答え申し上げます。

まず、マイナ保険証の普及促進についてお答えいたします。

本県のマイナ保険証の利用率は、令和6年5月分で見ますと11.63%と、全国4位と上位ではありますが、今年12月の新規発行終了に向けまして、さらに利用促進する必要があると考えております。

県では、今年度からの第8次医療計画におきまして、重複や多剤服薬を適正化する観点からも医師や薬剤師と薬剤情報を共有できるなどのメリットを生かすため、マイナンバーカードの保険証利用の普及啓発をしていくこととしております。

具体的には、県医師会の協力を得まして、医療機関の窓口で患者の方にマイナ保険証利用の声かけを行っており、このほか、今週からは保険証と連携し、県立病院をはじめとする県内病院で外来患者の方にマイナ保険証のメリットをお伝えするなどの啓発活動を予定しております。

今後も県民の利用が広がるように努めてまいりたいと考えております。

次に、医療費助成の受給者証のマイナンバーカード利用を市町と共に推進していくことについてお答えいたします。

各市町の助成制度として実施しております子ども医療費助成受給者証のマイナンバーカード利用につきましては、御指摘のとおり県民及び医療機関等の利便性向上の観点から進めていくことが重要と考えております。

ただ、受給者証を連携させるためには、市町と医療機関双方で関係者間の情報連携を行うためのシステム設計、改修が必要となります。

このため、導入に当たっては追加の費用や時間が必要となってまいります。

一方で、国では現在、自治体独自の医療費助成だけでなく、予防接種や保証系(?)における受診券等も含めましたマイナンバーカード活用に向けましてモデル事業を行いながら、全国の自治体、医療機関が共同利用できるシステム開発を、令和8年度からの稼働をめどに進めております。

県といたしまして、引き続き各市町などの意見を聞きながら、国や先行自治体の動向などを随時情報提供し、国のシステム導入に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは2点、中小・小規模企業の足下における現状について申し上げます。

まず、県が行っております各種支援制度の周知方法と活用状況についてでございますが、県では、これまでも各種支援制度につきまして、県のホームページでの掲載ですとか企業や商工団体を対象といたしました施策説明会等を通じて周知に努めております。

昨年度からは、商工団体がやっておりますLINEを使った情報発信に併せまして、中小企業等に対して幅広く各種支援制度を発信しているところでございます。

しかしながら、商工団体の非会員など周知が行き届かない企業もありますことから、今年度からは新たに各種支援策を紹介するYouTube動画を作成、配信しておりますほか、企業の身近な支援機関でございます金融機関や中小企業診断士等の、いわゆる信用団体と連携いたしまして、既存のSNS等を活用したプッシュ型の情報発信を強化してまいります。

なお、令和5年度におけます県の各種支援策の活用状況でございますが、商工団体や産業支援センターを通じた企業への訪問、相談が延べ4万2867件、補助金等による支援が述べ1965件となっております。

続きまして、制度改正に伴う小規模事業者の対応についてでございます。

定額減税やインボイス制度の導入に関する企業への調査によりますと、それぞれにつきまして、多くの企業が経理業務などの事務作業に負担感を感じており、国の制度改正等による県内企業の経営への影響は小さくないと認識をいたしております。

県では、こうした改正等への対応を必要とする場合に、商工団体のホームページでございませうとか各種セミナーを通じて制度周知を行っておりますほか、具体的な相談に対しましては、専門家を派遣するなどして小規模事業所を支援しているところでございます。

引き続き商工団体等とも連携いたしまして、県内事業者の状況の把握に努め、対応に苦慮しておられる小規模事業者に対しまして、必要に応じて専用窓口の設置ですとか既存の補助制度の紹介を行うなど適切に支援をしてまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、教育への投資について、2点お答え申し上げます。

まず、非常時におけるオンライン授業実施等の教育体制の構築についてお答えします。

本県では、コロナ禍発生当初から、子どもたちに学習の遅れが生じないように、他県に先駆けて学習教材の配付ですとか授業動画の配信を行ってまいりました。

令和3年度に全小中高校にタブレット端末が配備されてからは、各学校におけるオンライン学習の環境が整ったところでございます。

こうした環境が整いまして、現在、インフルエンザなどの感染症時だけではなく、自然災害による臨時休業時においても自宅でのオンライン学習が可能となっております。

今年1月の大雪災害時にも臨時休業した多くの高校でオンライン学習を実施したところでございます。

オンライン学習にはこうした利点もある一方で、やはり教室での対面授業というのが基本でございまして、対面授業は協同的な学び舎社会性を育むなど教育効果が大きいと考えておりますので、対面授業に加えてオンライン学習を補完的に活用することで、子どもたちの学びを確保してまいりたいと考えております。

続きまして、高校生の地域活動、探究活動の教育面における目的や効果及び課題についてお答え申し上げます。

高校生の地域活動、探求活動の教育面における最大の目的は、主体的に課題を発見し、解決を目指す力の育成でございまして。

また、地域の方々と関わりつつ、試行錯誤をしながら解決策を探るプロセスを通して高校生の地域への愛着を育むという効果もあると考えております。

丸岡高校でも、地域の皆さんの御協力、そして地元市役所の支援もありまして、高校生たちが学んでいると承知をしております。

活動を通して培った論理的思考力やプレゼン力などは、大学入試ですとか就職試験における面接、作文等の場でも発揮をされているというふうに思います。

今後、高校生の活動をさらに深めていくためには、学校を外に開きまして、さらに様々な分野の社会人の皆さんの支援が必要になると思っております。

県内大学との連携強化、探求サポート企業のさらなる拡大、また、先日委嘱をいたしましたけれども、県庁職員の探求学院サポーターの協力に加えまして、今後実施予定の福井の未来と地域政策を考える地域デザイン講座の展開など、子どもたちの将来につながる探究活動へとステップアップさせていきたいと考えております。

議長／南川君。

南川議員／最後、要望ですけれども、今、教育長の話にあった探究活動、やっぱり社会の流れとして、今、そういった探究活動というのはすごく出てくると思います。

出れば出るほど、ややもすると押し付けになるような形もなる方もあるかと思しますので、その辺も重々注意なさって、小中学生、特に高校生に指導していただけるように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長／以上で、南川君の質問は終了いたしました。

渡辺竜彦君。

渡辺（竜彦）議員／議場の皆様、こんにちは。

また、この放送を御覧の74万の福井県民の皆様、こんにちは。

自民党福井県議会の渡辺竜彦です。

本日、最後の質問者、トリを務めます。

昨日、散髪をし、スッキリしてまいりました。

スッキリした回答をいただけるように、ぜひともお願いをいたします。

それでは質問に入ります。

47都道府県で唯一フルマラソン大会がなかった福井県にて、3月31日にふくい桜マラソン2024が開催されました。

一昨年の令和5年3月26日に開催されましたふくい桜マラソンTRIAL RUN2023があいにくの土砂降りの雨だったため、当日も大会開催に当たって天候の心配などがありました。

しかし、大会の成功を願う全ての関係者の願いと、大会に出場したランナーの思いが通じたのか、心配されていた天気もやや曇りがちの天気ではありましたが、気温15.3度と暑くもなく寒くもなく、ランナーの皆さんにとってはまさに絶好のマラソン日和の日となりました。

当日は、福井市の大名町交差点付近を発着点とし、福井市や坂井市にまたがるコースで開催されました。

多くの人が大会オリジナルのピンク色のTシャツを見にまとい、種目としてはフルマラソンなど4種目が行われ、フルマラソンには1万1912人が出場し、7時間の制限時間内に1万1433人がゴールをし、完走率96%の高い数字となりました。

また、ボランティアをはじめとする運営スタッフが今回の大会を全面的に支えていただきました。

コース沿道にて大きく手を振って応援していただいた方、坂井市役所丸岡支所と福井市の9.98スタジアムのオンステージのチアリーダー、よさこい、和太鼓など、たくさんの催しも大きく大会を盛り上げていただきました。

ランニングポータルサイトRUNNETでの評価も100点満点中88.6点と高得点を得るなど、全てにおいて大成功に終わったといえるふくい桜マラソン2024です。

そこで大会を終え、これからのランナーに愛され、選ばれる大会としていくためにはどういった課題が見つかり、どのように改善していくのか、県の所見をお伺いいたします。

また次回、ふくい桜マラソン2025は令和7年3月30日に今回と同じく大名町交差点をスタートとし、開催されることが発表されました。

今から来年の大会が非常に待ち遠しく、わくわくする気持ちが抑えきれません。

そこで、来年開催予定のふくい桜マラソン2025に向かって新しい第一歩を踏み出されていますが、次の大会の魅力をどう高めていくのか、展望について知事の意気込みをお願いいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／渡辺竜彦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からはふくい桜マラソン2025に向け、大会の魅力をどう高めていくのかについてお答えを申し上げます。

種々いろいろと指摘をいただきましたけども、本当に第一回目の大会は、海外からの参加者251人を含めまして、全種目では1万3657名の方が参加いただいて、大きな課題、問題もなく、大成功を収めたかなと感じているところでございます。

ランナーの方からも、例えばスタッフがとても親切でおもてなしを感じたとか、切れ目のない応援、それからまたエイド、食べ物とか飲み物が置いてあるところ、これがすばらしかったというような声もいただきまして、今お話しいただきましたけどRUNNETでも88.6点ということで、実は昨年度開かれた中部圏で20個の大会があったんですけども、その中で1番の成績であったということでございます。

次回の大会に向けましては、一つにはもっと応援をこれからもっとしっかりとしていかなければいけないということで、沿道で応援していただける方、新しい団体とかグループ、こういったことを募集したいと思いますし、福井ならではの食を提供してくださる方、こういう方々も広く募ってまいりたいと思っております。

また、全国で見ますとだんだんと参加者が減ってきている、そういう大会もございまして、来年度以降に向けてもしっかりとそういったことが起きないようにということで、例えばフルマラソンの経験が長い石川県とか富山県こういう方々のランナーを対象にしながら、優先枠を設けて、北陸連携枠、こういったものを設けて、優先的にそういった方に参加していただけるようにする、こういったことも考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、北陸の新たな春の風物詩になるように、これからも常に新しいこと、努力をしていきながら皆さんに長く愛していただける大会に育てていきたいというふうに考えているところでございます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは課題と改善点につきましてお答えを申し上げます。

第1回大会におきましては、県外からの参加者が全体の約63%と大変多くいただいたことなどから需要の高い福井駅周辺のシングルタイプの部屋が早々に埋まりまして、特に遠方の方からは宿泊先が確保できないという苦情が多く寄せられました。

このため第2回大会におきましてはゼッケン等をランナー全員に事前に送付することによりまして前日の受付を不要といたします。

併せましてJR等に引き続き臨時便の増発を依頼いたしますとともに、近県からの参加者には当日の来県を促しまして、送迎つき宿泊プランの造成等によりまして遠方からの参加者が県内での宿泊をできる限り確保できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

また大会運営面でございますけど、5キロの部の先頭車両とマラソンの最後尾の車両との交錯を避けますために、第2回大会では5キロメートルのスタートについて5分繰り下げて出発いたしますほか、救護体制の見直しですとか、エイド、給食所の配分調整などをいたしまして、ランナーがより安心して楽しく走ることができるよう改善を図ってまいります。

議長／渡辺君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

本当に素晴らしい大会でいろんな課題もあったというふうにご説明ありましたが、実はいろいろ、マラソンに関して影に隠れたドラマというものもありまして、ずっとこの日のために出たかった人がたまたま体調不良で出れなかった、あるいは、今回定年を迎えるに当たって、思い出づくりに今まで全然走ったことがないんですけど、フルマラソンにチャレンジした、そういった方もいました。

全て、そういった方を含めていろんな方が思い出に残った素晴らしい大会であったというふうにおっしゃっていましたので、ぜひ知事のおっしゃるように、北陸の新たな風物詩として定着していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

若狭牛は自然豊かな越前若狭の四季に富んだ気候と豊かな風土の中で育てられたものから厳選した最高級の和牛肉です。

特徴としては、きめ細かなさしの入った柔らかな肉質と甘みのあるとろけるような舌触りとさっぱりした後味が好評で、若狭牛は福井県を代表するブランド食材となっています。しかしながら、近年の食糧高騰などの影響で生産コストが上昇しているにもかかわらず、枝肉市場では取引価格が低迷していて、経営環境は大変厳しい状況にあります。

しかも農家の高齢化と後継者不足に歯止めがかからず、平成元年に118戸あった肉用牛の畜産農家が令和5年度末には37戸と3分の1まで農家数の減少が進んでいます。

このように畜産農家を取り巻く状況が非常に厳しい中、福井県を代表するブランド食材となっている若狭牛の生産を続けていくためには、早急な若狭牛の消費量増加に向けた取組が必要だと思えます。

そこで、若狭牛の生産及び消費拡大を図るためのこれまでの政策の成果と今後の取組についてお伺いをいたします。

また、前述しましたように畜産農家の高齢化と後継者不足が止まりません。

新たに畜産経営に対し、意欲と関心を持つ人がいても学べる拠点が無いということで、せつかくの畜産農家育成に向けての場が見つからない状況となっています。

福井県農業基本計画の政策の中にも、若狭牛生産を担う人材を育成する畜産カレッジを整備していくとありますが、そこで次代の畜産業に対する担い手を育成していくためにも畜産カレッジの早急な整備を含めた体制整備が必要と考えますが、具体的な検討状況についてお伺いをいたします。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／若狭牛の生産拡大についてお答えをいたします。

まず若狭牛の生産消費拡大に向けました施策の成果と今後の取組についてお答えいたします。

肉用牛農家が減少する中、平成27年度から実施しております宿舍の増築支援によりまして、200頭規模の大規模農家が2戸誕生しております。

また、交雑種から単価の高い若狭牛への転換によりまして、新たに8戸が若狭牛の生産を開始しております。

消費拡大につきましては、これまで認知度向上に向けまして三つ星若狭牛のブランド化や県外のホテルなどで開催します福井フェアにおきまして若狭牛の提供などを行ってまいりました。

近年、若狭牛の出荷頭数は年間600頭前後で推移しております。

これは10年前と比べますと年間150から200頭増加している形になっておりまして、認知度向上の取組とか、消費拡大策の成果と考えております。

今後の新たな取組としまして、駅前での県産ブランド畜産物のPRイベント、あるいは精肉店、飲食店をめぐるスタンプラリーの開催などによりまして、来県者を含め、県内での消費拡大につなげていきたいと考えております。

また、遠隔監視カメラなど、農家の省力化につながるスマート畜産の導入支援や、受精卵の供給拡大によりまして、頭数増を後押ししまして、生産、消費の両面で若狭牛の振興を図っていきたいと考えております。

続きまして、畜産業の担い手育成に向けた畜産カレッジなど、体制整備の検討状況でございます。

県ではこれまで畜産の新規就農希望者に対しまして、短期の研修として畜産試験場や奥越高原牧場、嶺南牧場におきまして、基本技術や知識の習得を支援してまいりましたが、実践的な技術、あるいは経営ノウハウを習得するためには、長期的な研修が必要と考えております。

畜産カレッジにつきましては、県が整備を予定しております子牛の共同育成施設キャトルステーションや大規模肥育農家などで体系的に学ぶ形態を想定しております。

昨年度からJAなど関係機関とともに若狭牛のブランド戦略会議を開催しておりまして、県外の先進的な畜産農家の視察なども踏まえまして、畜産カレッジの内容や規模、機能、開設時期について議論を進めているところでございます。

畜産の新規就農希望者を県内外から誘致しまして、畜産カレッジで学んでいただくことを通じて次代の担い手を育成しまして、第三者継承を含め、空き牛舎の活用などによる独立

就農につなげていきたいと考えております。

議長／渡辺君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

ちょっと時間の都合上もありますので、次のほうに移らせていただきます。

次に、猛暑への対応についてということで、今年も暑い、暑い夏の季節が近づいてまいりました。

今月15日は坂井市春江で最高気温が35度と、県内で今年初めての猛暑日を観測いたしました。

今年も暑い夏になりそうです。

昨年の福井県は8月の平均気温は30.4度、平均最高気温は35.2度となり、いずれも月別の最高を記録し、猛暑日数なども過去最多となっており、昨年の夏はまさに記録づくめの観測史上、福井県にとって最も暑い夏となりました。

今年4月1日より改正気候変動適応法が施行され、政府は熱中症リスクの上昇に備え、従来の熱中症警戒アラートより一段高い熱中症特別警戒アラートの運用を4月24日から開始し、過去に例のない広域的な危険な暑さを想定し、健康に重大な被害を生じる恐れがあるとして最大限の予防行動を促すことといたしました。

熱中症対策を強化するために熱中症対策実行計画が法定計画へ格上げされ、熱中症警戒情報の法廷化及び熱中症特別警戒情報が創設されるとともに、市町村長によるクーリングシミュレーター及び熱中症対策普及団体の指定などの制度が措置され、想像を超えた危険な暑さから人命を守るための様々な施策が実施されるようになってまいりました。

そこで、本県における気候変動の影響や適応に関する情報拠点として福井県気候変動適応センターが令和5年11月に設置されましたが、現在までの取組状況をお伺いするとともに、今後、この福井県気候変動適応センターが県内において、猛暑をはじめとした気候変動に対し、どのような役割を果たしていくのか、県の所見をお伺いいたします。

熱中症対策は、住民への直接的な働きかけや対策が必要不可欠であり、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場などの関係部局が連携して対策を進めていくことが重要だと思っております。

令和5年5月30日に閣議決定された熱中症対策実行計画では、地方公共団体の基本的役割として、町内連絡体制を整備し、広域的な熱中症対策を推進するよう努めると明記されています。

そこで、熱中症対策に関する現在の町内の連絡体制についてお伺いするとともに、市町と連携し、どのように広域的な熱中症対策を推進していくのか、県の所見をお伺いいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、福井県気候変動センターの取組状況と今後の役割

についてお答えをいたします。

昨年11月にセンターを設置しました後、翌12月には国と協力し、市町の職員を対象に各市町の気候変動適応計画の策定に向けた研修会を実施しました。

また、県民や事業者に情報提供を行うため、センター通信、フクテキというものをこれまで2回発行いたしました。

その中では、あまり聞き慣れない気候変動適応策とはどのようなことを行うのか、また今ほど議員から紹介ございました福井の夏の年平均気温の変化、また、熱中症対策、おいしくて暑さに強い福井のブランド米、いちほまれなどを紹介してきたところでございます。さらに、今年度は新たに図書館や商業施設などでパネル展を行い、今すぐできる個人の適応策などを紹介し、県民の理解を深めていきたいと考えております。

今後とも、県内外の研究機関から最新の知見や農業、水産業、防災など、幅広い分野の優良事例を収集し、定期的にフクテキを発行するなど、県民や事業者に分かりやすく情報提供を行い、気候変動適応の推進に努めてまいります。

議長／健康福祉部長池上君。

池上健康福祉部長／私からは、熱中症対策に関する町内の連絡体制及び市町と連携した広域的な対策についてお答えをいたします。

熱中症特別警戒アラートの創設に伴いまして、県では熱中症健康危機対応マニュアルを整備し、特別警戒アラート発表時の町内及び市町への情報伝達体制を定めるとともに、町内関係課と市町による連絡会議を開催しまして対応を決定しております。

具体的には、特別警戒アラート発表時、県は事業者などを通じてテレワークの推奨、イベントや屋外作業の中止、学校での運動や行事の中止などを呼びかけ、市町は防災無線などによる特別警戒アラートの住民への確実な周知や高齢者など熱中症弱者への声かけなど、熱中症対策の徹底を行うこととしております。

各市町のクーリングシェルターにつきましては、県から薬局や郵便局、コンビニなどに協力を依頼しまして、現時点で公共施設を含めまして、全市町で427施設が確保されている状況でございます。

熱中症対策は関係する分野が多岐にわたりますので、全庁的に推進する必要があるため、市町や民間事業者と連携し、対策の徹底を図っていききたいと考えております。

議長／渡辺君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移ります。

福井空港は昭和41年に開港され、昭和51年には定期便が休航し、その後時代を経て平成15年にはジェット化に対応した拡張整備計画風が中止となったことなどもあり、現在は主にグライダーや自家用及び事業用の小型機、ヘリコプターなどの離発着施設として利用され

ています。

また、空から県民の安全・安心な暮らしを守る防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリの活動拠点として利用されているほか、JAXAなどの航空技術の実証実験の場としても活用されています。

これまでは滑走路の長さの都合上、離発着できる機種が限られていましたが、近年の航空技術の飛躍的な向上に伴い、現在の滑走路でも離発着が可能な着陸機もでき、福井空港の新たな活用方法が見いだされてきました。

しかし、現行の福井空港ビルにおいては昭和41年のしゅんこう以来58年が経過し、老朽化が顕著な状態となっています。

そういったことから、県では福井空港を新たな時代のニーズに適合する航空拠点として活用することを目標に、令和4年2月に部局横断のタスクフォースを設置しました。

そして、福井空港の将来像と今後の取組方針についてを策定し、その中において老朽化した空港ビルを再整備することとし、今年度設置する福井空港ビル再整備構想検討委員会において検討を進め、空港ビル再整備構想案をまとめていくこととしています。

また、福井空港の将来像として観光やビジネスを中心とした利用促進や防災、救急の拠点として大規模災害時に対応できるよう機能強化を目指すとしております。

そこで、能登半島地震を受け、空港の防災拠点としての必要性を改めて認識する中で、空港施設の再整備、特に、中期スポットや格納庫の拡充が重要だと考えますが、鷺頭副知事の所見をお伺いいたします。

また、福井空港の再整備に当たり、何よりも周辺地域の方への安心・安全に関する不安を感じることをないような積極的かつ丁寧な説明と広報が必要だと考えます。

そこで、空港全体の機能強化や空港ビルの再整備に当たり、地元への丁寧な説明と広報活動をどのように取り組んでいくのか県の所見を伺います。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／私からは、防災拠点としての福井空港の再整備についてお答えを申し上げます。

能登半島地震の際には、御指摘をいただいたように福井空港は物資等の輸送や、また警察、消防、自衛隊などの活動拠点として大いにその機能を発揮し、我々も改めて防災面での役割の大きさを再認識したところでございます。

また、先日23日に開催をした福井空港ビル再整備キックオフ講演会におきましても、専門家の方からも東日本大震災以降、この地方空港には安全や防災面での役割が一層増しているというようなお話もいただいたところです。

一方で現在の福井空港を見ますと、やはり利用が集中した際の駐機スポットの確保でありますとか、あるいは天気が荒れているときの待機場所などの課題が明らかになっているという状況がございます。

今後、安全で即時利用可能な防災拠点とするためには、御指摘のとおり、ヘリなどの駐機スポットの増設や、また格納庫の追加確保というのは必要であるというふうに考えており

ます。

また、このことはさらには平時の観光や、またビジネスの利活用促進にもつながるものと期待されるものでございます。

今後、県では空港ビル再整備のために有識者、空港関係者等からなる検討委員会、これを来月8日に立ち上げることとしてございまして、福井空港ビルの再整備構想を取りまとめまいります。

この中で御指摘をいただいた防災拠点の機能も含め、空港に必要な機能の検討を進めてまいりたいと考えております。

議長／土木部長田中君。

田中土木部長／空港全体の機能強化や空港ビルの再整備に当たっての地元への丁寧な説明と広報活動についてお答え申し上げます。

福井空港の利活用や機能強化を進めるに当たりましては、まず、地元の皆様の御理解が大切であると考えてございます。

このため、福井空港では地元向けに小型機の体験搭乗や福井空港スカイフェスを行うなど空港に足を運んでいただくイベントを定期的で開催しているところでございます。

また、今後、空港ビルの再整備の検討を始めるに当たりまして、今月23日に開催しましたキックオフ講演会、あるいは見学会におきましても、地元の住民の皆様にも御来場いただいているところでございます。

また、来月からスタートいたします空港ビル再整備構想検討委員会、こちらには坂井市や地元商工会にも委員として加わっていただきますほか、地元住民の皆様にも検討内容を御説明し、意見をお聞きする機会も設ける予定でございます。

今後とも、住民の皆様への丁寧な説明と広報活動に努めてまいります。

議長／渡辺君。

渡辺（竜彦）議員／ありがとうございました。

今ほど驚頭副知事、それから田中部長がおっしゃったように23日のキックオフ講演会の中で、当日講師を務められた慶応大学のカトウ先生が地元住民に空港を我がことと思ってもらうことが大事というふうにおっしゃっていたというふうに記憶しております。

そういった意味では、ぜひとも今ほど部長のほうからも御説明ありましたが、住民の方にしっかりとした説明をしていただく中で、地域に愛され、必要とされる、そんな空港づくりをぜひともつくっていただきたいというふうに思っておりますので、それを強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、渡辺竜彦君の質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明27日は、午前10時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。